
平成22年度 長浜市環境年次報告書



～自然と人がともに生きる環境重視のまち・ながはま～
長 浜 市

はじめに

長浜市は、平成18年2月13日、旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町の1市2町が合併し平成22年1月1日に旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町の6町と合併し誕生いたしました。21世紀を迎えた今、本市においても、ライフスタイルの変化や都市化の進展などにより、大量消費型社会のもたらす廃棄物の増大や、生活排水による琵琶湖などの水質汚染、緑や水辺の減少などといった問題をはじめ、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題が生じています。

そのため、私たちには、人類の生存基盤としての有限な環境を守り、次の世代へ引き継いでいくために環境問題を地球規模で考えるとともに、身近な地域の中で行動していくといった姿勢が求められています。

長浜市では、長浜市固有の歴史文化を踏まえながら、良好な環境の保全と創造をめざし、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの指針として、「長浜市環境基本条例」に基づき、「長浜市環境基本計画（ながはま環境まちづくりプラン21）」を策定しました。

この計画では、持続可能な節度ある発展を基本として環境まちづくりを進めるため、日常生活や事業活動から教育、文化などのあらゆる場面で、まちの仕組みやひとの意識などに関して、その基本的な方向や具体的施策について明らかにしています。

本書は、「長浜市環境基本条例」第14条に基づく報告書として、長浜市における平成21年度の環境施策の推進状況を取りまとめたものであり、多くの皆様の環境の保全と創造の取り組みに役立てていただければ幸いです。

平成22年12月

長浜市長 **藤井 勇 浩**

目 次

第1章 良好な自然環境の維持・回復	1
1 自然の生態系	1
(1) 多様な自然の保全	1
(2) 生物の生息・生育空間の保全	1
2 自然とのふれあい	1
(1) 自然とのふれあいの機会の確保	1
第2章 ひとの健康と安全の確保	2
1 水と土	2
(1) 河川・琵琶湖の保全	2
(2) 土壌、地下水の保全	4
2 空気と音、光	4
(1) 大気の保全	4
(2) 騒音・振動の防止	4
(3) 日照の確保、電波障害、光害対策	4
3 有害化学物質	5
(1) 事業活動にともなう汚染の防止	5
(2) 日常生活にともなう汚染の防止	5
4 環境監視体制	5
(1) 水質調査	5
(2) 底質調査	8
(3) 大気環境調査	9
(4) 道路交通騒音・振動調査結果	12
(5) 公害苦情への対応	14
(6) 事業所への指導徹底	14
第3章 もの・水・エネルギーの循環	15
1 ごみ	15
(1) 廃棄物の発生抑制	15
(2) リサイクルの推進	17
2 水循環	19
(1) 節水・未利用水の利用	19
3 エネルギー	19
(1) 省エネルギーの推進、未利用エネルギーの利用促進	19
第4章 地球環境保全への貢献	20
1 地球環境問題への理解・協力	20
(1) 地球環境問題の普及・啓発	20

2 環境への負荷低減	20
(1) 地球温暖化対策の推進	20
第5章 まちの個性と魅力の創出	21
1 水辺とみどり	21
(1) 公園・緑地の整備	21
2 歴史と文化	23
(1) 歴史・文化遺産の保存・活用	23
(2) 市民文化活動の推進	23
3 まちなみ景観	23
(1) 地域美化の推進	23
4 生活空間	24
(1) 交通環境のバリアフリー化の推進	24
(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進	24
第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進	24
1 環境教育・学習	24
(1) 学校での環境教育の充実	24
(2) 家庭や地域、職場での環境学習の充実	25
2 環境まちづくり	27
(1) 市民の取り組みの促進	27
(2) 事業者の取り組みの促進	27
(3) 市の取り組みの推進	27
(4) パートナーシップの構築	29
3 環境情報の提供・整備	30
(1) 環境情報の収集	30
(2) 環境情報の提供	30
資料編	32
第1章 環境調査結果	32
1 水質調査結果	32
2 底質調査結果	70
3 大気環境調査結果	76
4 道路交通騒音・振動調査結果	88
第2章 環境行政のあゆみ	97
第3章 長浜市環境基本計画について	99
1 計画のめざすもの	99

(1) 「ながはま環境まちづくりプラン21」策定の背景と趣旨	99
(2) 計画の枠組み	100
■目的・性格	100
■位置づけ	100
■対象	100
1. 対象の分野	100
2. 対象の地域	100
3. 主体	100
■計画の期間	101
■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系	101
2 計画をどのように推進するのか	102
(1) 推進体制	102
●環境審議会	102
●市民・事業者・市での推進体制	102
●広域的な連携体制	102
(2) 進捗状況の点検・評価と計画の見直し	102
●推進指標による継続的な調査	102
●年次報告	102
●市民の参画による評価と計画の見直し	102
第4章 環境の保全と創造に関する条例等	103
1 長浜市環境基本条例	103
2 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例	108
3 長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例	114
4 長浜しみどりの基本計画について	119

長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の「環境まちづくりの取り組み」および「行動と連携による環境まちづくりの推進」に基づいて、平成21年度における長浜市の環境の状況や取り組みの内容を示します。

第1章 良好な自然環境の維持・回復

第1節 自然の生態系

(1) 多様な自然の保全

里山リニューアル事業による里山整備、治山事業による森林整備、松くい虫被害木の伐倒駆除、間伐などの森林保全に努め、森林の持つ多面的機能の発揮を図りました。また、緊急雇用による遊歩道の整備を行いました。

長浜市の森林整備の状況

(単位：ha 但し松くい虫：m³)

	間伐	枝打ち	下刈り	雪起し	松くい虫被害木伐倒	松くい虫伐倒駆除	治山事業	造林	里山リニューアル事業
H19	15.87	15.07	38.92	23.95	100.95	11.51	132.94	4.22	7.00
H20	16.94	21.38	35.68	31.08	0.00	0.00	39.56	4.36	12.00
H21	106.00	47.36	56.69	30.02	350.83	15.46	135.81	4.87	87.37

各年度末現在

また、『世の中の移り変わりをじっと見つめ、豊かな緑で私たちに潤いと安らぎを与えてくれる、樹齢を重ねているなどの由緒ある樹木』を長浜市住みよい緑のまちづくりの会が保存樹に指定（平成22年3月現在の保存樹数は48ヶ所）するなど、貴重な地域資源の保全に努めました。

(2) 生物の生息・生育空間の保全

琵琶湖に生えるヨシ群落は、水質浄化をはじめ魚や水鳥たちのすみかとして大切な役割を果たしていることから、ながはまアメニティ会議によるヨシの育成しやすい環境づくりやヨシ植え（参加者約100人）、びわ中学校の全校生徒およびPTAによるヨシ植え・ヨシ刈り（参加者425人）、下八木町自治会によるヨシ刈り・ヨシ焼き（参加者35人）など、ヨシ群落保全事業が行われました。

第2節 自然とのふれあい

(1) 自然とのふれあいの機会の確保

学校では、田んぼの学校推進事業をJA等の協力のもと、米作りを通じて土から学ぶ体験学習を実施しました。

また、「長浜環境塾」においては、冬の水鳥観察を通じて、長浜に飛来する水鳥に親しむとともに、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会としまし

た。

高山キャンプ場において小学校4年生（739人、26校、35学級）を対象に「やまのこ事業」を実施し、森林環境について学ぶ機会を提供しました。

また、横山はらっぱ倶楽部が里山整備など森林の中での活動を行いました。

第2章 ひとの健康と安全の確保

第1節 水と土

(1) 河川・琵琶湖の保全

公共下水道の普及率は76.5%、農村下水道の普及率は23.3%、浄化槽の設置状況は単独が1,330基、合併が877基と、地域に応じた生活排水処理対策をすすめました。

公共下水道の普及状況

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
処理区域面積 (ha)	A	2,251.2	2,341.9	2,343.1	2,343.1	3,381.9
行政区域内人口 (人)	B	84,456	84,572	85,093	84,872	126,039
処理区域内人口 (人)	C	71,254	71,571	72,305	72,195	96,440
処理区域化内水洗化人口 (人)	D	57,357	61,838	65,146	64,559	84,179
処理区域内世帯数 (世帯)	E	25,453	25,848	26,473	26,735	35,124
処理区域内水洗化世帯数 (世帯)	F	20,382	22,623	24,129	23,803	30,321
普及率 (%) C/B		84.4	84.6	85.0	85.1	76.5
水洗化率[人口] (%) D/C		80.5	86.4	90.1	89.4	87.3
水洗化率[世帯] (%) F/E		80.1	87.5	91.1	89.0	86.3

各年度末現在

※平成21年度には、旧6町分を含む

上下水道課調べ



ヨシ植え (下坂浜町地先)

農村下水道整備率

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
処理区域面積 (ha)	A	497.1	497.1	497.1	497.1	1,649
行政区域内人口 (人)	B	84,456	84,572	85,093	84,813	126,039
処理区域内人口 (人)	C	12,397	12,269	12,206	12,009	29,383
処理区域化内水洗化人口 (人)	D	11,898	11,901	11,638	11,515	27,298
処理区域内世帯数 (世帯)	E	3,369	3,573	3,454	3,487	8,813
処理区域内水洗化世帯数 (世帯)	F	3,108	3,103	3,101	3,143	8,246
普及率 (%) C/B		14.7	14.5	14.3	14.2	23.3
水洗化率[人口] (%) D/C		96.0	97.0	95.4	95.9	92.9
水洗化率[世帯] (%) F/E		92.3	86.8	89.8	90.1	93.6

各年度末現在

※平成 21 年度には 6 旧町分を含む

上下水道課調べ

浄化槽設置状況

(単位：基)

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
5～20 人槽	単独	1,517	1,469	1,360	1,280	1,113
	合併	906	872	733	678	695
21～100 人槽	単独	300	287	278	259	209
	合併	67	63	61	61	76
101～200 人槽	単独	5	5	5	5	6
	合併	31	29	22	22	32
201～300 人槽	単独	4	4	2	2	1
	合併	15	12	10	8	12
301～500 人槽	単独	0	0	0	0	1
	合併	11	11	11	11	19
501～ 人槽	単独	0	0	0	0	0
	合併	15	14	13	13	43
合 計	単独	1,826	1,765	1,645	1,546	1,330
	合併	1,045	1,001	850	793	877
	計	2,871	2,766	2,495	2,339	2,207

各年度末現在

環境保全課調べ

※平成 21 年度には 6 旧町分を含む

※平成 21 年度に浄化槽の台帳整備事業を実施

琵琶湖や流入河川の水質改善やうるおいのある生活環境の創造と都市基盤の整備のための重点的な取り組みとして、国庫補助を活用し、下水道の早期整備を図りました。

また、下水道に対する理解と普及を促進するため、普及促進員の設置・融資あっ旋・広報・水洗化促進補助などにより、未水洗化世帯への普及促進と広報、啓発活動に努めまし

た。

森林整備に関する事業により、森林のもつ水土保全機能を良好に保つよう努め、農村・農地などから濁水の流出を抑えるため、濁水ゼロチャレンジ事業の実施に浅水代かきの推進、農村まるごと保全向上対策に取り組みました。

琵琶湖の水質保全を図るため、ヨシ群落の保全活動団体の支援を行い、ヨシ植えを実施しました。

(2) 土、地下水の保全

病虫害防除協議会は、農薬の適正散布や薬剤成分数の削減等、環境にやさしい防除について検討し実施に努めました。また、公園・街路樹などの害虫駆除時には農薬の使用を最小限にするように努めました。

第2節 空気と音、光

(1) 大気の保全

エコオフィス活動の取り組みの一環として、アイドリングストップの徹底、片道1km未満の場所への自転車・徒歩移動に努めました。

また、曳山まつり、長浜・北びわ湖大花火大会、盆梅展のイベント開催時にはシャトルバスの運行、ゴールデンウィーク、秋の行楽シーズンには北びわこフォーラムと連携して巡回バスを運行するなど、バスの利用について広報・周知を徹底し自動車交通量の抑制に努めました。また、繁忙期には交通誘導警備員を市内各所に配置し、スムーズな交通誘導に努めました。

(2) 騒音・振動の防止

工事車両におけるアイドリングのストップ、騒音・振動の抑制指導に努めました。

(3) 日照の確保、電波障害、光害対策

電波障害を未然に防ぐため、建築確認申請時等に受信障害防止指導を行い、高さ10m以上、または5戸以上の集合住宅、あるいは住宅以外の用途で50㎡以上の新築（2倍超増改築含む）に該当する建築物については、事前に電波障害等を予測してもらい、障害等発生時の対処方法等を報告してもらいました（32件）。

豊公園、加納白山公園等の都市公園については、防犯上の観点から光害に注意しつつ、必要な照明の確保を行っています。

田畑付近への夜間照明の設置については、減光器具を使用するよう努めました。

第3節 有害化学物質

(1) 事業活動にともなう汚染の防止

農地への農薬、化学肥料削減のため、環境こだわり農作物の推進に努めました。

長浜市および米原市で構成する一部事務組合「湖北広域行政事務センター」のごみ焼却処理施設クリスタルプラザでは、焼却炉内の温度を850℃～950℃に設定し、排ガスを、バグフィルタ内のろ布を通過させることにより、ダイオキシン、酸性ガスおよびばいじんを非常に低い濃度に除去するなど、汚染の防止に努めました。

(2) 日常生活にともなう汚染の防止

野焼きによる汚染物質の排出を防ぐため、市ホームページで周知啓発を行いました。

塩素系プラスチックは不燃ごみとして分別を図るなど、こほくる～るによる汚染防止の周知啓発を行いました。

第4節 環境監視体制

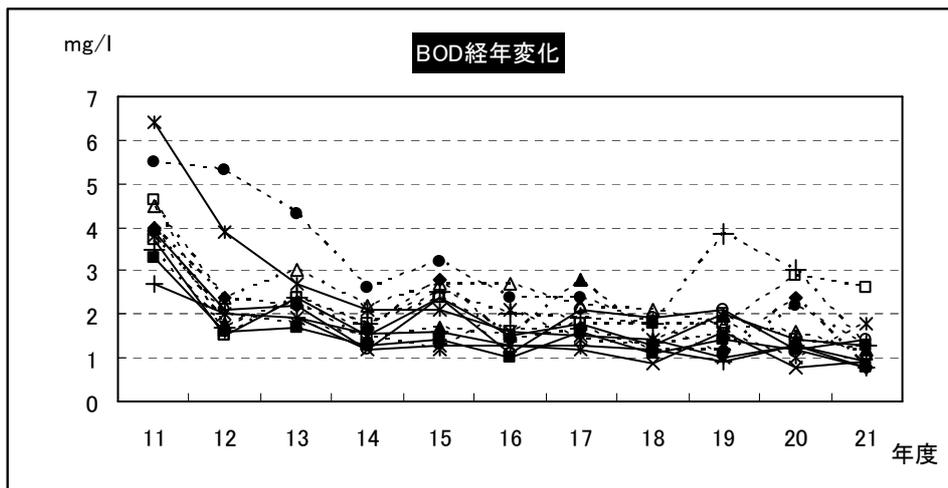
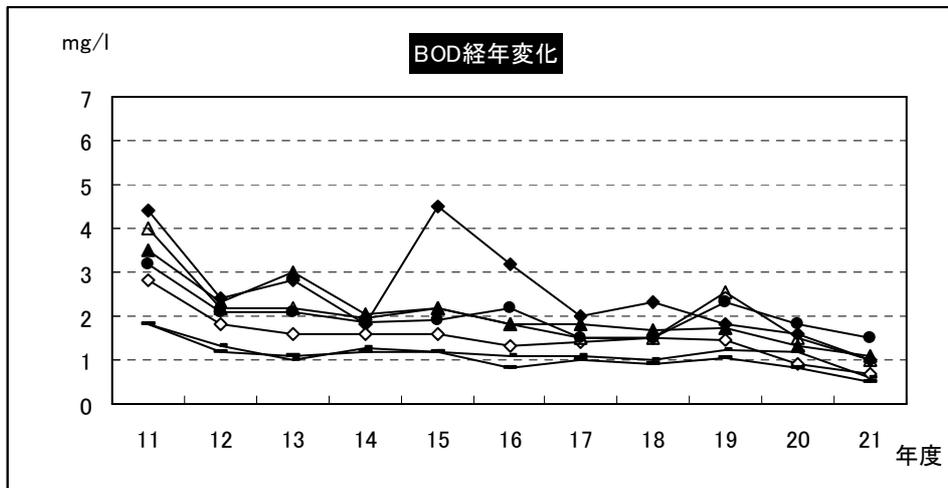
(1) 水質調査

河川の水質状況を把握するため、毎年調査を実施しています。平成21年度においても、市内31地点において調査を実施しました。全般的に、水質は市街地を流れる河川の方がやや数値が高くなっていますが、概ね横ばいの状態です。その他、人の健康に直接影響を及ぼす項目については全地点不検出でした。

調査地点数		頻度	調査項目
旧長浜市区域	7地点	毎月	◆生活環境の保全に関する項目 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数
	6地点	年4回	◆人の健康の保護に関する項目 カドミウム、シアン、鉛、 六価クロム等 全22項目
	7地点	年2回	
旧浅井町区域	6地点	年4回	◆その他
旧びわ町区域	5地点	年4回	COD、全窒素、全リン、 陰イオン界面活性剤 (MBAS)

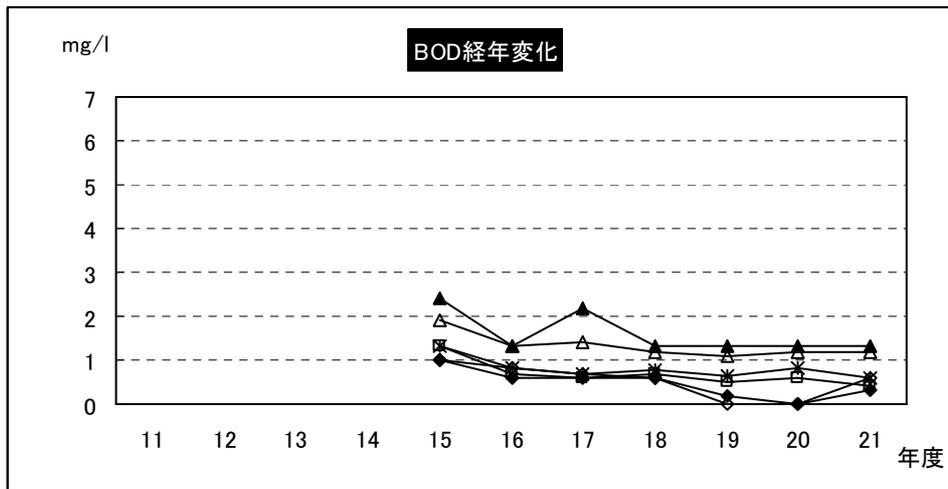
※ 旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町は、以前からの調査なし。

BOD経年変化
 <旧長浜区域>



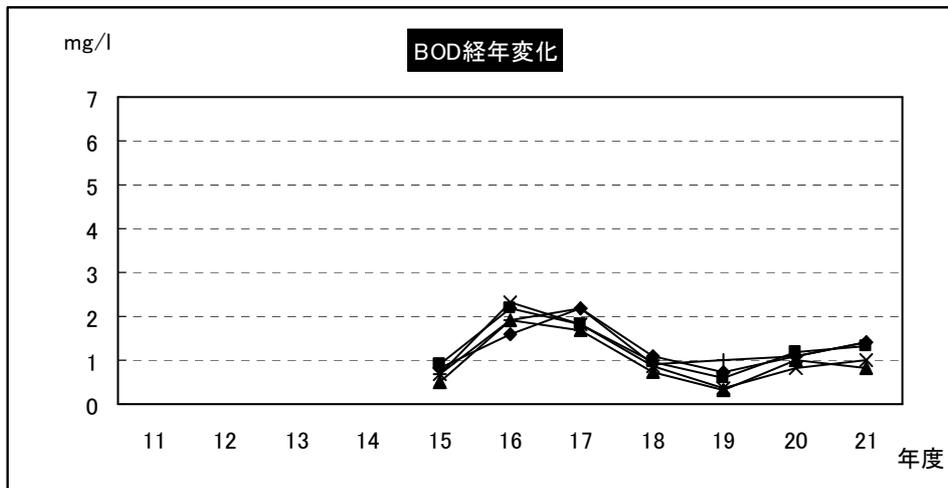
- | | | | |
|-------------------|------------------|-------------|----------------|
| —◆— 米川河口 | —◇— 米川中流 | —▲— 十一川河口 | —△— 十一川中流 |
| —■— 姉川口 | —●— 三六堀川河口 | —□— 姉川国友 | —*— 薬師堂川中流 |
| —+— 平田川 | —■— 大井川河口 | —□— 旧大井川河口 | ...▲... 五井戸川河口 |
| ...●... 打越川河口 | ...*... 南川河口 | —○— 土川 | ...+... 的場井川 |
| ...◆... 米川支流どんどん橋 | ...△... 米川支流神明神社 | ...□... 八幡川 | —×— 長浜新川 |

<旧浅井区域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ◇ 田川上流 △ 田川中流 ▲ 田根川 * 姉川今荘

<旧びわ区域>



◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

(2) 底質調査

昭和48年に市内河川の底質問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。

その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、平成21年度も同項目について調査を実施しました。

主要河川の底質調査結果

(採取日：平成21年9月24日)

調査河川	総水銀	カドミウム	鉛	ひ素	PCB	総クロム	水分率
米川	0.15	0.27	120	4.2	0.01	15	22.0
十一川	0.05	0.20	10	4.6	<0.01	13	17.5
三六堀川	0.05	0.53	25	5.1	0.03	25	21.8
大井川	0.04	0.14	9	4.7	<0.01	17	20.9
暫定除去基準	25				10		

単位：ppm（ドライ含有量）

底質のうち、水銀とPCBについては暫定除去基準（昭和50年10月28日、環水管、環境庁、水質保全局通知）が定められており、各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

その他の項目については、概ね横ばいで推移しており長期的に見て安定した状態にあると考えられます。



<底質採取場所：三六堀川河口>



<底質採取場所：大井川河口>

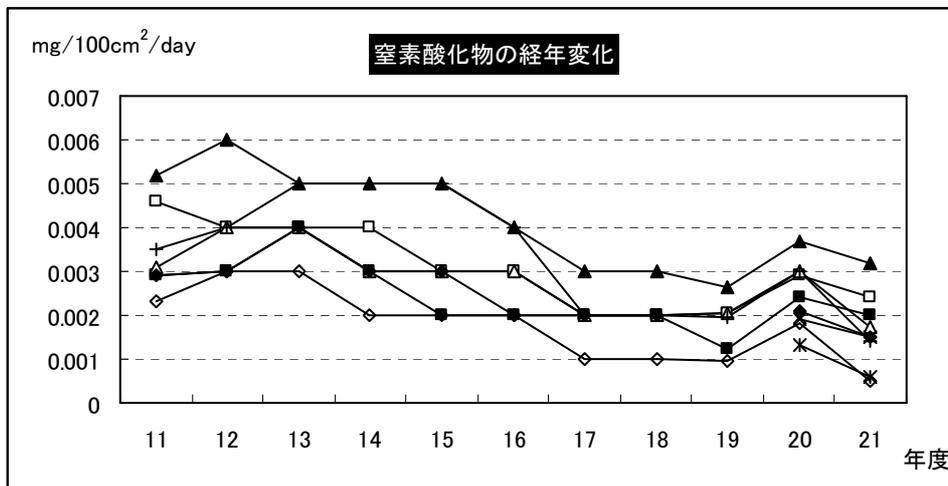
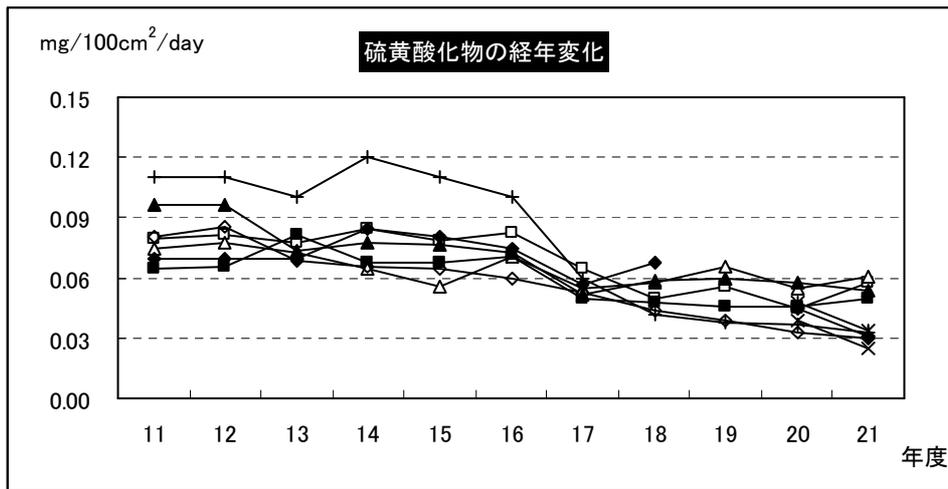
(3) 大気環境調査

大気の状態を①～③の方法により調査しました。

①簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物および窒素酸化物について、アルカリろ紙法により1か月ごとの積算量を、市内9地点において調査しました。

経年変化で見たとき長期的には概ね改善傾向にあります。



□	西中学校	■	南中学校	△	神照小学校
◆	長浜南小学校	○	東中学校	▲	調理短大
+	市民プール	×	浅井支所	*	びわ支所

②自動計測器による調査

旧教職員住宅（長浜市加田町）に設置した自動計測器で、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について24時間連続測定を実施した結果、概ね大気汚染に係る環境基準を満たしていました。

(H21)

二酸化窒素 (NO ₂)													
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
278	6851	0.010	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0

※ 二酸化窒素については、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから、0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」(大気汚染による環境基準より)

(H21)

一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
278	6851	0.0028	0.103	0.018	278	6851	0.013	0.14	0.039	78.6

(H21)

二酸化硫黄 (SO ₂)											
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(無 ○・有 ×)	(ppm)	(日)	
214	5392	0.0012	0.015	0	0	0	0	○	0.0033	0	

※ 二酸化硫黄については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること」(大気汚染に係る環境基準より)ただし、H21年度は自動計測器の故障のため測定時間が6000時間以上を満たしていない為参考値とする。

(H21)

浮遊粒子状物質 (SPM)										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(無 ○・有 ×)	(mg/m ³)	(日)
283	6966	0.025	0.57	8	0.11	1	0.35	○	0.051	1

※ 浮遊粒子状物質については、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること」(大気汚染に係る環境基準より)

③ハイボリュームエアースンプラーによる粉じん中の重金属調査

ハイボリュームエアースンプラーによる吸引捕集試料中の金属成分6種（鉛・カドミウム・マンガン・バナジウム・クロム・亜鉛）と硫酸根および粉じん量について、市内9地点において年2回調査を実施しました。

全調査地点での粉じん量は環境基準以下となっています。

金属成分については、環境レベルの目安として、労働衛生上の基準値を大きく下回っています。

採取場所	採取年月	鉛	カドミウム	マンガン	バナジウム	クロム	亜鉛	硫酸根	粉じん量
		$\mu\text{g}/\text{m}^3$							
長浜市役所 本庁舎	H21.8	0.020	<0.0011	0.0042	<0.0027	<0.016	0.029	5.7	26.7
	H22.2	<0.011	<0.0011	0.0032	<0.0027	0.016	0.028	6.4	27.4
長浜南中学校	H21.9	<0.014	<0.0014	<0.0034	<0.0034	<0.020	0.011	2.3	24.8
	H22.3	<0.014	<0.0014	0.0048	<0.0035	<0.021	0.022	4.0	20.1
神照小学校	H21.8	<0.016	<0.0016	<0.0039	<0.0039	<0.024	0.026	6.4	22.9
	H22.2	<0.012	<0.0012	<0.0029	<0.0029	<0.018	0.022	3.6	25.3
長浜南小学校	H21.8	<0.011	<0.0011	0.0037	0.0043	<0.016	0.019	5.8	20.1
	H22.3	0.014	<0.0011	0.0041	<0.0026	<0.015	0.025	3.3	17.2
長浜東中学校	H21.8	<0.013	0.0012	<0.0031	0.0043	<0.019	0.027	6.1	21.9
	H22.3	<0.012	<0.0012	0.0043	<0.0031	<0.018	0.020	4.2	17.7
サンパレス	H21.8	0.028	<0.0012	0.0042	<0.0030	<0.018	0.032	5.4	28.3
	H22.2	<0.012	<0.0012	0.0083	<0.0030	<0.018	0.026	1.8	25.7
市民プール	H21.9	<0.013	<0.0013	<0.0032	<0.0032	<0.019	0.011	2.1	21.5
	H22.2	<0.013	<0.0013	0.0053	<0.0033	<0.020	0.028	4.2	35.0
浅井支所	H21.8	<0.016	<0.0016	<0.0039	0.0039	<0.023	0.024	5.9	24.1
	H22.3	<0.012	<0.0012	0.0037	<0.0031	<0.018	0.017	4.2	18.9
びわ支所	H21.8	<0.013	<0.0014	0.0046	<0.0033	0.023	0.031	6.3	30.0
	H22.2	<0.010	<0.0010	0.0036	<0.0026	<0.016	0.022	3.6	22.4



<自動計測器（大気測定車内）>



<粉じん中の重金属調査（長浜南小学校）>

(4) 道路交通騒音・振動調査結果

道路交通に関する騒音、振動の状況を把握するため①および②の調査を実施しました。

①市内主要道路調査

県道大津能登川長浜線と国道365号線および国道8号線の3カ所で、騒音、振動および交通量について調査を実施しました。

●県道大津能登川長浜線／湖岸道路（測定場所：港町 市民コート前）

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼65.6dB、夜60.5dBであり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）をどちらの区分とも満たしています。また、どの時間帯も自動車騒音要請限度（75・70）以下となっています。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼42.6dB、夜36.6dBでした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼190.1台/10分、夜56.0台/10分で8時および17時前後の時間帯において交通量が増えています。

●国道365号線（測定場所：内保町 長浜市社会福祉協議会浅井支所前）

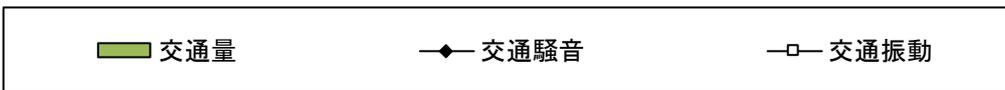
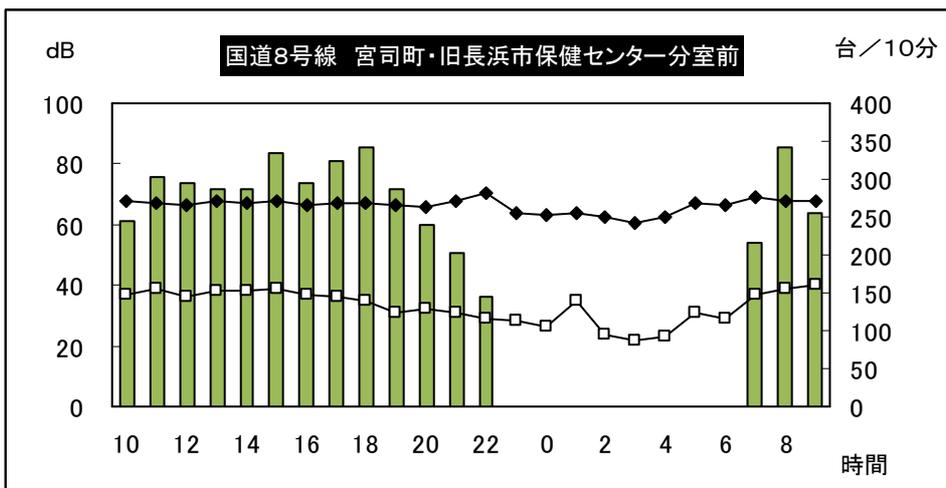
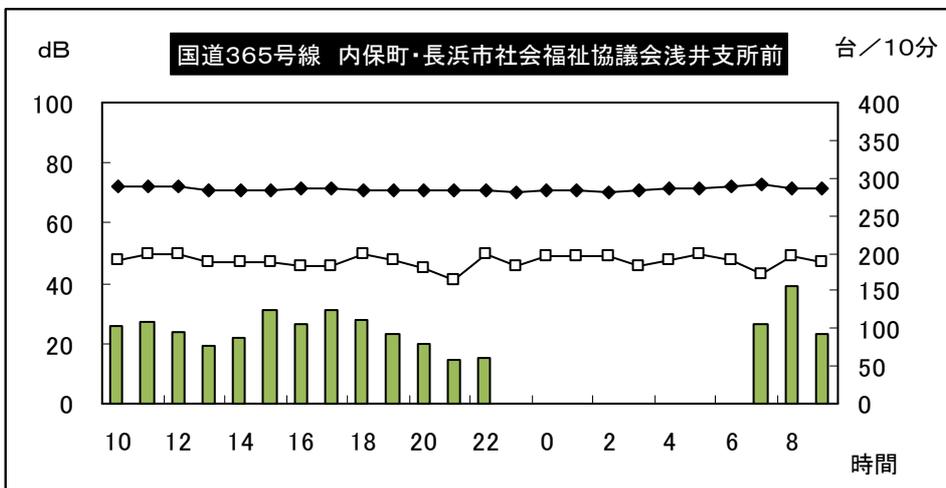
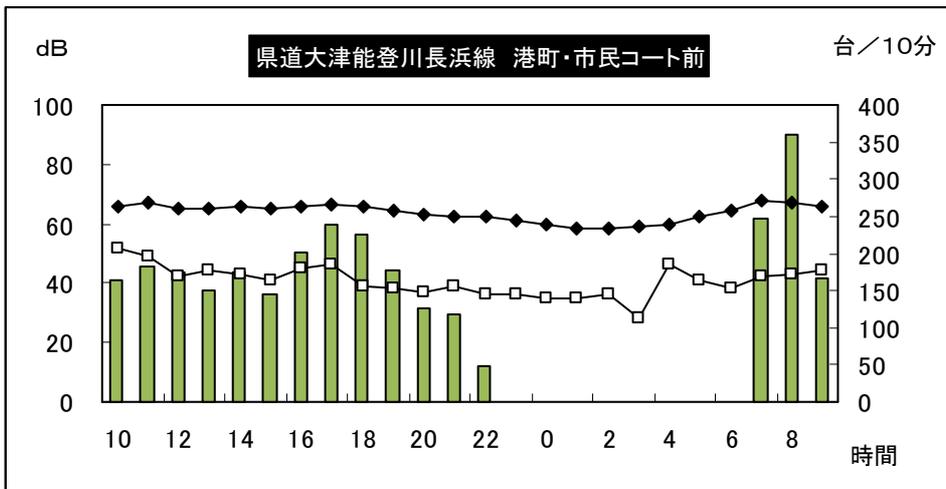
騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼71.5dB、夜70.9dBであり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）について昼と夜の時間区分を満たしていません。また、昼の時間帯は自動車騒音要請限度（75）を超えませんが、夜の時間帯については自動車騒音要請限度（70）を超えることがあります。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼47.0dB、夜48.4dBでした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼101.6台/10分、夜60.0台/10分でした。また、その内訳を見てみると、全時間帯において大型車の通行比率が高いことがわかりました。

●国道8号線（測定場所：宮司町 旧長浜市保健センター分室前）

騒音レベルは時間区分ごとの平均レベルで、昼67.3dB、夜65.5dBであり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）について夜の時間区分を満たしていません。しかし、概ねどの時間帯も自動車騒音要請限度（75・70）以下となっていました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼35.9dB、夜27.3dBでした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼283.2台/10分、夜144.0台/10分であり、8時から19時までの時間帯において交通量が多いことがわかりました。



②北陸自動車道交通騒音調査

市内を縦断する高速道路の騒音状況を把握するため、沿線の側道4カ所（榎木・加納・南田附・宮司）にて調査を実施しました。

いずれの地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を大きく下回っており、過去と比較しても大きな変動はありません。

測定場所	測定時間	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		LAeq	LA50								
榎木	昼	57.5	56.6	58.4	57.3	60.0	59.4	55.5	54.4	55.8	54.8
	夜	59.8	59.0	58.8	57.0	59.7	58.6	58.7	57.7	56.4	54.1
加納	昼	55.0	56.6	56.6	56.1	56.8	56.4	56.6	54.9	60.9	58.1
	夜	54.2	59.0	54.1	53.3	54.8	53.6	56.2	55.0	58.5	52.8
南田附	昼	59.6	58.8	58.1	56.9	59.7	58.9	58.5	57.3	59.1	58.2
	夜	57.5	54.9	56.2	54.3	58.0	56.2	59.9	57.9	56.1	53.1
宮司	昼	55.1	54.1	55.4	54.6	56.2	55.4	56.3	55.6	55.9	55.0
	夜	54.8	53.2	54.0	52.3	54.8	53.5	57.1	54.7	55.2	53.8

（5）公害苦情への対応

平成21年度に寄せられた公害関係の総苦情件数は64件、種類別に見ると大気が25件と最も多く、続いて水質が17件、悪臭が5件、騒音4件、振動1件となりました。

公害苦情の種類別対応件数

年度	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計
H18	44	18	0	5	0	0	6	5	78
H19	37	19	5	2	0	0	6	14	83
H20	23	10	0	4	1	0	7	5	50
H21	25	17	1	4	1	0	5	11	64

各年度末現在

環境保全課調べ

（6）事業所への指導徹底

工場・事業場などに対する公害防止の規制・指導を行いました。

第3章 もの・水・エネルギーの循環

第1節 ごみ

(1) 廃棄物の発生抑制

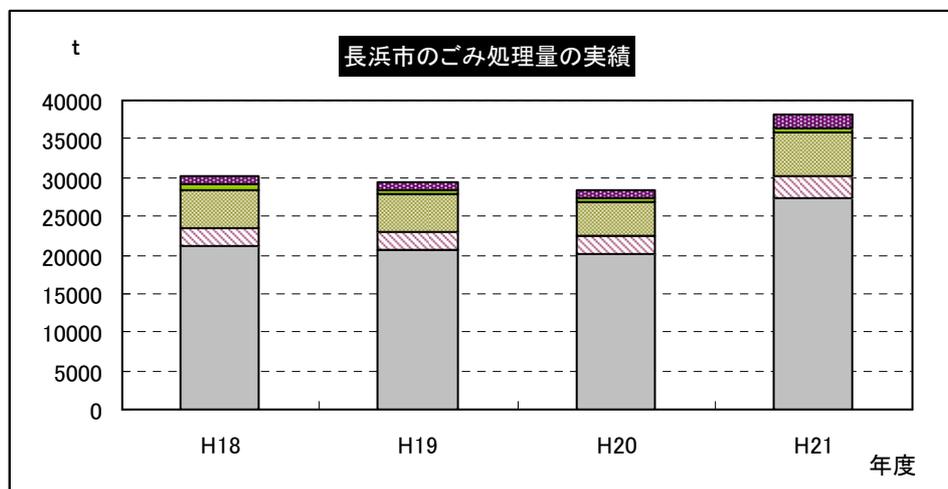
ごみ処理量の推移を見ると、合併し旧6町分のごみ処理量も含むことから、平成21年度は大幅に増加しています。

長浜市のごみ処理量の実績（年度別／ごみ品目別）

単位：kg

品目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
可燃ごみ	21,226,000	20,746,000	20,252,000	27,351,000
不燃ごみ	2,147,000	2,174,000	2,222,000	2,865,000
資源ごみ	5,131,000	4,917,000	4,321,000	5,539,000
ガラスびん	588,000	540,000	524,000	752,000
粗大ごみ	987,000	924,000	1,020,000	1,651,000
使用済み乾電池	25,000	28,000	23,000	29,000
使用済み蛍光管	7,000	5,000	6,000	8,000
合計	301,111,000	29,334,000	28,368,000	38,195,000

湖北広域行政事務センター調べ

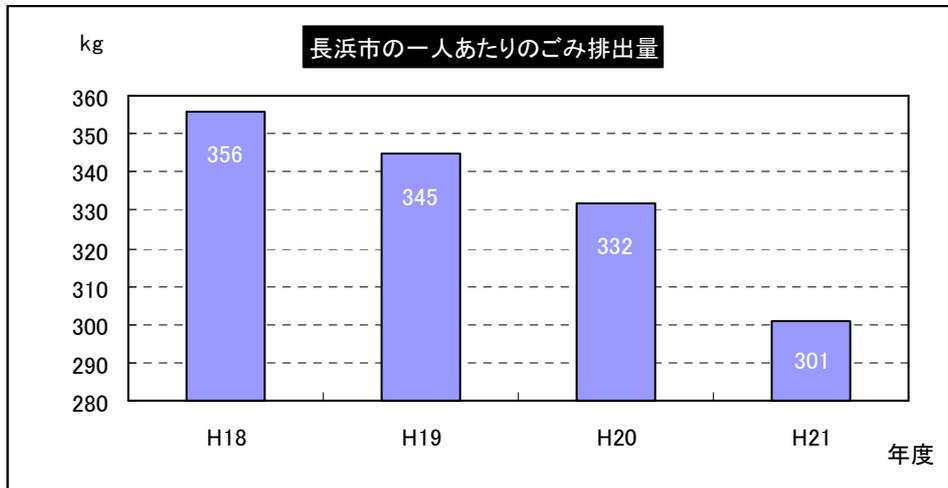


湖北広域行政事務センター調べ

■ 可燃ごみ ■ 不燃ごみ ■ 資源ごみ ■ ガラスびん ■ 粗大ごみ ■ 使用済み乾電池 ■ 使用済み蛍光管

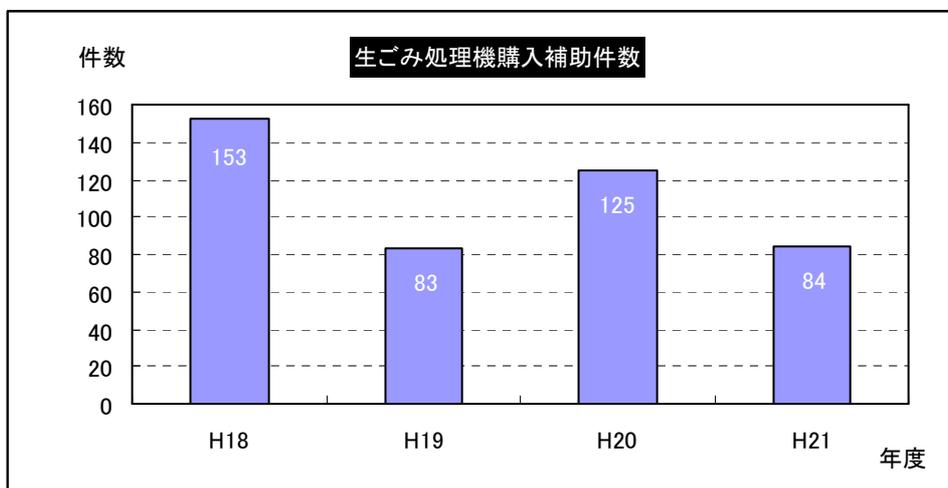
※平成21年度より旧6町分含む。

一人あたりのごみ処理量の推移を見ると、ごみの指定袋の有料化による減量意識が働いたことから、一人あたりのごみの処理量が31kg減量しました。



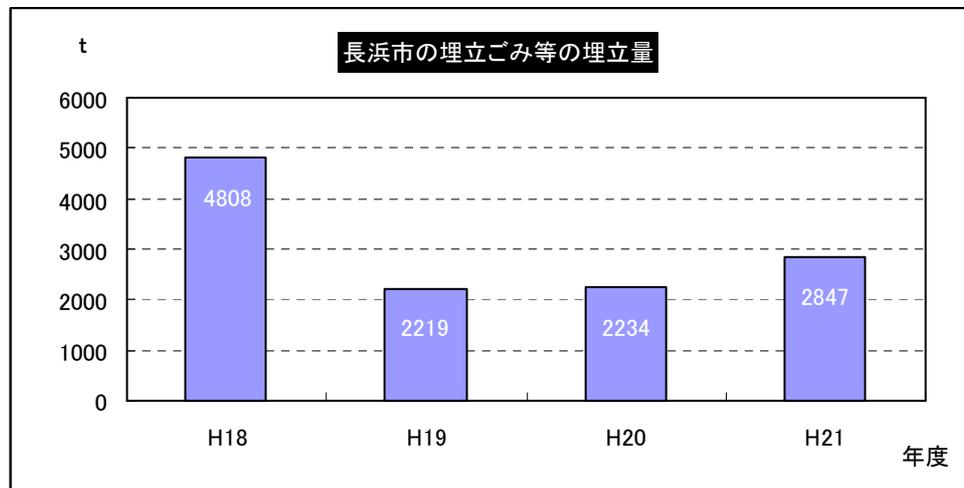
湖北広域行政事務センター調べ

家庭の台所等から出る生ごみ等を減量し、再資源化を図ることを目的に、生ごみ処理機の購入に対し84件補助しました。



環境保全課調べ

クリーンプラントで埋め立てられる破砕物、プラスチック、がれき等の不燃物の埋立量の実績値を長浜市分として按分して推定した埋立量の他、伊香クリーンプラザの埋立量を加えたことから、平成 20 年度より増加しました。

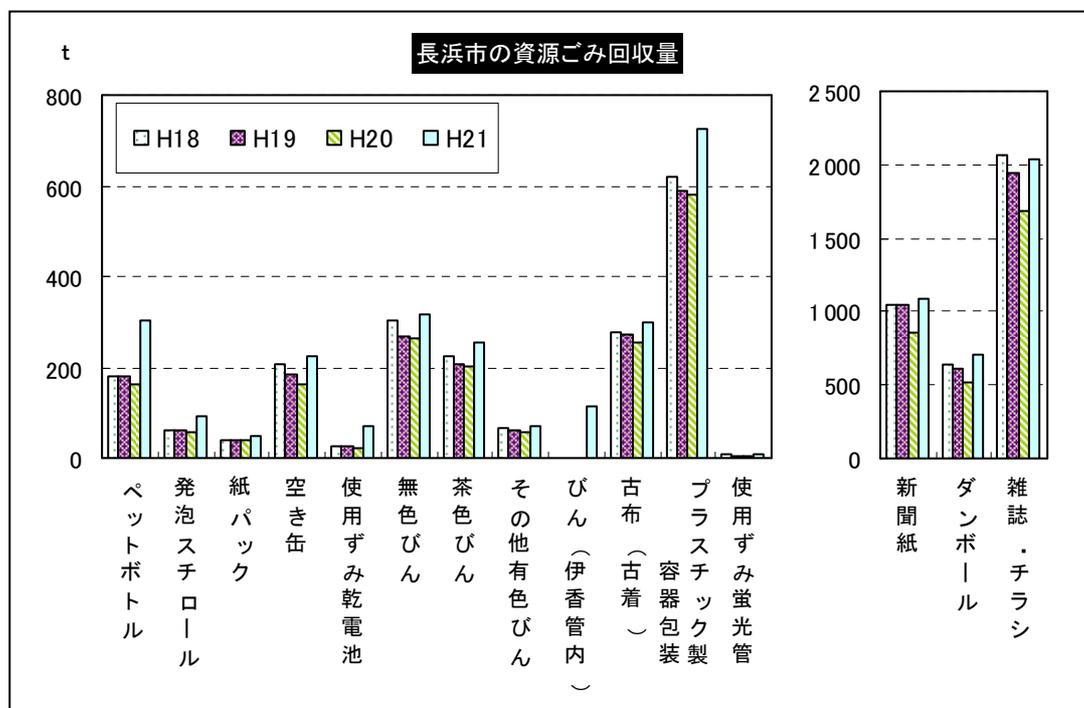


※平成 21 年度より旧 6 町分含む。

湖北広域行政事務センター調べ

(2) リサイクルの推進

資源ごみ回収量の推移を見ると、合併したことにより平成 20 年度より全体的に増加しました。



※平成 21 年度より旧 6 町分含む。

湖北広域行政事務センター調べ

ごみ指定袋の有料化の周知やその利用の徹底およびごみ分別の徹底を図るため、行政出前講座を実施しました(7 団体、165 人)。

ごみの減量および資源の有効利用、ならびに市民のごみ問題に対する意識の高揚を図ることを目的に、リサイクル活動を実施している団体（自治会、婦人会、子ども会、老人会、PTA等（28団体））に対し奨励金を支給しました。

リサイクル活動実施団体数

(単位：団体)

	PTA	子ども会	婦人会	老人会	自治会	その他	合計
H19	6	9	10	4	4	4	37
H20	4	7	9	5	4	2	31
H21	5	5	8	5	5	0	28

各年度末現在

環境保全課調べ

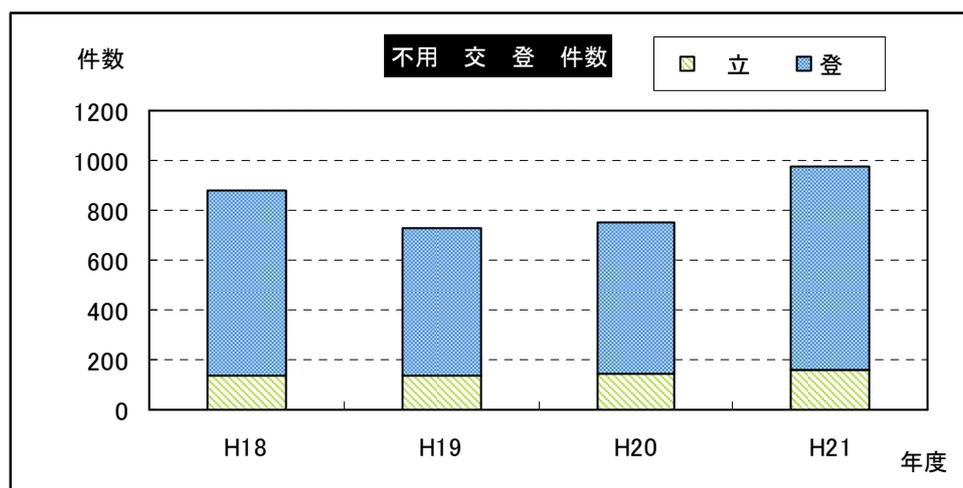
リサイクル活動収集実績

	新聞紙(kg)	雑誌(kg)	ダンボール(kg)	繊維類(kg)	酒びん(本)	ビールびん(本)
H19	101,150	75,770	72,913	95	3,690	3,368
H20	57,910	64,750	51,120	0	784	1,043
H21	56,655	70,597	50,300	460	536	522

各年度末現在

環境保全課調べ

使用可能な不用品を譲り渡したい、あるいは譲り受けたい人のために不用品交換情報を広報ながはま、長浜市省資源実践館「エコハウス」等に掲示し、資源の有効利用およびリサイクルの推進を図りました（登録件数818件、内成立件数161件）。



長浜市の建築物の建築や道路舗装、下水道および舗装復旧工事について、各現場で再生材（アスファルト・砕石）を利用するよう、仕様書・設計書に条件明示し実施しました。

5万円以上の物品購入については、グリーン購入に努めました。

市内の各保育園では、生ごみを堆肥化し園内の花壇や菜園で肥料として利用していますが、生ごみ処理機の老朽化に伴い、随時事業所用ごみ袋の使用に移行しています。

長浜市学校給食センターでは、生ごみ処理施設において生ごみの堆肥化を行い、各小中学校では、牛乳パックのリサイクルを行いました。

第2節 水循環

(1) 節水・未利用水の利用

びわ水環境を守る生活推進協議会が実施する水を大切にするライフスタイルの構築にむけた啓発活動等に対し支援を行いました。

第3節 エネルギー

(1) 省エネルギーの推進、未利用エネルギーの利用促進

市役所では冷暖房期間中、省エネルギーの取り組みとして、職員はクールビズやウォームビズに努め、来庁者への啓発を図りました。また、同時に冷暖房機の稼働基準温度および機器の適正な使用方法を周知し、省エネルギーに配慮したライフスタイル・事業活動の実践・普及に努めました。

市民交流センターにおいて、空調用冷温水機の更新を行いました。燃料となる都市ガスや稼動用電気の消費量などランニングコストは従来と比較して約17%向上し、二酸化炭素排出量も約27%削減できました。

木質バイオマスの利用、カーボンニュートラルの普及啓発のため、市民課前待合室にペレットストーブを設置しました。また、市所有のトラック1台にバイオディーゼル燃料を一定期間使用し、利用検証しました。

地球温暖化対策事業として、太陽光発電システム、小型風力発電システム、ペレットストーブを設置した市民に対して補助を行いました。(太陽光発電システム22件、ペレットストーブ2件)

第4章 地球環境保全への貢献

第1節 地球環境問題への理解・協力

(1) 地球環境問題の普及・啓発

教育課程内の総合的な学習の時間において、中学校では、地球的規模の環境問題学習を実施しました。また、小学校では、水質検査や、森林学習などの身近な自然観察等により、環境問題に対する理解を深めました。

第2節 環境への負荷低減

(1) 地球温暖化対策の推進

アイドリングストップの徹底や毎月一度の定期点検などによる自動車の適正利用に努めました。

エコオフィス活動の取り組みにより、省エネルギーを促進するなど地球温暖化対策の推進に努めました。

また、本市の地球温暖化対策の基本となる（仮称）長浜市温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に向け、現状分析や市民等の調査を行いました。

第5章 まちの個性と魅力の創出

第1節 水辺とみどり

(1) 公園・緑地の整備

長浜市みどりの基本計画に基づき、多面的なレクリエーション拠点ならびに広域的な防災拠点である神照運動公園の第2期整備を推進しました。

都市公園の整備状況を見ると、合併により虎御前山公園が加わり都市公園の総数が36か所、総面積が161.19haと増加しましたが、都市公園を持たない町との合併により公園面積の増加に対し人口の増加が大きく、一人あたりの都市公園面積は12.79m²に減少しました。

また、地域住民と連携しながら公園・緑地などの維持管理を図るため、街区公園等の管理を地域に委託しました(27か所)。

都市計画法に基づく開発許可および長浜市開発事業に関する指導要領、長浜市中高層等建築物に関する指導要綱で緑化率を20%に定めて指導を行いました(76件)。

植樹帯の維持管理を行い緑化に努めました。

みどりへの市民意識の高揚をはかるため、ガーデニングコンテスト(3月14日:出展日:17作品)、ハンギングバスケット教室(3月14日:48名参加)ならびに豊公園においてネイチャーゲーム(10月24日:48名参加)を開催しました。

また、家庭や地域における緑化を推進するため、緑化を推進する自治会などの団体活動に対して補助を行いました。



<ガーデニングコンテスト>

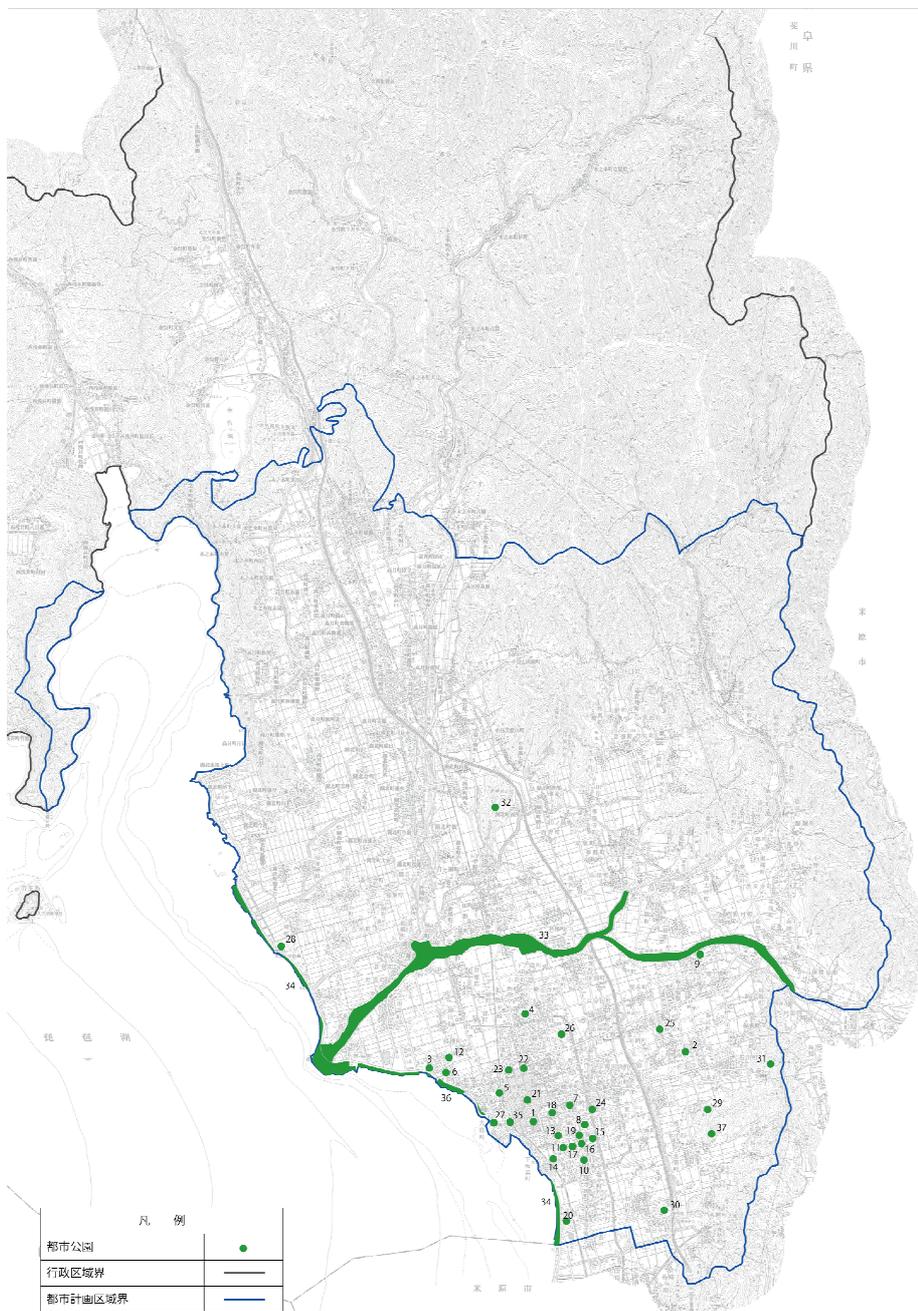
<ハンギングバスケット教室>



緑化支援の状況（平成21年度）

事業名	内容等
生活環境緑化事業	施工か所 30か所、植栽樹木数 737本、延面積 1,533m ²
長浜市緑化推進事業	生垣補助 0件、プランターへの植栽等に対する補助 5団体
緑の募金還元事業 (語らいの森整備事業)	実績なし

都市計画課調べ



- 1 あ の
- 2 南小
- 3
- 4 新
- 5 町
- 6
- 7 東高田
- 8
- 9 草
- 10 大
- 11 高町
- 12 西
- 13 高北
- 14
- 15 東
- 16 中
- 17 西
- 18 南高田
- 19 み
- 20 田 町
- 21
- 22 大通
- 23 木
- 24 長浜中
- 25
- 26 神照 動
- 27
- 28 びわす ー の
- 29 八
- 30 神田
- 31 田
- 32 前
- 33 姉川
- 34 湖
- 35 町
- 36 湖
- 37 の

第2節 歴史と文化

(1) 歴史・文化遺産の保存・活用

指定文化財の防災設備等の保守点検、名勝庭園の荒廃防止等に対して、各所有者に補助活動を行い、文化財の維持管理に努める(6件)とともに未指定文化財の調査を行いました。

また、文化財講演会、速報展示などを開催しました。長浜曳山文化協会への補助をおこない、長浜曳山まつりなどの有形・無形の文化財の保存伝承に努めました。

長浜城歴史博物館では、友の会と共催で湖北学講座(5回・271人)、北近江歴史大学(4回・823人)、北近江古代、万葉のロマン講座(3回・222人)、大河ドラマ講座(3回・221人)を開催しました。

また、各地の名勝、文化財を訪ねる臨地見学会や歴史探求ハイクを11回行い合計313人の参加を得ました。さらに館長をはじめとする学芸員による出前講座は、172回行い合計7,741人が聴講し、湖北・長浜の歴史文化を学ぶ機会を提供しました。

(2) 市民文化活動の推進

長浜の伝統や文化を大切にしつつ、まちの新しい生き方を発見し、これからの生涯学習のまちづくりを推進していくことを目的に生涯学習大学講座「長浜学」を開催しました(全5回:受講者延べ470人)。

クラシックコンサートや落語など鑑賞型事業(全16件)を開催しました。

第61回長浜市美術展覧会には、6部門390点の作品が出品され、来場者は1,898人でした。

第12回「絵で伝えよう!わたしの町のたからもの」絵画展には、160点の作品が出品され、長浜・浅井・びわで巡回展示を行いました。

第3節 まちなみ景観

(1) 地域美化の推進

琵琶湖の日(7月1日)に長浜市湖岸一帯(旧びわ町境界から米原市境界5.2km)において琵琶湖一斉清掃を行いました(参加者約1,410人・54団体、ごみ収集量 可燃0.75トン、不燃1.34トン)。

長浜・北びわ湖大花火大会において、ごみの持ち帰りを看板やアナウンスなどで啓発しました。

道路を守る月間(8月)について広報し、市民の道路愛護意識が高まるよう努めました。

11月22日から12月6日までの間に実施された「県下一斉清掃運動」には、73団体が参加し、可燃ごみ12.4トン・不燃ごみ13.0トンのごみを回収しました。

自治会等が実施する河川・側溝清掃等地域美化活動に対しては、ダンプの配車等による支援を行いました。(約150自治会)

また、不法投棄の監視を図るため、不法投棄防止強調月間には、10月6日に行なわれた湖北地域ごみ対策会議不法投棄対策部会主催の不法投棄監視パトロールに参加し、湖北地

域管内一円のパトロールを行ないました。

第4節 生活空間

(1) 交通環境のバリアフリー化の推進

道路や歩道への放置自転車については、道路パトロールおよび市民からの通報により、撤去・保管・処分を行いました。

また、屋外広告物、商品など障害物対策として、定期的な道路パトロールによる状況把握、撤去指導を行いました。

長浜駅前・田村駅前自転車放置禁止区域にて、放置禁止啓発を行うとともに年間356台の撤去を行いました。

放置自転車等移動保管台数

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
放置自転車等移動保管台数	180台	281台	389台	413台	356台

市民自治振興課調べ

(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進

公共施設改修時等においてはバリアフリー化を推進しました。

第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進

第1節 環境教育・学習

(1) 学校での環境教育の充実

① 地域資源を生かした環境学習の推進

● 宿泊体験学習

小学校4年生を対象に、宿泊体験学習を荒神山少年自然の家で実施し、周辺で自然等を活用した学習を実施しました。また、中学校1年生を対象に、宿泊体験学習を福井県立奥越高原青少年自然の家や県内宿泊施設で実施し、登山や自然体験学習を実施しました。

● きらきら体験学習事業

小学校4年生を対象に、クリスタルプラザ「ガラス工房館」において、湖北広域行政事務センターが回収したビンを加工した一輪挿しなどに再利用するサンドプラストや、バーナーワークでのトンボ玉作り等を通して、児童の環境への意識の醸成を図るよう努めました。

② 環境教育体制の整備

● 長浜市水生生物少年少女調査隊事業

平成21年度調査隊は、隊員252人が水生生物調査を中心に以下の活動を行いました。

- ・ 各小学の校区内の河川の調査ポイントを月 1 回程度調査し、川の中の生き物の種類や数を調べて川の汚れ具合を調査。
- ・ 身のまわりの環境について日常生活で気づいたことを「環境日記」として記録。
- ・ 夏休みに隊員が集い、調査活動の報告等を行う「交流会」を実施。
- ・ 環境学習施設を訪問し、水環境問題について広く学ぶ「体験学習会」を実施。
- ・ 以上の調査結果を「調査報告書」として冊子にまとめ発行。

【長浜市水生生物少年少女調査隊】

■組織の概要

長浜市から河川の調査委託を受けるかたちで昭和62年に始まり、平成21年で23期目。市内13小学校の4～6年生の有志（毎年公募）と、各小学校の同調査隊の指導教諭（水生生物少年少女調査隊指導者連絡会）で構成。

通算2,953人の隊員が指導教諭のもと調査隊活動を実施。

■活動の目的

子どもたちが川で遊び、楽しみながら川の中にすむ生き物を調べることによって、川の実態を知り、環境を見る目を養い、身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成すること。

■活動の概要

各小学校区内の川に入り、そこにすんでいる生き物の種類や数を調べて、その川の汚れ具合などを判定。また、普段の生活や活動を通じて身近な環境について気づいたことや感じたことを「環境日記」に記録。一連の活動は調査報告書にとりまとめ発行。

(2) 家庭や地域、職場での環境学習の充実

① 環境学習の機会・場の提供

● 長浜環境塾の開催

冬の水鳥観察を通じて長浜に飛来する水鳥に親しみ、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会として、1月31日に水鳥観察会を開催しました。（参加者80人）

● 土曜学び座事業での環境学習講座の開催

「森の絵本づくり」「廃油でキャンドル」「食エコ体験」など様々な環境学習を実施しました。

● ヨシ植えの開催

平成21年度は、琵琶湖の浜欠けにより十分にヨシが育成しなかったため、防止杭を設置し、ヨシの育成しやすい環境づくりを行い、あわせてヨシ植えを実施しました（参加者約100人）

身近な環境を考えるべく、とりわけ私たちの暮らしと密接な関係である琵琶湖への感謝の気持ちを込めて、水質浄化や湖岸の侵食防止をはじめ、魚や水鳥たちのすみか

として大切な役割を果たしている「ヨシ」を下坂浜町地先に植えました。ヨシ植えに際しては、長浜農業高等学校より、ヨシ苗の提供とヨシ植え時の指導をいただきました。

●長浜市「環境にやさしい日」事業

市民一人ひとりが環境の保全と創造についての理解を深めるため、湖北野鳥センター付近での水鳥観察会および関西電力提供による地球環境に関する環境学習を行いました。

【環境にやさしい日】

市民、事業者等の中に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲を高めるために、長浜市環境基本条例にて、春分の日を「環境にやさしい日」として制定。



また、滋賀県教育委員会、長浜市が主催する「淡海生涯カレッジ長浜校」では、環境やバイオについての講義、フィールドワーク、実験、実習等を実施しました。受講者32人、修了者24人でした。

② 環境学習体制の整備

環境活動リーダーを育成するため、市民を対象に環境推進員研修等を開催しました。

また、環境教育担当教諭等を対象に、滋賀県総合教育センターおよび夏休み中の出前講座などでの受講をすすめ、指導内容の充実を図りました。

第2節 環境まちづくり

(1) 市民の取り組みの促進

環境問題を考えるうえで、市民一人ひとりが賢い消費者になることが重要であるとの考えから、長浜市消費学習研究会の活動を支援しました。

地域における環境保全活動を推進するリーダーの育成を図るため、環境推進員研修会(参加者45人)および環境推進委員説明会(参加者378人)を開催しました。

長浜市消費学習研究会主催の「消費生活フェア」の開催支援や、「環境にやさしい日」など、市民が環境活動に参加できるよう、機会の提供を行ないました。

また、環境保全・リサイクル意識の醸成を図るため、不用品を使った「リサイクル工作コンテスト」を市内の小学生を対象に実施し、入賞者27人を表彰しました。

(2) 事業者の取り組みの促進

滋賀県立長浜ドームにおいて、10月21日から10月23日までの間、びわ湖環境ビジネスメッセ2009を開催しました(参加企業数305社)。

琵琶湖の日(7月1日)に開催した琵琶湖一斉清掃では、37の事業所が活動に参加しました。

(3) 市の取り組みの推進

市では長浜市環境基本条例に基づく長浜市環境基本計画、および総合計画のめざす「自然とひとがともに生きる環境重視のまち」をつくるための取り組みを、市民、事業者、市等が協働・連携して進めています。こうした取り組みの中で、市自らが先頭に立って組織的な環境保全の取り組みを進めていくため、エコオフィス活動に基づき天然資源・エネルギー使用の削減、環境事業の推進を行いました。



長浜市消費生活フェア(啓発劇)

長浜市役所における環境への負荷を低減するための取組み一覧

環境目的	No.	事業活動
コピー用紙の削減 (アメニティの削減)	1	決裁添付文書および会議文書の両面使用
	2	ファックス送信文書をなくすために送信用ゴム印をつくる
	3	裏紙で利用できるものとできないものの区別をしてなるべく裏紙利用する
	4	全職員配布を止め、回覧にする
	5	掲示板を設けて簡易な事務連絡等に利用(互助会事業の通知等)
	6	各種通知等については、行政情報ネットワークを使用する
	7	各課別、種類(コピー、輪転機、それ以外)別に使用枚数を監視測定する
上水使用量の削減	8	こまめに蛇口を閉める
	9	内部会議でお茶を出さない
	10	節水コマの導入
	11	トイレの2度流し禁止
	12	漏水の再発防止、予防措置を手順書に追加する
パンフレット・カタログ・委託印刷物の削減	13	ホームページを活用する
	14	イベントや事業の開催通知、簡易な啓発、周知、連絡事項等は広報ながはまを利用する
ガソリン使用量の削減(軽油使用量の削減)	15	広報ながはまの各課配布数を減らす
	16	片道1km未満の場所へは、自転車、徒歩で行く
	17	遠距離は原則公共交通機関利用(近距離公用車利用禁止)
	18	アイドリングストップの徹底
	19	ガソリン・軽油の使用量を各課別月別に算定し、対前年同月を目標値として設定する
20	公用車の更新時において適応車種があれば、ハイブリッド車に替えていく	
都市ガス使用量の増加抑制 (灯油使用量の増加抑制)	21	冷暖房期間中のフィルターの掃除(6月および11月に各1回以上)
電気使用量の削減	22	朝、昼休み等機器の電源を切る(窓口部分のみ点灯)
	23	OA機器の不用電源消灯(使っていないときはこまめに消す)
	24	夜間残業時、点灯部分を最小限にする
	25	晴天時の窓際消灯
	26	リフレッシュデーの徹底のため、実施回数を記録し監視する
	27	東別館エレベーターの職員利用の自粛
	28	各課に重点行動を定める
	29	本館空調機の運転時間の削減
一般ゴミ排出量の削減	30	私的なチラシ類は持ち帰る
	31	再利用できるものは再利用する(封筒、ひも等)
	32	私的ゴミは持ち帰る
	33	事業所用可燃ごみ指定袋の搬出数を記録する
	34	執務室および給湯室等の整理・整頓をする
新聞紙排出量の増加抑制	35	新聞紙の排出量を管理する
雑誌、カタログ、パンフレット、ダンボール、帳票類の増加抑制	36	私用雑誌、パンフレットの持ち帰り
	37	カタログ、パンフレットは必要なもの以外は受け取らない(必要なものだけ購入する)
	38	業者の持ち帰り
不燃ゴミ等排出量の増加抑制	39	業者への引き取り
	40	私的ゴミの持ち帰り
	41	備品類消耗品等について再利用可能かどうかを検討し、再利用できるものは再利用する
	42	消耗品類は詰め替え可能製品を使用する
公共事業による環境影響の増加抑制	43	公共工事環境配慮手順書による公共工事の管理

(4) パートナーシップの構築

① 様々な活動をつなぐ機会や情報の提供など

● 米川支流環境づくり協議会

市街地の中心を流れる川幅2メートル前後、長さ800メートルの小さな河川である米川支流で、約2か月に1回の河川パトロール（河川清掃）、夏休みには子どもたちを集めてのイベント「川とあそぼう」、景観づくりのため菖蒲の植栽・管理を実施し、人の暮らしと川との密接な関わりを取り戻そうと地道な活動を展開している米川支流環境づくり協議会に対し支援・サポートを行いました。

● ながはまアメニティ会議

市民、各種団体および事業者の総意と英知により、市民の手によるアメニティながはまをつくりあげ、健康で文化的な市民生活の実現に資することを目的とするながはまアメニティ会議は、米原市の姉川上流域の活動団体との交流会や、長浜市「環境にやさしい日」に行う水鳥観察会、ヨシ植え、星空観望会、身近な環境づくりに取り組む市民の表彰など、環境まちづくり行動を育てる取り組みを展開し、良好な環境の保全・創造へとつながる活動を行っています。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● 長浜市消費学習研究会

消費者知識の向上と、環境に配慮した生活を実践することを目的とする長浜市消費学習研究会は、健全な消費環境生活を送るための啓発・情報発信活動として『くらしの小窓』の発行、資源を有効活用するためのリサイクル事業としてフリーマーケットやリフォーム教室の開催、その他環境に配慮した暮らしや消費者意識向上をめざした事業として視察研修（㈱ヤクルト本社京都工場）や各種学習会の開催、調査等を行いました。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● びわ水環境を守る生活推進協議会

琵琶湖をはじめ身近な河川の水質保全のため、これからの生活排水対策の検討や身近な環境づくりを通じて「うるおい」と「やすらぎ」の感じられる快適な環境づくりを目指し、人材の育成としての研修会参加、住民啓発としての学習会の実施、市民の総合的な環境学習の機会として「湖のまちフォーラム」の開催、広報および市民への環境についての啓発などを行いました。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

② パートナーシップ型の事業の推進

長浜市省資源実践館「エコハウス」（土、日、祝日受付）と環境保全課（平日受付）では、長浜市不用品交換情報などを実施し、交流の促進を図りました。（利用者300人）

第3節 環境情報の提供・整備

（1）環境情報の収集

環境年次報告書等により、環境の現状、施策の推進状況などに関する情報の収集・提供を行いました。また、市民や事業者などの環境活動に関する情報の収集・提供を図るため、行政出前講座（7団体、165人）を行いました。

（2）環境情報の提供

広報ながはまや市ホームページ、長浜市省資源実践館「エコハウス」において環境情報を提供しました。

市立図書館では、毎年恒例となった「夏休み工作教室」を、身近なリサイクル資源を使って行いました。子どもたちが環境問題に興味を持つだけでなく、図書館の資料を使って学び、遊ぶ機会となりました。

5月30日から6月7日まで浅井図書館でリサイクルブックフェアを開催しました。

図書資料においては、3館が専門書や一般分野・児童分野と多岐にわたる環境関係の資料を積極的に収集し、コーナー設置するなどして啓発に努めました。1月以降の6館体制においても、効率的かつ積極的な資料収集に努めました。



リサイクルブックフェア

夏休み工作教室



資 料 編

第 1 章 環境調査結果

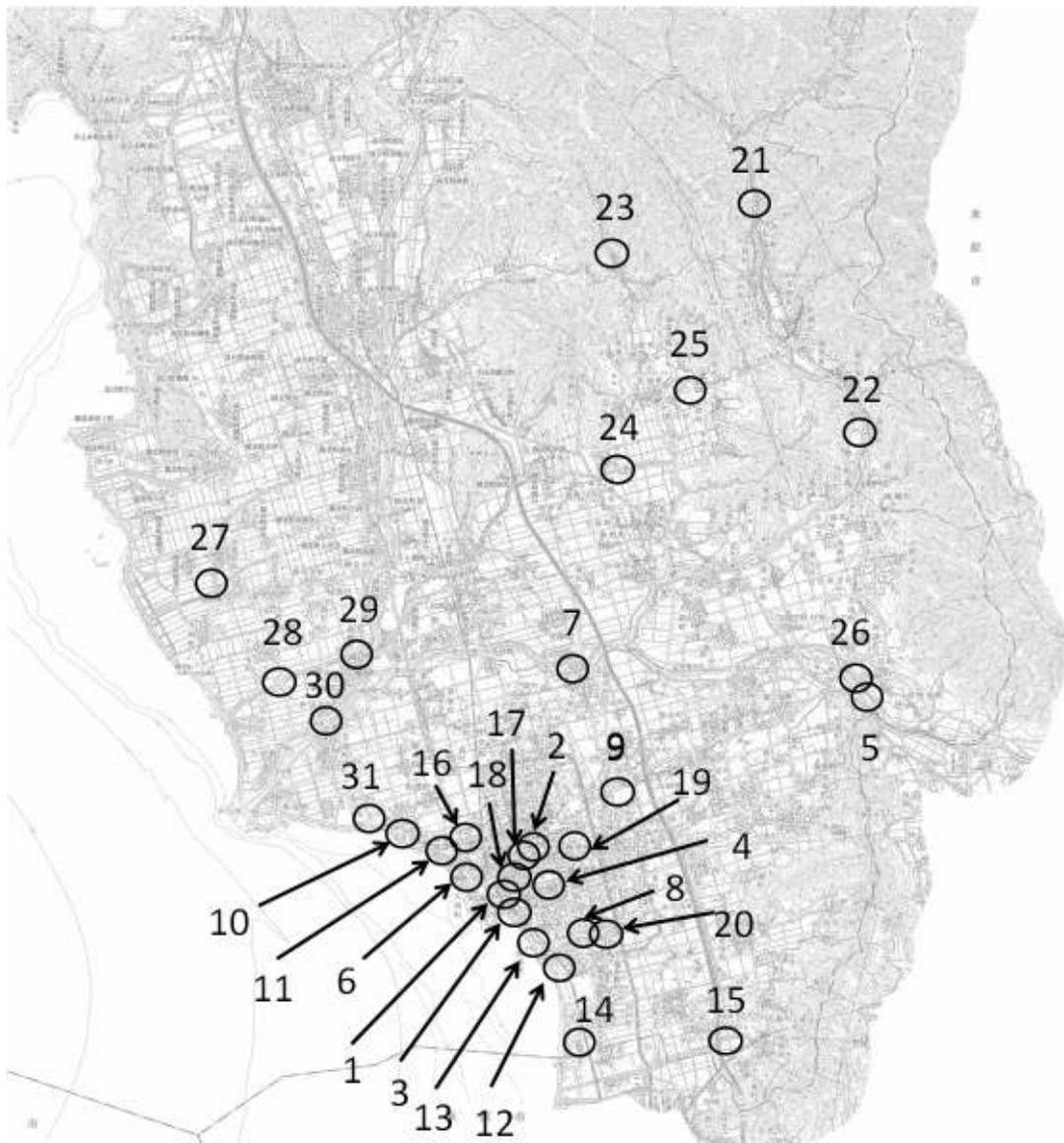
第 1 節 水質調査結果

(1) 水質調査結果

1 概要

市内の主要な河川の水質の状況を把握するため、昭和 48 年度から調査を実施しており、平成 21 年度についても、31 地点において健康項目、生活環境項目について調査を実施しました。

2 調査地点



平成21年度 河川採水内容

	項目	生活項目	項目																										
			水	大	DO	BOD	COD	全りん	全窒素	(ルール窒素)	(窒素)	オン活(B)	カウム	シン	鉛	六価クロム	PCB	総水銀	ひ素	ジクロロメタン	四塩化炭素	1-ジクロロエタン	1-トリクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエタン	トトリクロロエタン	テトラクロロエチレン	1-3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
地域/河川No./河川名/採取地																													
旧長浜地域	1	米川河口	朝日町										年4回																
	2	米川中流	宮前町										年4回																
	3	十一川河口	朝日町										年1回																
	4	十一川中流	南高田町	毎月									年4回																
	5	姉川河口	東上坂町										年4回																
	6	三六堀川河口	公園町										1回																
	7	姉川国友	国友町										年4回																
	8	薬師堂川中流	勝町	年4回									年1回																
	9	平田川	山階町										年1回																
	10	大井川河口	祇園町	年2回									年1回																
	11	旧大井川河口	末広町										年1回																
	12	五井戸川河口	高橋町										年1回																
	13	打越川河口	平方町	年4回									年2回																
	14	南川河口	田村町	年2回									年1回																
	15	土川	布勢町										年1回																
	16	的場井川	祇園町										年1回																
	17	米川支流とんどん橋	宮前町	年4回									年1回																
	18	米川支流神明神社	朝日町										年1回																
	19	八幡川	八幡東町										年1回																
	20	長浜新川	大成亥町	年2回																									
旧浅井地域	21	草野川上流	高山町																										
	22	草野川中流	岡谷町																										
	23	田川上流	谷口町																										
	24	田川中流	山ノ前町																										
	25	田根川	小室町																										
	26	姉川今荘	今荘町	年4回																									
旧びわ地域	27	丁野木川河口	安養寺町																										
	28	田川河口	下八木町										年1回																
	29	高時川	落合町																										
	30	姉川河口	南浜町																										
	31	川道川	川道町																										

3 調査結果

①昨年との比較

有機汚濁項目であるBODは、概ね低い値で推移しています。

また、全窒素、全りんについてはともに大きな変動はありません。

SSは低い値で推移しており、大腸菌については市街地や河口部での値が高くなっています。

地域/No. /河川名	BOD (mg/l)		COD (mg/l)		SS (mg/l)		全リン (T-P) (mg/l)		全窒素 (T-N) (mg/l)		大腸菌群数 (MPN/100ml)		DO (mg/l)		
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	
旧長浜地域	1 米川河口	1.6	1.0	1.8	1.9	1	2	0.091	0.094	0.69	0.81	12642	4158	9.8	10.8
	2 米川中流	0.9	0.7	1.0	1.5	1	1	0.053	0.064	0.87	0.88	20908	3845	9.7	10.6
	3 十一川河口	1.3	1.1	1.6	2.2	2	2	0.102	0.114	0.76	0.97	23583	9442	10.3	11.2
	4 十一川中流	1.5	1.0	1.2	2.4	1	2	0.091	0.089	0.92	1.17	24917	7517	10.9	11.6
	5 姉川河口	1.2	0.6	0.9	1.7	2	2	0.023	0.033	0.67	0.88	3354	3402	10.4	10.7
	6 三六堀川河口	1.8	1.5	2.0	2.8	2	2	0.106	0.105	0.77	1.03	28208	4366	10.9	13.0
	7 姉川国友	0.8	0.5	1.0	1.5	1	3	0.030	0.043	0.82	1.04	7023	1954	10.5	10.9
	8 薬師堂川中流	1.3	0.9	1.8	3.8	3	2	0.101	0.110	0.67	1.21	11470	16633	10.2	11.2
	9 平田川	1.3	0.8	2.0	2.3	<1	<1	0.044	0.053	0.94	0.98	5775	1600	10.5	10.6
	10 大井川河口	1.2	0.8	1.9	2.0	4	3	0.075	0.072	0.62	0.82	1850	900	11.1	11.5
	11 旧大井川河口	1.4	1.3	2.2	2.2	4	10	0.102	0.160	0.78	1.13	6400	8150	10.8	11.7
	12 五井戸川河口	1.4	1.2	2.8	3.6	8	4	0.160	0.108	0.78	1.58	49950	5100	10.4	10.8
	13 打越川河口	2.2	1.3	2.2	1.8	3	1	0.126	0.122	0.73	0.85	31125	4225	10.9	11.8
	14 南川河口	1.0	1.8	3.3	5.7	6	6	0.088	0.145	1.14	1.19	2300	10150	9.8	10
	15 土川	1.2	1.4	3.2	5.5	9	10	0.126	0.118	1.40	1.56	5150	3300	8.8	9.6
	16 的場井川	3.0	1.3	5.8	2.1	1	1	0.093	0.100	0.97	0.90	15950	8150	8.6	10.3
	17 米川支流どんどん橋	2.4	0.8	1.6	1.9	2	2	0.119	0.094	0.96	1.26	68200	7172	9.4	9.8
	18 米川支流神明神社	1.6	1.1	1.4	2.2	1	1	0.123	0.133	0.75	1.08	26825	45050	9.9	10.6
	19 八幡川	2.9	2.6	2.8	3.1	2	4	0.115	0.100	1.21	1.55	62250	123750	10.3	10.7
	20 長浜新川	0.8	0.9	1.8	2.4	7	3	0.074	0.060	0.77	0.86	4050	2200	9.2	9.8
旧浅井地域	21 草野川上流	<0.5	0.3	1.2	1.6	1	3	0.020	0.024	0.43	0.43	2178	1280	10.5	10.9
	22 草野川中流	0.6	0.4	1.5	1.5	2	2	0.035	0.033	0.50	0.47	8585	1033	10.3	10.8
	23 田川上流	<0.5	0.6	1.7	2.1	2	3	0.048	0.033	0.55	0.48	4887	1933	10.0	10.7
	24 田川中流	1.2	1.2	4.0	3.9	8	6	0.099	0.087	0.80	0.78	23408	4550	10.2	10.6
	25 田根川	1.3	1.3	5.2	5.1	3	3	0.108	0.101	0.67	0.64	3458	1660	9.7	10.5
	26 姉川今荘	0.8	0.6	1.5	1.9	2	4	0.027	0.039	0.59	0.58	8440	2340	9.8	10.2
旧びわ地域	27 丁野木川河口	1.1	1.4	3.0	3.4	4	10	0.062	0.080	0.84	0.78	15675	2022	10.7	10.6
	28 田川河口	1.2	1.3	3.2	3.0	6	6	0.083	0.069	0.80	0.68	14398	3998	10.5	11.2
	29 高時川	1.0	0.8	1.6	1.8	2	14	0.015	0.032	0.61	0.47	490	395	13.0	12
	30 姉川河口	0.8	1.0	1.6	1.8	2	7	0.032	0.036	0.60	0.62	3158	1488	11.1	11.1
	31 川道川	1.1	1.4	3.2	3.6	5	6	0.104	0.106	0.89	0.66	14333	2760	10.4	10.4

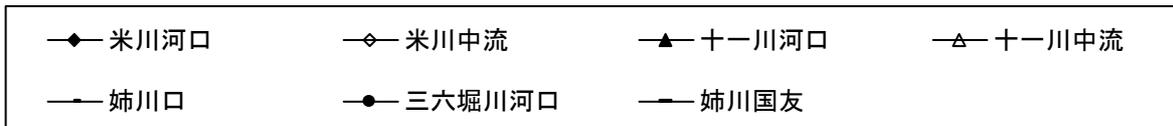
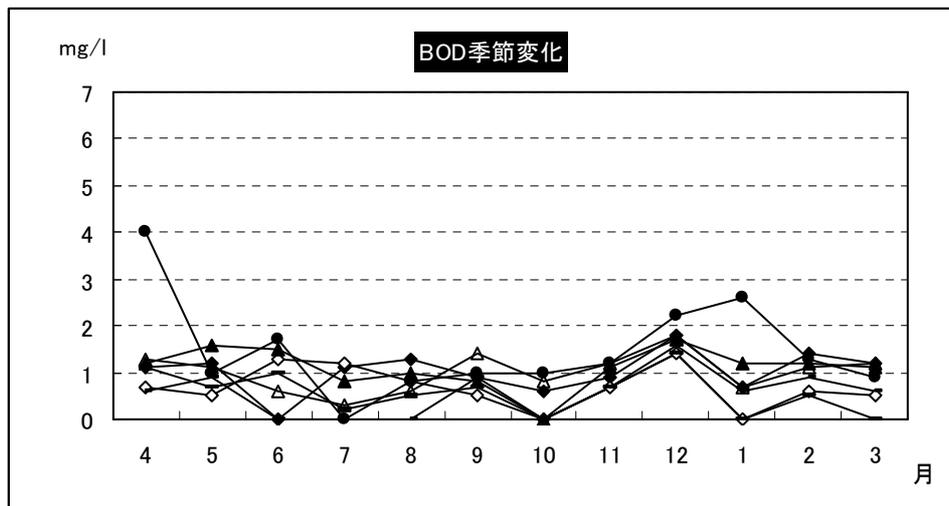
※平成21年度に調査した値の平均値

②季節変化

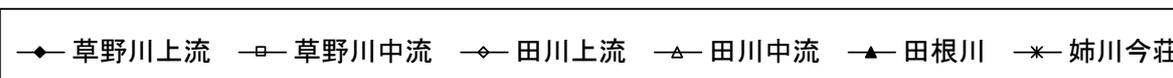
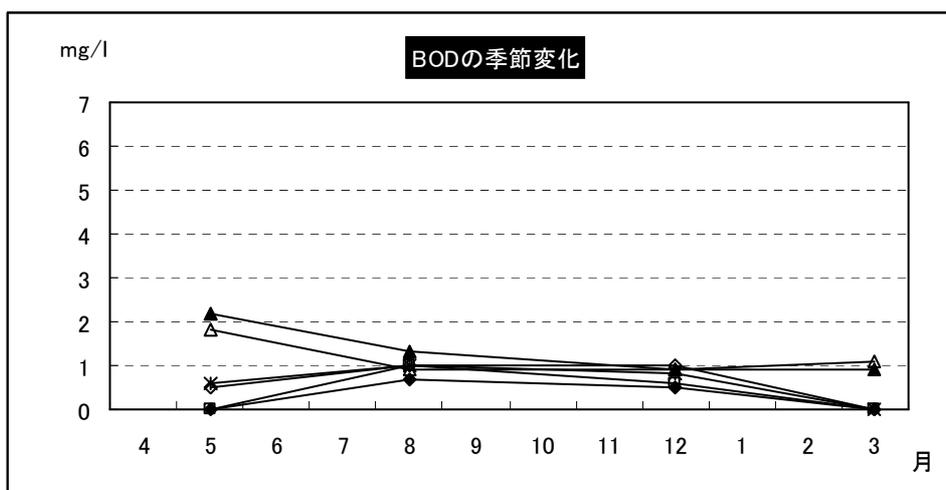
毎月の調査地点におけるBODの季節変化を次に示します。

概ね1～3mg/lの値で推移しており人口密集地ではやや高い傾向が見られました。大きな季節変化はありませんでした。

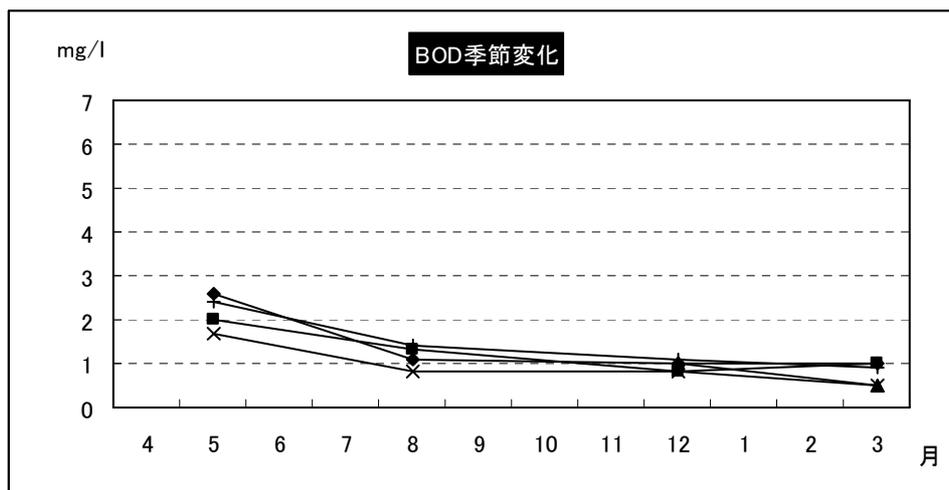
<旧長浜地域>



<旧浅井地域>



<旧びわ地域>



◆ 丁野木川河口
 ■ 田川河口
 ▲ 高時川
 × 姉川河口
 + 川道川



<河川 NO. 22 草野川中流>



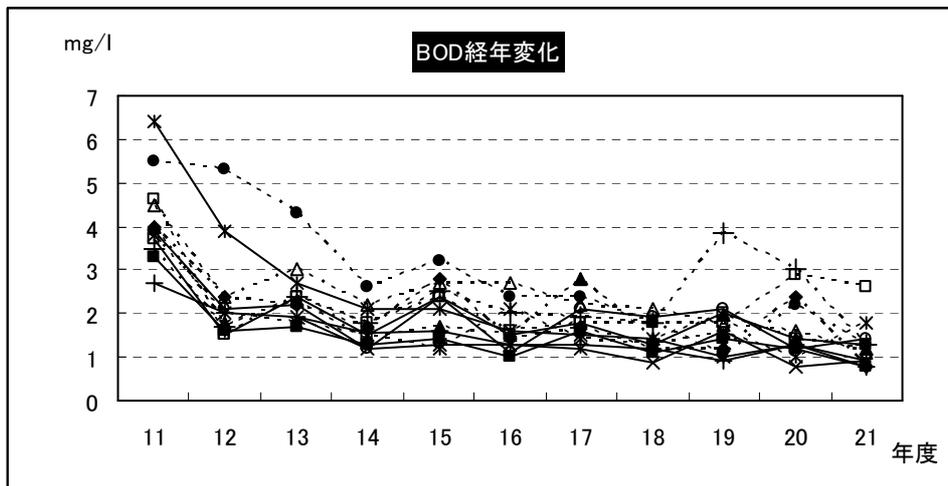
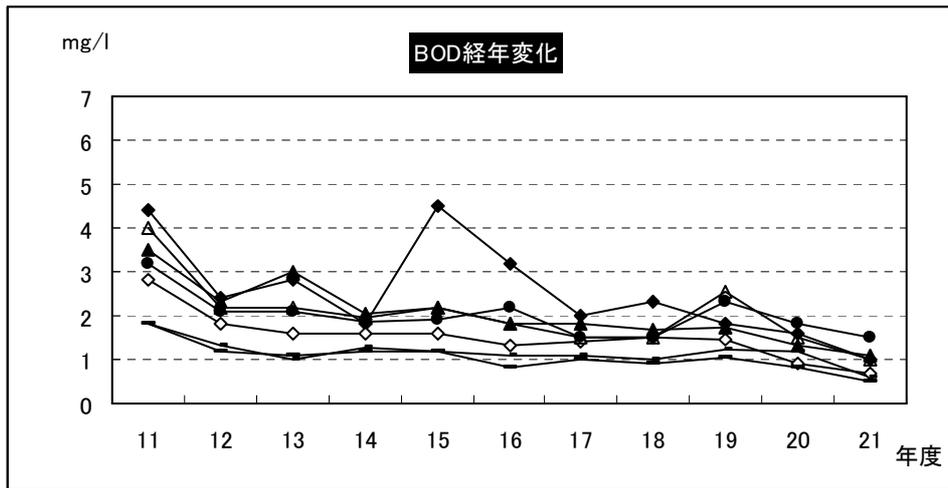
<河川 No. 30 姉川河口>

③経年変化

【BOD】

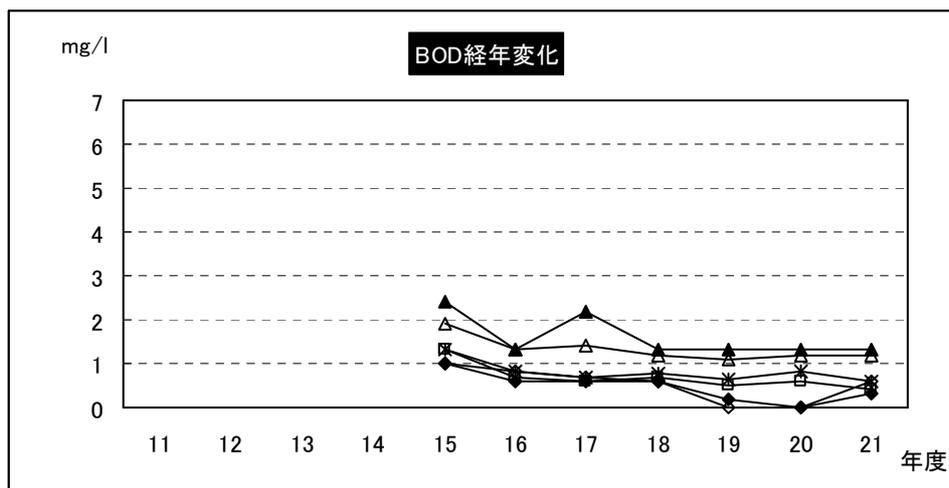
都市部および河口付近は相対的にやや高めの数値となっています。ただし、全体的には、横ばいの状態にあり、特に近年は概ね低い値を維持できています。

<旧長浜地域>



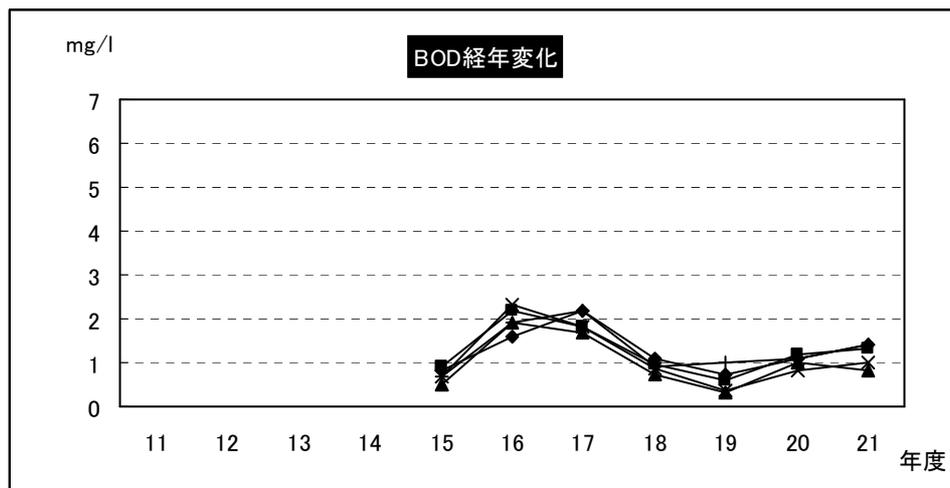
- | | | | |
|---------------|--------------|------------|------------|
| —◆— 米川河口 | —◇— 米川中流 | —▲— 十一川河口 | —△— 十一川中流 |
| —●— 姉川河口 | —●— 三六堀川河口 | —■— 姉川国友 | —*— 薬師堂川中流 |
| —+— 平田川 | —■— 大井川河口 | —□— 旧大井川河口 | —▲— 五井戸川河口 |
| —●— 打越川河口 | —*— 南川河口 | —○— 土川 | —+— 的場井川 |
| —◆— 米川支流どんどん橋 | —△— 米川支流神明神社 | —□— 八幡川 | —×— 長浜新川 |

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ◇ 田川上流 △ 田川中流 ▲ 田根川 * 姉川今荘

<旧びわ地域>

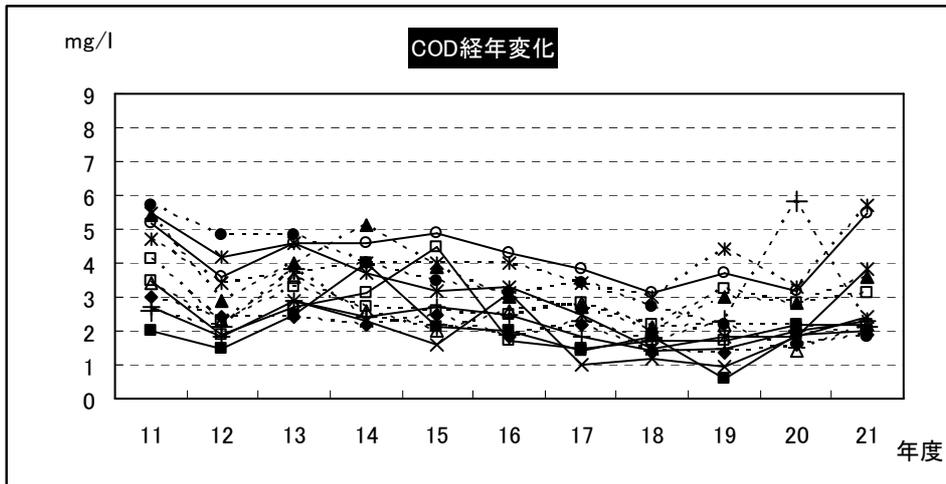
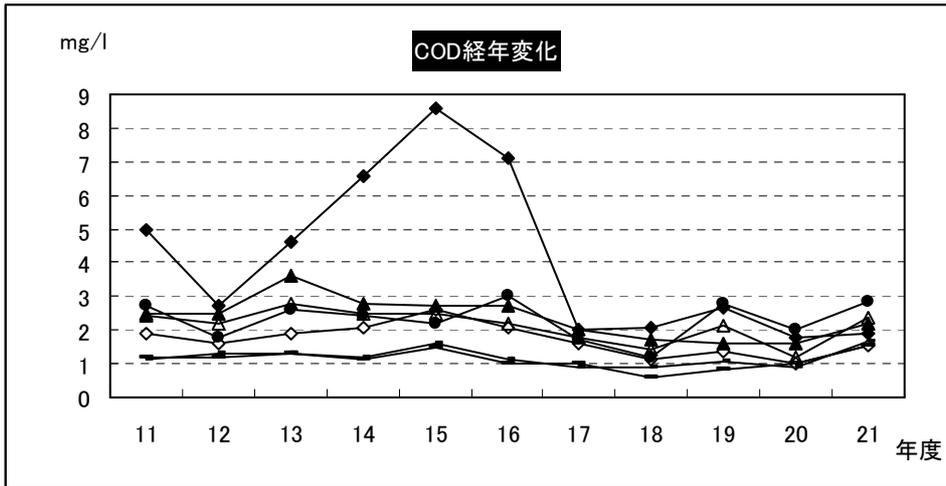


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【COD】

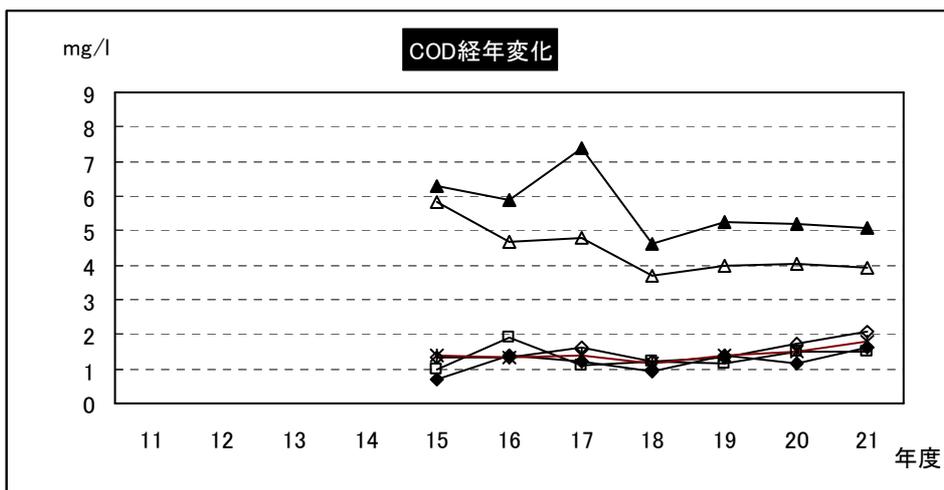
米川河口で高い値を示していましたが、近年は低い値となりました。田根川と田川中流は、変化こそあまりありませんが高い値となっています。また、土川、南川、丁野木川、川道川で上昇傾向が見られていますので注意が必要です。

<旧長浜地域>



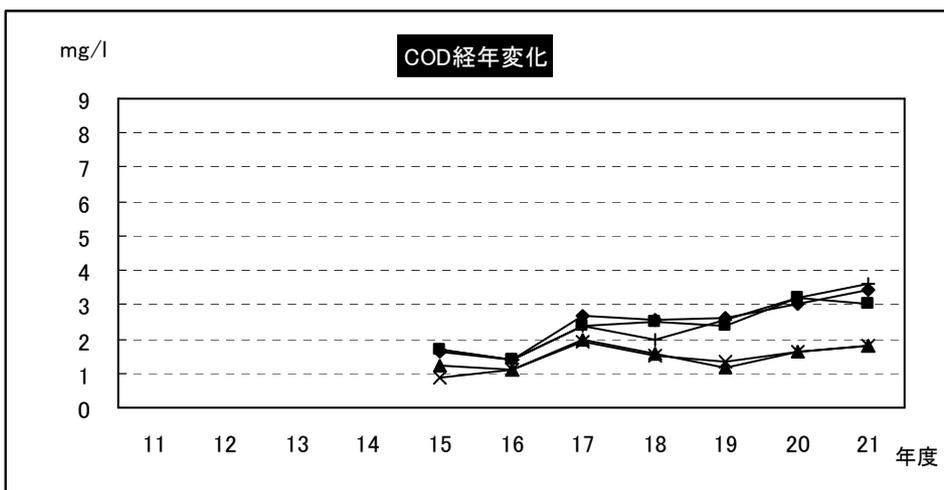
- ◆— 米川河口
- ◇— 米川中流
- ▲— 十一川河口
- △— 十一川中流
- 姉川
- 三六堀川河口
- 姉川国友
- *— 薬師堂川中流
- +— 平田川
- 大井川河口
- 旧大井川河口
- ▲— 五井戸川河口
- 打越川河口
- *— 南川河口
- 土川
- +— 的場井川
- ◆— 米川支流どんどん橋
- △— 米川支流神明神社
- 八幡川
- ×— 長浜新川

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ◇ 田川上流 △ 田川中流 ▲ 田根川 * 姉川今荘

<旧びわ地域>

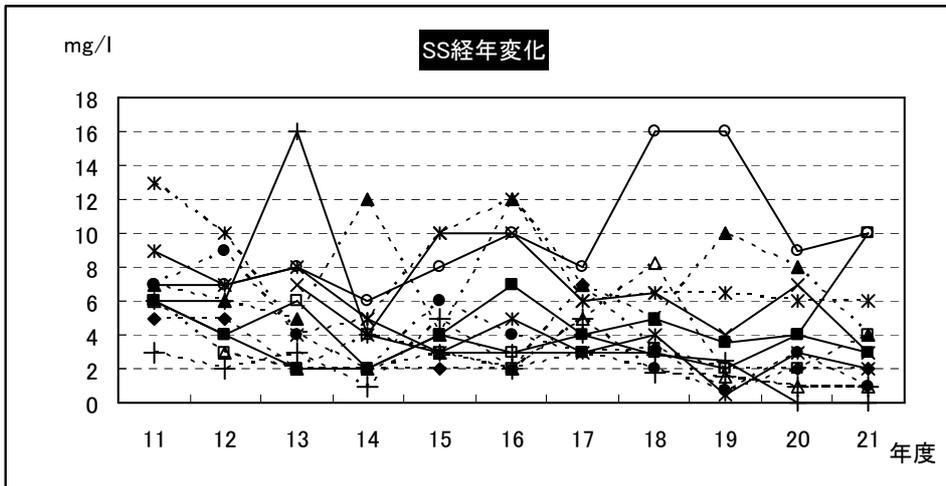
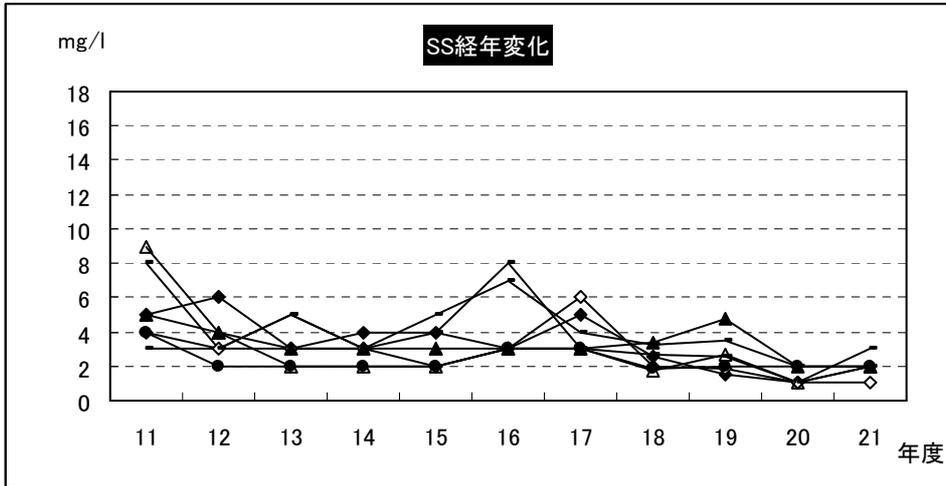


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 × 姉川河口 + 川道川

【SS】

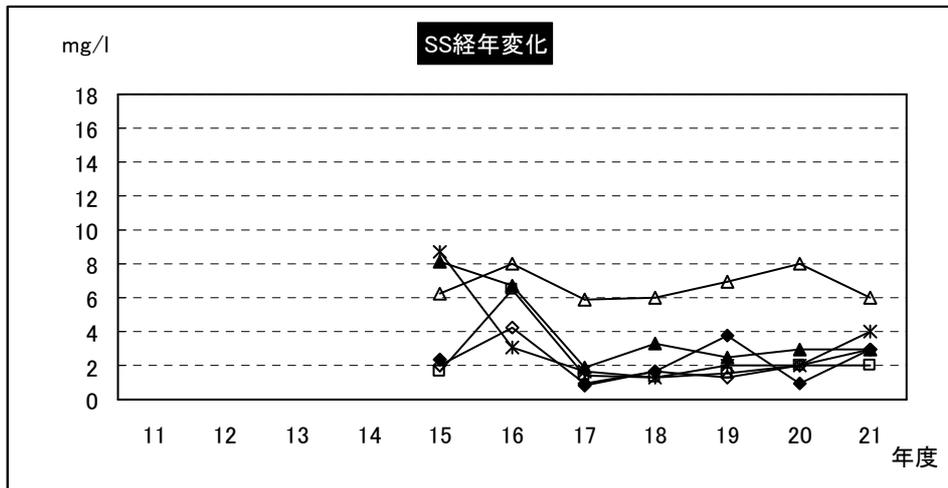
土川は一時期高い値となっておりましたが、昨年は低くなり改善が見られました。
 一方で、八幡川、高時川、丁野木川、姉川は増加傾向が見られるため注意が必要です。その他の河川については、全体的に概ね横ばいの状態でした。

<旧長浜地域>



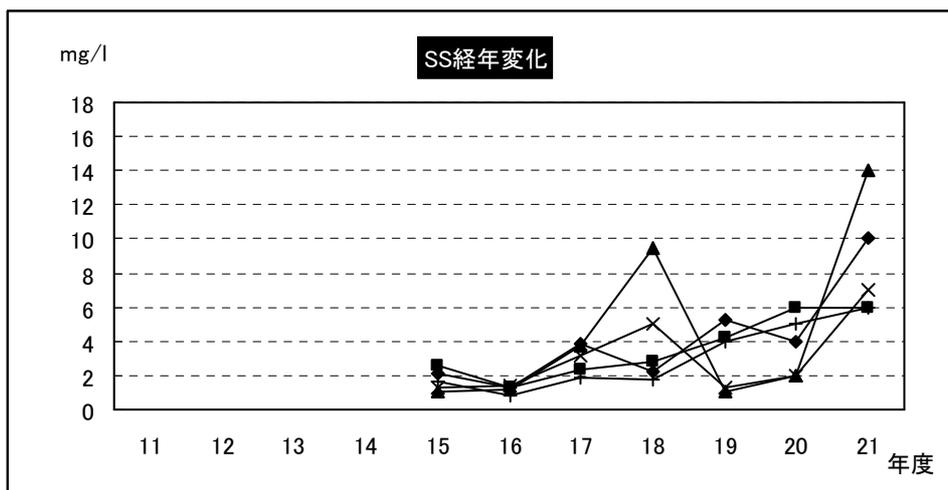
- | | | | |
|-------------------|------------------|-------------|----------------|
| —◆— 米川河口 | —◇— 米川中流 | —▲— 十一川河口 | —△— 十一川中流 |
| —●— 姉川口 | —●— 三六堀川河口 | —■— 姉川国友 | —*— 薬師堂川中流 |
| —+— 平田川 | —■— 大井川河口 | —□— 旧大井川河口 | ---▲--- 五井戸川河口 |
| ---●--- 打越川河口 | ---*--- 南川河口 | —○— 土川 | ---+--- 的場井川 |
| ---◆--- 米川支流どんどん橋 | ---△--- 米川支流神明神社 | ---□--- 八幡川 | —×— 長浜新川 |

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ○ 田川上流 △ 田川中流 ▲ 田根川 * 姉川今荘

<旧びわ地域>

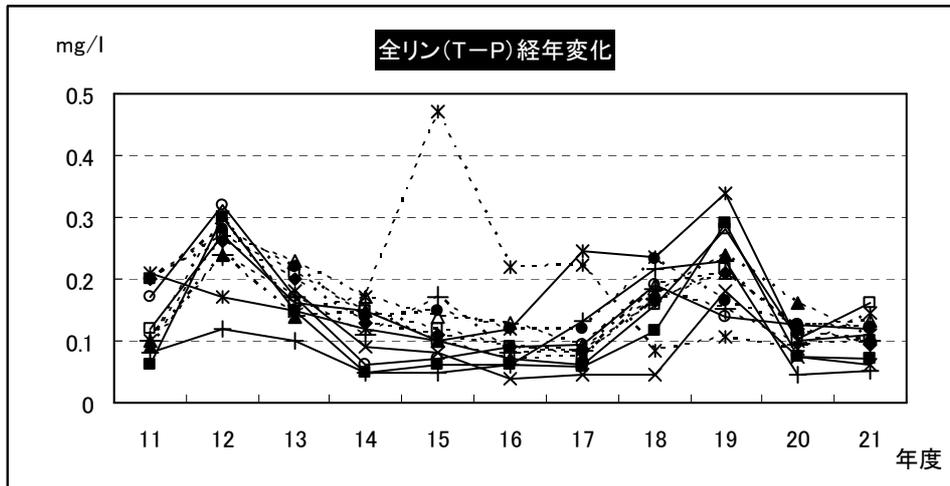
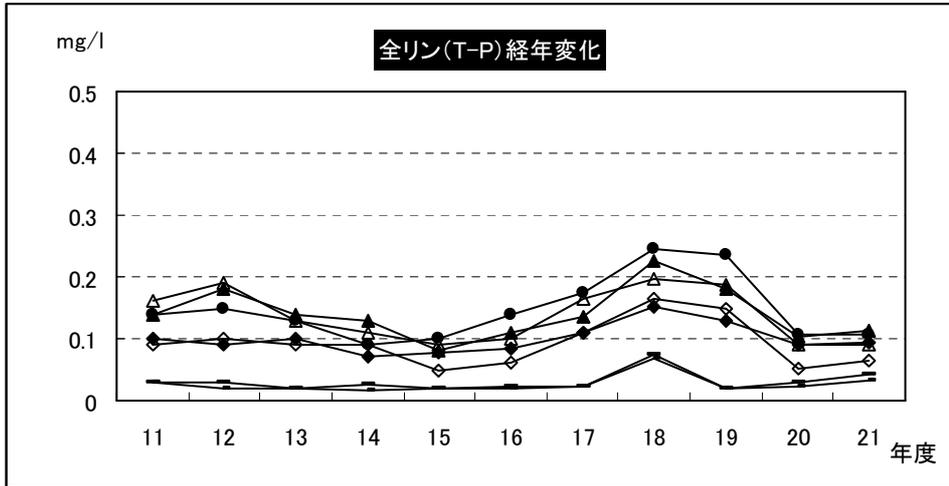


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【全りん】

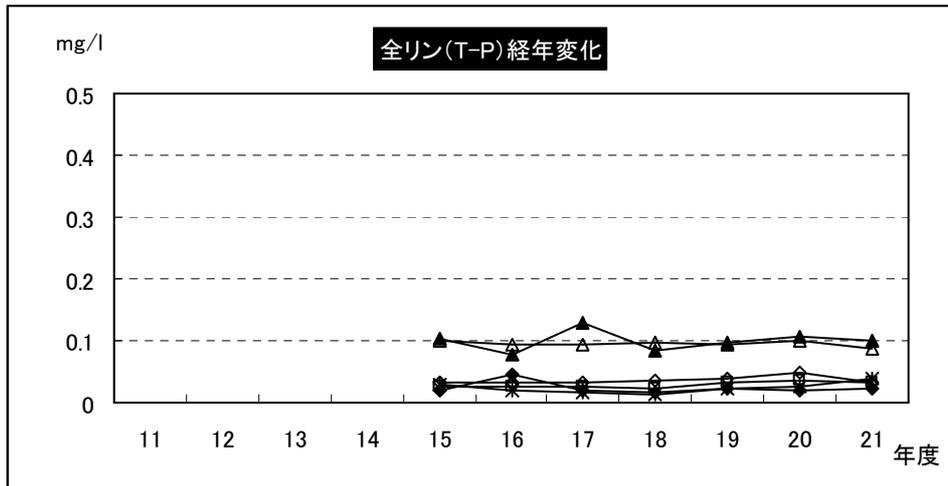
近年、旧長浜地域で増加傾向が見られましたが、改善が見られました。

<旧長浜地域>



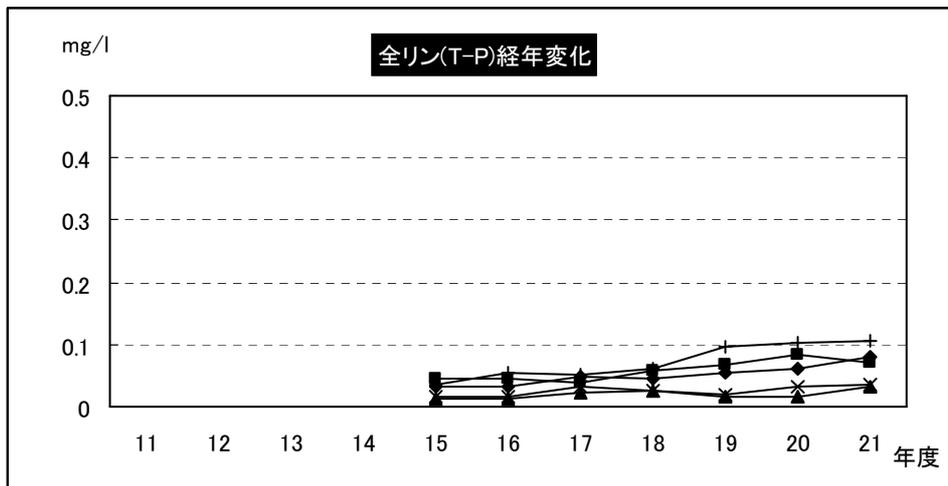
- | | | | |
|-------------------|------------------|-------------|----------------|
| —◆— 米川河口 | —◇— 米川中流 | —▲— 十一川河口 | —△— 十一川中流 |
| —●— 姉川河口 | —●— 三六堀川河口 | —■— 姉川国友 | —*— 薬師堂川中流 |
| —+— 平田川 | —■— 大井川河口 | —□— 旧大井川河口 | ...▲... 五井戸川河口 |
| ...●... 打越川河口 | ...*... 南川河口 | —○— 土川 | ...+... 的場井川 |
| ...◆... 米川支流どんどん橋 | ...△... 米川支流神明神社 | ...□... 八幡川 | —×— 長浜新川 |

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ○ 田川上流 △ 田川中流 ▲ 田根川 ※ 姉川今荘

<旧びわ地域>

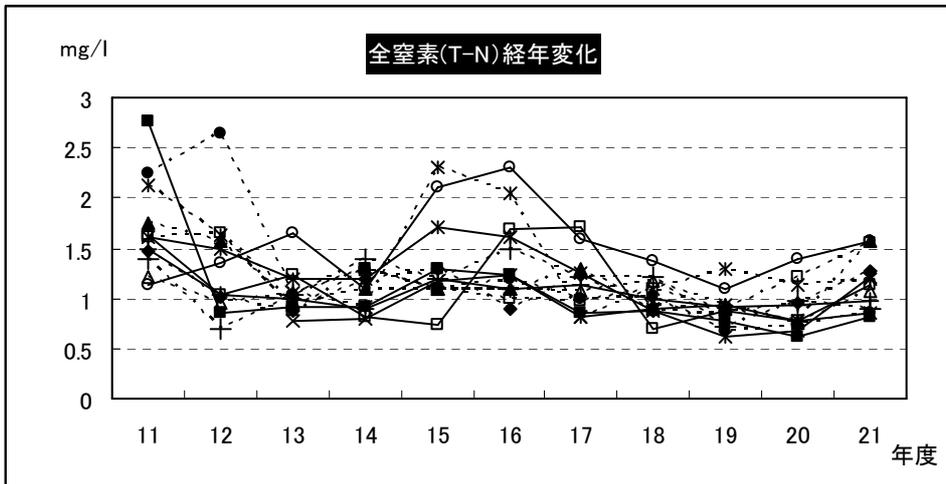
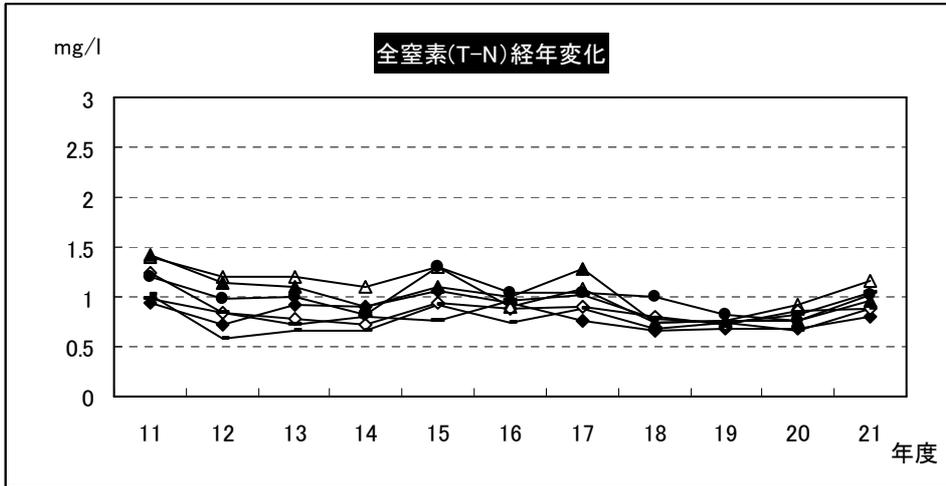


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 × 姉川河口 + 川道川

【全窒素】

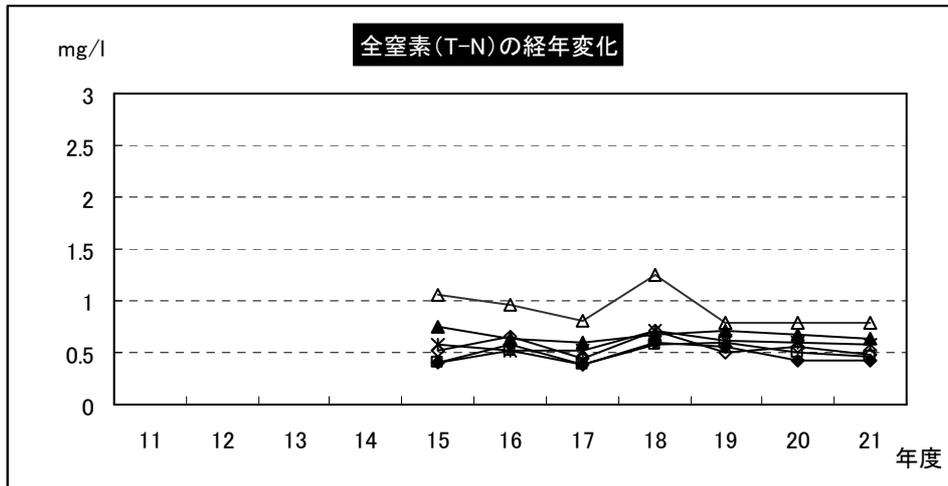
特に大きな変動はなく、低い値でした。

<旧長浜地域>



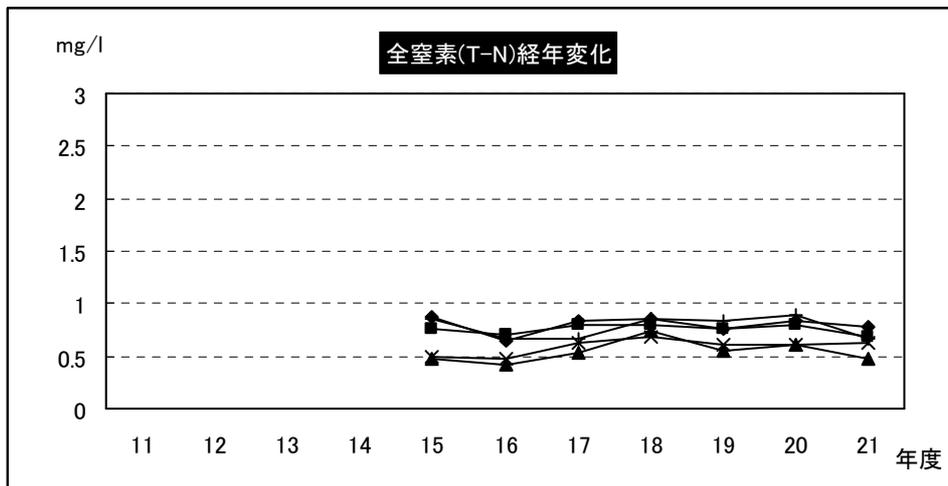
- | | | | |
|-------------------|------------------|-------------|----------------|
| —◆— 米川河口 | —◇— 米川中流 | —▲— 十一川河口 | —△— 十一川中流 |
| —●— 姉川河口 | —●— 三六堀川河口 | —■— 姉川国友 | —*— 薬師堂川中流 |
| —+— 平田川 | —■— 大井川河口 | —□— 旧大井川河口 | ...▲... 五井戸川河口 |
| ...●... 打越川河口 | ...*... 南川河口 | —○— 土川 | ...+... 的場井川 |
| ...◆... 米川支流どんどん橋 | ...△... 米川支流神明神社 | ...□... 八幡川 | —×— 長浜新川 |

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ◇ 田川上流 △ 田川中流 ▲ 田根川 * 姉川今荘

<旧びわ地域>

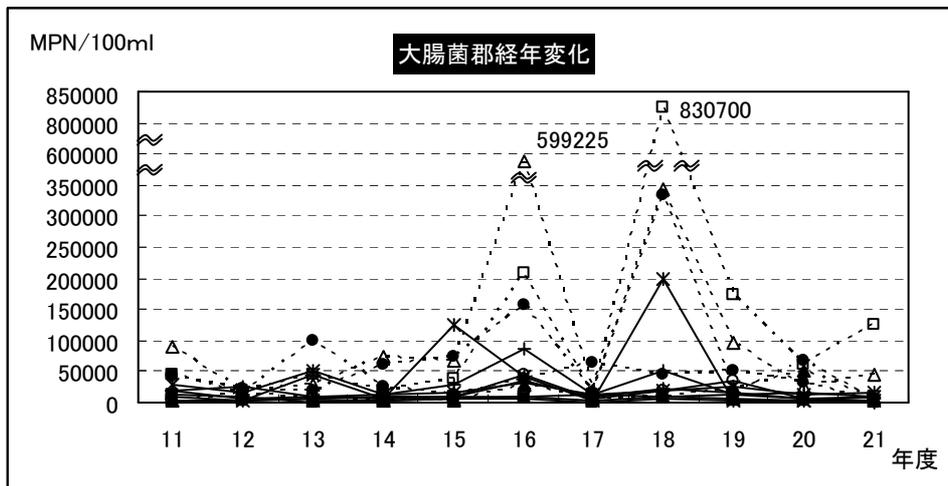
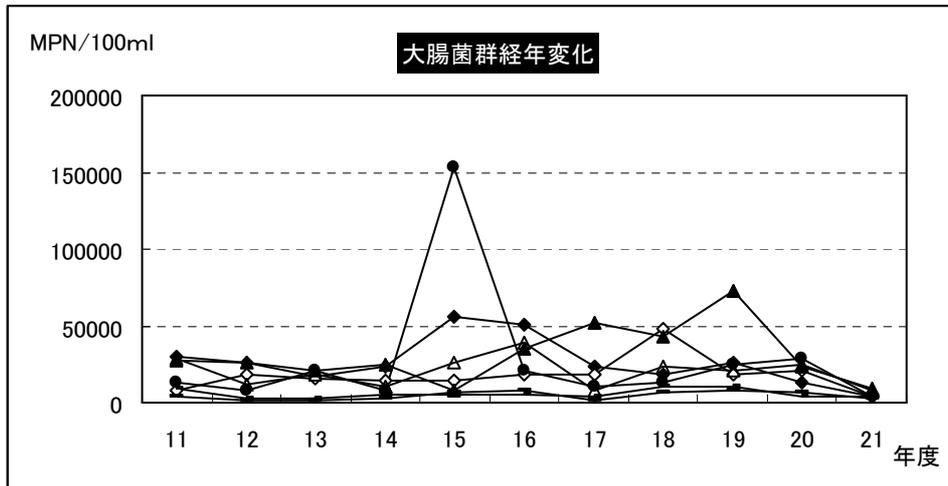


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【大腸菌群】

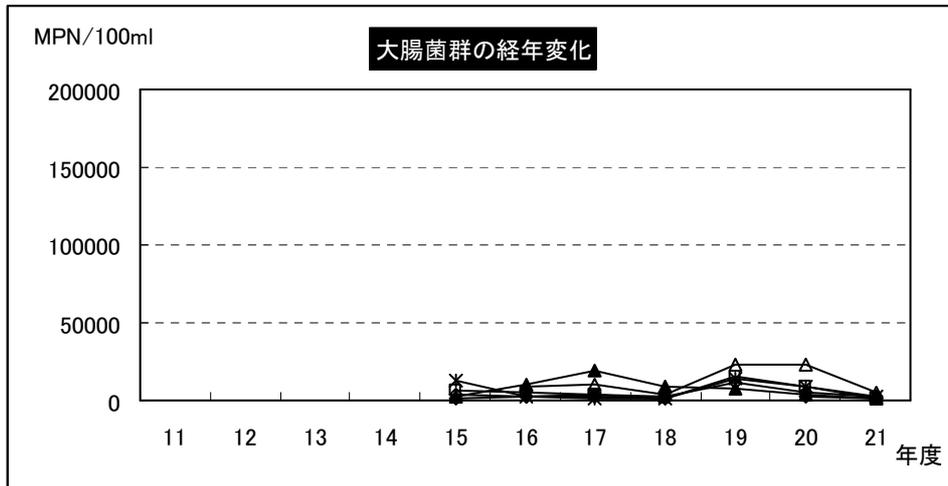
一時的に高い値であった十一川中流、八幡川なども低い値でした。

<旧長浜地域>



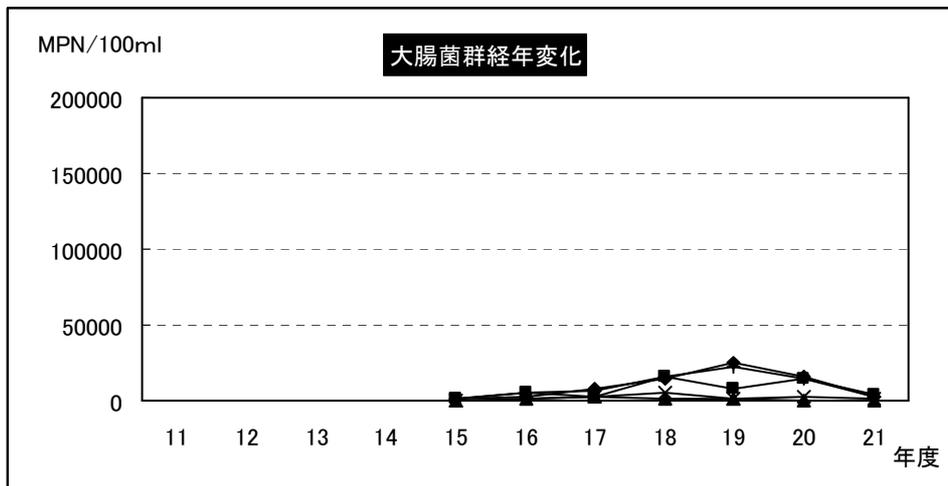
- | | | | |
|---------------|--------------|------------|------------|
| —◆— 米川河口 | —◇— 米川中流 | —▲— 十一川河口 | —△— 十一川中流 |
| —●— 姉川河口 | —●— 三六堀川河口 | —■— 姉川国友 | —*— 薬師堂川中流 |
| —+— 平田川 | —■— 大井川河口 | —□— 旧大井川河口 | —▲— 五井戸川河口 |
| —●— 打越川河口 | —*— 南川河口 | —○— 土川 | —+— 的場井川 |
| —◆— 米川支流どんどん橋 | —△— 米川支流神明神社 | —□— 八幡川 | —×— 長浜新川 |

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ◇ 田川上流 △ 田川中流 ▲ 田根川 ✱ 姉川今荘

<旧びわ地域>

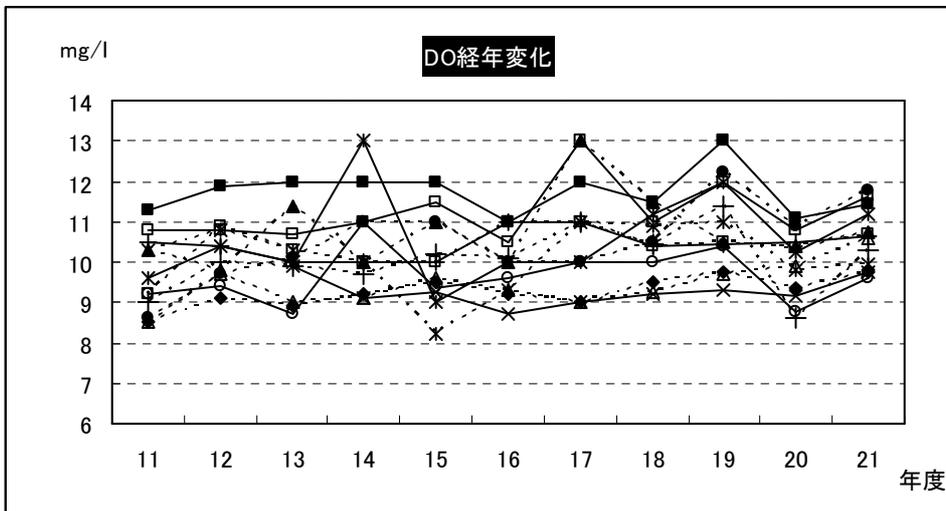
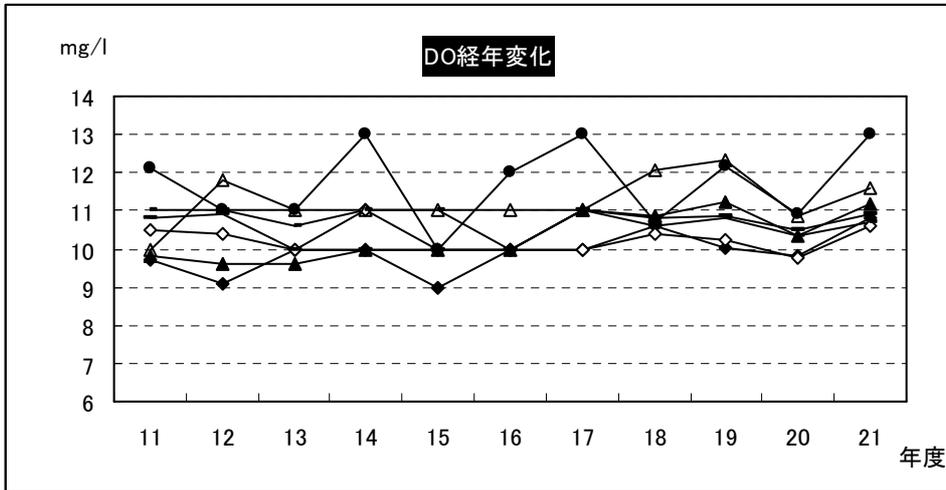


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 ✱ 姉川河口 + 川道川

【DO】

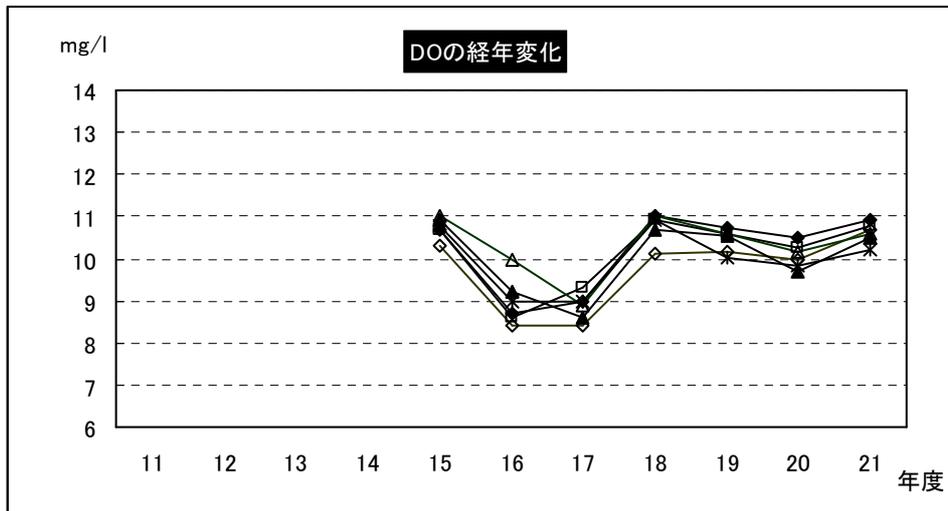
概ね横ばいであり、十分な酸素量であることが確認されました。

<旧長浜地域>



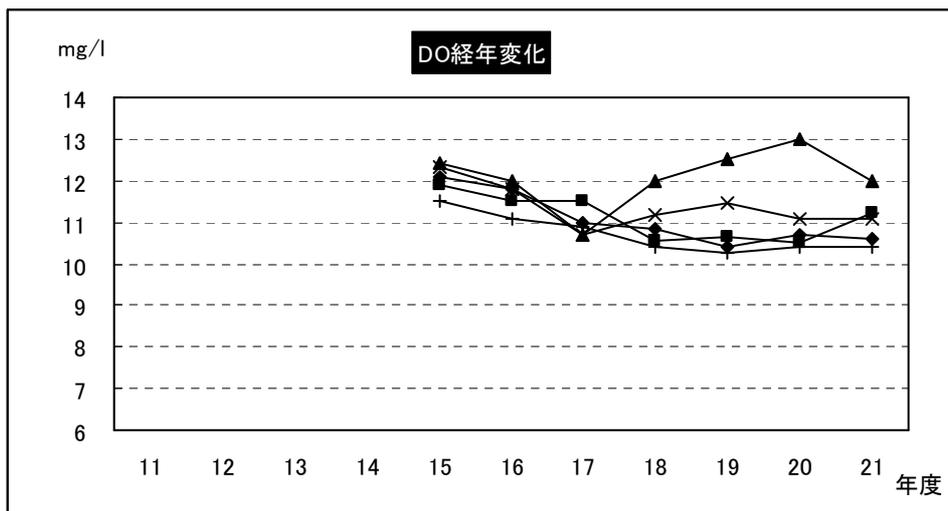
—◆— 米川河口	—◇— 米川中流	—▲— 十一川河口	—△— 十一川中流
—●— 姉川口	—●— 三六堀川河口	—■— 姉川国友	—*— 薬師堂川中流
—+— 平田川	—■— 大井川河口	—□— 旧大井川河口	···▲··· 五井戸川河口
···●··· 打越川河口	···*··· 南川河口	—○— 土川	···+··· 的場井川
···◆··· 米川支流どんどん橋	···△··· 米川支流神明神社	···□··· 八幡川	—×— 長浜新川

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ○ 田川上流 △ 田川中流 ▲ 田根川 * 姉川今荘

<旧びわ地域>

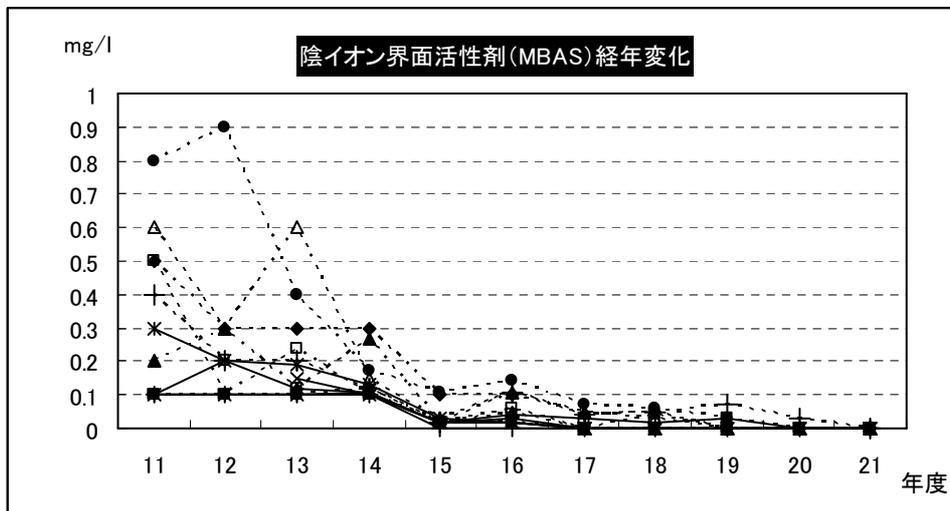
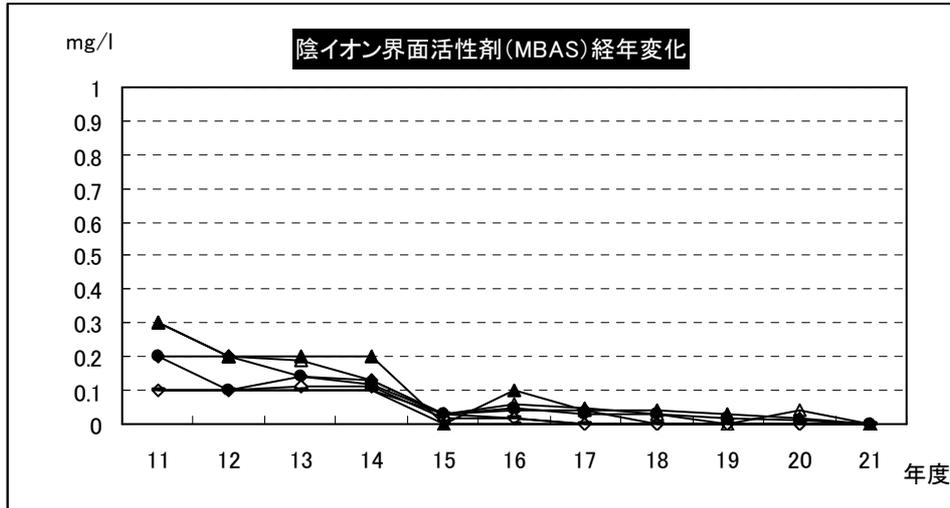


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【陰イオン界面活性剤】

10年ほど前は人口密集地で高い値となっていたましたが、近年は低い値で安定しています。

<旧長浜地域>



- | | | | |
|-------------------|------------------|-------------|----------------|
| —◆— 米川河口 | —◇— 米川中流 | —▲— 十一川河口 | —△— 十一川中流 |
| —●— 姉川口 | —●— 三六堀川河口 | —■— 姉川国友 | —*— 薬師堂川中流 |
| —+— 平田川 | —■— 大井川河口 | —□— 旧大井川河口 | ···▲··· 五井戸川河口 |
| ···●··· 打越川河口 | ···*··· 南川河口 | —○— 土川 | ···+··· 的場井川 |
| ···◆··· 米川支流どんどん橋 | ···△··· 米川支流神明神社 | ···□··· 八幡川 | —×— 長浜新川 |

4 評価

代表的な水質指標であるBODについてみると、近年はいずれの河川も概ね1 mg/l～3 mg/l の範囲で安定して推移しており、低い値を維持しています。

大腸菌群に関しては、増加傾向を示す河川もありましたが、回復の兆しが見えてきました。その他の項目についても、現時点では問題ないレベルを維持しています。

また、環境基準において人の健康に直接被害を及ぼすものとして分類されている項目（健康項目）については、各地点とも不検出であり、問題ないものと考えられます。



<河川 No. 2 米川中流>



<河川 No. 3 1 川道川>

<旧長浜地域>

公共用水域測定結果表 (1:米川河口)

年月日	H21.4.22	H21.5.14	H21.6.17	H21.7.15	H21.8.5	H21.9.9	H21.10.14	H21.11.18	H21.12.9	H22.1.19	H22.2.17	H22.3.15
採取時刻	10:45	9:38	9:43	10:00	9:40	9:43	9:38	9:31	9:53	10:50	9:54	10:07
天候(当日)	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇
気温(度)	18.0	21.0	26.0	32.0	32.0	24.0	23.0	13.0	10.0	10.0	4.0	12.0
水温(度)	16.0	15.0	18.5	21.0	21.0	19.0	16.0	13.0	11.5	11.0	10.0	12.0
採取位置	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透明度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.4	8.3	8.4	8.4	8.5	8.6	8.5	8.0	8.8	8.1	7.9	8.1
DO(mg/l)	12	10.7	11.6	8.9	9.8	11.9	11.0	9.9	10.7	11	11.6	10.8
BOD(mg/l)	1.1	1.2	-	1.1	1.3	0.9	0.6	0.9	1.8	0.7	1.4	1.2
COD(mg/l)	2.2	2.2	2.6	1.4	0.8	1.4	2.0	1.2	2.6	1.3	3.4	1.4
SS(mg/l)	5	1	5	3	2	< 1	< 1	< 1	< 1	3	< 1	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	3300	3300	3300	17000	7900	4900	3300	1300	2200	1300	790	1300
カドミウム(mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀(mg/l)												
ひ素(mg/l)												
PCB(mg/l)		ND									ND	ND
六価クロム(mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.102	0.096	0.126	0.108	0.100	0.087	0.080	0.093	0.075	0.087	0.089	0.080
全窒素(mg/l)	0.92	0.86	0.37	0.68	0.94	0.56	1.12	0.76	0.78	0.80	1.06	0.84
KJ-N(mg/l)	0.35	0.51	0	0.24	0.50	0.25	0.50	0.12	0.24	0.13	0.49	0.27
NO ₂ -N(mg/l)	0.012	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.011	0.008	0.005
NO ₃ -N(mg/l)	0.56	0.34	0.36	0.43	0.43	0.31	0.62	0.63	0.66	0.66	0.56	0.56
MB活性物質(mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
平均												
最大												
最小												

公共用水域測定結果表 (2:米川中流)

年月日	H21.4.22	H21.5.14	H21.6.17	H21.7.15	H21.8.5	H21.9.9	H21.10.14	H21.11.18	H21.12.9	H22.1.19	H22.2.17	H22.3.15
採取時刻	10:35	9:27	9:20	9:31	9:29	9:20	9:27	9:22	9:28	10:45	9:41	9:37
天候(当日)	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇
気温(度)	19.0	21.0	23.5	35.0	33.0	25.0	22.0	12.0	9.0	9.0	4.0	12.0
水温(度)	16.0	16.0	18.5	21.0	21.0	18.0	15.5	13.0	12.0	11.0	10.0	12.0
採取位置	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸
採水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.2	8.2	8.4	8.3	8.4	8.3	8.5	7.8	8.6	7.9	7.9	8.0
DO(mg/l)	12	10.0	11.6	9.3	10.1	10.8	10.5	9.5	10.4	11	11.2	11.0
BOD(mg/l)	0.7	0.5	1.3	1.2	0.8	0.5	< 0.5	0.7	1.4	< 0.5	0.6	0.5
COD(mg/l)	1.7	0.2	2.8	1.4	1.4	0.6	1.6	1.1	2.6	1.0	3.0	1.1
SS(mg/l)	1	3	3	2	2	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1300	3300	11000	5000	14000	3300	4900	1100	790	790	330	330
カドミウム(mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)		ND			ND			ND			ND	ND
総水銀(mg/l)												
ひ素(mg/l)												
PCB(mg/l)												
六価クロム(mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.067	0.084	0.089	0.076	0.081	0.058	0.061	0.052	0.051	0.052	0.054	0.049
全窒素(mg/l)	0.88	0.90	0.66	1.24	0.96	0.61	1.20	0.75	0.82	0.81	0.87	0.83
Kj-N(mg/l)	0.28	0.51	0.25	0.74	0.50	0.25	0.75	0.09	0.24	0.11	0.24	0.18
NO ₂ -N(mg/l)	0.007	0.006	0.006	0.004	0.005	0.004	0.003	0.006	0.005	0.009	0.007	0.003
NO ₃ -N(mg/l)	0.59	0.38	0.40	0.50	0.46	0.36	0.45	0.65	0.58	0.69	0.62	0.65
MB活性物質(mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
平均												
最大												
最小												

公共用水域測定結果表 (3:十一川河口)

年月日	H21.4.22	H21.5.14	H21.6.17	H21.7.15	H21.8.5	H21.9.9	H21.10.14	H21.11.18	H21.12.9	H22.1.19	H22.2.17	H22.3.15
採取時刻	11:00	9:53	9:58	10:19	9:53	10:10	9:59	9:43	10:12	11:10	10:18	10:24
天候(当日)	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇
気温(度)	18.5	20.0	22.5	31.0	32.0	30.0	22.0	17.0	13.2	10.0	6.5	12.0
水温(度)	16.0	16.0	20.0	22.0	22.0	20.0	17.0	13.0	12.0	10.0	9.0	12.0
採取位置	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.4	8.3	8.7	8.3	8.4	8.5	8.4	8.0	8.5	7.9	8.0	8.3
DO(mg/l)	12	12.6	13.5	9.6	9.2	12.3	10.9	10	10.4	11	11.3	11.8
BOD(mg/l)	1.2	1.6	1.5	0.8	1.0	0.8	< 0.5	1.1	1.7	1.2	1.2	1.1
COD(mg/l)	2.6	1.6	3.6	2.2	1.4	1.6	2.0	2.1	2.8	2.0	3.4	1.7
SS(mg/l)	2	2	2	2	5	2	< 1	< 1	5	1	3	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	1700	800	7900	13000	35000	13000	13000	2700	9200	2400	5400	9200
カドミウム(mg/l)	< 0.001	< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005	< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)	ND	ND			ND			ND			ND	ND
総水銀(mg/l)					< 0.0005							< 0.0005
ヒ素(mg/l)					< 0.005							< 0.005
PCB(mg/l)												ND
六価クロム(mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.115	0.135	0.133	0.123	0.112	0.114	0.093	0.101	0.156	0.101	0.099	0.080
全窒素(mg/l)	0.97	0.60	0.81	1.22	1.34	1.17	1.00	0.92	0.87	0.88	0.94	0.88
KJ-N(mg/l)	0.40	0.25	0.50	0.74	0.98	0.75	0.50	0.19	0.24	0.22	0.24	0.20
NO ₂ -N(mg/l)	0.024	0.017	0.011	0.011	0.005	0.007	0.007	0.011	0.017	0.022	0.016	0.014
NO ₃ -N(mg/l)	0.55	0.33	0.30	0.47	0.36	0.41	0.49	0.72	0.61	0.64	0.68	0.67
MB活性物質(mg/l)	< 0.02	< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
平均												
最大												
最小												

公共用水域測定結果表 (4:十一川中流)

年月日	H21.4.22	H21.5.14	H21.6.17	H21.7.15	H21.8.5	H21.9.9	H21.10.14	H21.11.18	H21.12.9	H22.1.19	H22.2.17	H22.3.15
採取時刻	11:15	11:20	10:30	10:31	10:15	10:19	10:14	10:55	10:30	11:20	10:50	10:38
天候(当日)	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇
気温(度)	21.0	18.0	26.0	34.0	30.0	27.0	22.0	12.0	11.0	10.0	3.5	12.0
水温(度)	17.5	18.0	21.0	22.0	22.0	20.0	16.0	13.0	12.0	11.0	10.0	13.0
採取位置	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.4	8.4	8.9	8.5	8.5	8.7	8.4	8.0	8.4	8.0	8.2	8.3
DO(mg/l)	12	11.8	14.2	10.4	10.9	13.4	11.0	10	11.0	11	12.2	11.7
BOD(mg/l)	1.3	1.1	0.6	0.3	0.6	1.4	0.8	1.2	1.8	0.7	1.1	1.2
COD(mg/l)	2.3	1.6	3.6	1.4	0.8	2.0	1.6	1.9	5.8	1.8	3.8	1.9
SS(mg/l)	2	2	1	2	3	5	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	4
大腸菌群数(MPN/100ML)	4900	4900	2600	13000	17000	22000	4900	4900	3500	5400	5400	1700
カミカム(mg/l)	< 0.001	< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)		ND			ND			ND			ND	ND
総水銀(mg/l)												
ひ素(mg/l)												
PCB(mg/l)												
六価クロム(mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.089	0.125	0.118	0.087	0.095	0.103	0.070	0.081	0.081	0.075	0.074	0.069
全窒素(mg/l)	0.98	1.15	1.39	1.50	0.72	1.43	1.24	1.16	0.78	0.98	1.73	0.98
KJ-N(mg/l)	0.33	0.76	1.0	0.98	0.24	1.0	0.75	0.33	0.24	0.25	0.97	0.20
NO ₂ -N(mg/l)	0.015	0.013	0.013	0.011	0.008	0.007	0.006	0.011	0.012	0.021	0.020	0.014
NO ₃ -N(mg/l)	0.63	0.38	0.38	0.51	0.47	0.42	0.48	0.82	0.53	0.71	0.74	0.77
MB活性物質(mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
平均												
最大												
最小												

公共用水域測定結果表 (5: 姉川口)

年月日	H21.4.22	H21.5.14	H21.6.17	H21.7.15	H21.8.5	H21.9.9	H21.10.14	H21.11.18	H21.12.9	H22.1.19	H22.2.17	H22.3.15
採取時刻	9:33	9:30	9:35	9:40	9:30	9:28	9:35	9:27	9:43	9:45	9:40	10:07
天候(当日)	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇
気温(度)	16.5	20.0	22.0	31.0	31.0	23.0	19.5	19.0	7.0	6.0	3.5	12.0
水温(度)	13.1	13.0	18.5	19.0	21.0	19.0	14.8	9.0	8.0	4.0	5.0	13.0
採取位置	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.4	8.3	8.7	8.5	8.5	8.6	8.5	8.0	8.4	7.9	7.8	8.0
DO(mg/l)	11	10.6	9.6	9.0	9.1	9.4	10.0	11	12.0	13	12.7	11
BOD(mg/l)	0.6	0.9	< 0.5	-	< 0.5	0.9	< 0.5	0.7	1.6	0.6	0.9	0.6
COD(mg/l)	1.9	1.0	2.8	1.2	0.9	1.4	1.6	2.3	1.7	1.5	2.5	1.3
SS(mg/l)	5	3	4	3	3	3	3	2	< 1	< 1	1	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	2300	500	1300	4900	3300	4900	3300	1700	1100	230	1300	16000
カドミウム(mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀(mg/l)												
ヒ素(mg/l)												
PCB(mg/l)												
六価クロム(mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.035	0.032	0.046	0.038	0.035	0.031	0.032	0.031	0.032	0.032	0.033	0.016
全窒素(mg/l)	0.70	0.76	0.78	1.15	0.63	0.78	0.99	0.88	1.21	0.68	1.31	0.68
Kj-N(mg/l)	0.35	0.51	0.50	0.74	0.24	0.50	0.50	0.23	0.74	0.13	0.73	0.20
NO ₂ -N(mg/l)	0.007	0.005	0.007	0.006	0.004	0.003	0.004	0.006	0.008	0.008	0.004	0.003
NO ₃ -N(mg/l)	0.34	0.25	0.27	0.40	0.39	0.28	0.49	0.64	0.46	0.54	0.58	0.48
MB活性物質(mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最大	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
最小	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50

公共用水域測定結果表 (6:三六堀川河口)

年月日	H21.4.22	H21.5.14	H21.6.17	H21.7.15	H21.8.5	H21.9.9	H21.10.14	H21.11.18	H21.12.9	H22.1.19	H22.2.17	H22.3.15
採取時刻	10:55	9:47	9:50	10:10	9:47	9:50	9:47	9:37	10:02	11:00	10:05	10:15
天候(当日)	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇
気温(度)	19.0	18.0	23.0	32.0	30.0	24.0	20.0	12.0	11.5	13.0	4.0	12.0
水温(度)	19.0	19.0	23.0	26.0	26.0	22.0	20.0	16.0	16.0	14.0	12.0	14.0
採取位置	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸
採水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.8	8.5	8.7	8.4	8.7	8.6	8.4	8.1	8.3	8.5	8.1	8.1
DO(mg/l)	15	14.8	14.2	11.5	15.4	13.8	12.3	11	10.9	14	11.7	10.8
BOD(mg/l)	4.0	1.0	1.7	< 0.5	0.8	1.0	1.0	1.2	2.2	2.6	1.3	0.9
COD(mg/l)	4.2	0.6	7.4	1.6	1.4	2.8	1.4	2.5	3.6	5.2	1.4	1.7
SS(mg/l)	4	2	2	1	< 1	2	< 1	< 1	1	2	1	3
大腸菌群数(MPN/100ML)	2200	500	1300	7900	13000	11000	4900	4900	1300	3500	790	1100
カドミウム(mg/l)	< 0.001	< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005	< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)	ND	ND			ND			ND			ND	ND
総水銀(mg/l)												
ひ素(mg/l)												
PCB(mg/l)		ND										ND
六価クロム(mg/l)	< 0.02	< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.119	0.086	0.108	0.119	0.087	0.114	0.091	0.105	0.088	0.157	0.093	0.087
全窒素(mg/l)	1.10	1.24	0.95	0.94	1.10	1.24	1.46	0.89	0.86	0.85	0.99	0.77
Kj-N(mg/l)	0.5	1.02	0.50	0.49	0.74	0.75	1.0	0.21	0.24	0.34	0.49	0.18
NO ₂ -N(mg/l)	0.007	0.005	0.002	0.005	0.005	0.004	0.004	0.002	0.003	0.008	0.006	0.004
NO ₃ -N(mg/l)	0.59	0.21	0.45	0.45	0.36	0.49	0.46	0.68	0.62	0.50	0.49	0.59
MB活性物質(mg/l)	< 0.02	< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
平均												
最大												
最小												

公共用水域測定結果表 (7: 姉川国友)

年月日	H21.4.22	H21.5.14	H21.6.17	H21.7.15	H21.8.5	H21.9.9	H21.10.14	H21.11.18	H21.12.9	H22.1.19	H22.2.17	H22.3.15
採取時刻	9:55	10:10	10:00	10:00	9:50	9:52	9:55	9:52	10:00	10:00	10:30	10:22
天候(当日)	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇
気温(度)	18.0	19.0	23.0	31.0	30.0	24.0	20.0	10.0	8.0	7.0	3.5	12.0
水温(度)	16.0	15.0	20.0	22.0	22.0	20.0	16.5	12.0	11.0	7.0	6.0	13.0
採取位置	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸
採水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.5	8.6	8.5	8.2	8.3	8.4	8.3	7.6	8.3	7.6	7.4	7.7
DO(mg/l)	12	12.2	10.2	10.3	9.1	10.8	9.4	11	10.2	12	12.1	11.0
BOD(mg/l)	1.1	0.7	1.0	0.2	0.5	0.7	< 0.5	0.7	1.4	< 0.5	0.5	< 0.5
COD(mg/l)	3.1	1.1	3.7	1.1	1.0	0.8	1.1	1.4	1.7	1.1	0.7	1.5
SS(mg/l)	9	2	2	2	3	1	1	< 1	4	< 1	1	7
大腸菌群数(MPN/100ML)	500	230	330	4900	2300	4900	3300	800	5400	230	230	330
カドミウム(mg/l)	< 0.001	< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)		ND			ND			ND			ND	ND
総水銀(mg/l)												
ひ素(mg/l)												
PCB(mg/l)												
六価クロム(mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.074	0.037	0.073	0.040	0.039	0.066	0.030	0.025	0.040	0.034	0.031	0.025
全窒素(mg/l)	0.96	1.68	1.18	0.92	1.40	1.07	1.27	0.88	0.73	0.83	0.84	0.72
Kj-N(mg/l)	0.40	1.27	0.75	0.49	0.98	0.50	0.75	0.14	0	0.13	0.24	0.17
NO ₂ -N(mg/l)	0.006	0.005	0.009	0.003	0.003	0.007	0.003	0.003	0.003	0.004	0.002	0.003
NO ₃ -N(mg/l)	0.55	0.40	0.42	0.43	0.42	0.56	0.52	0.74	0.73	0.70	0.60	0.55
MB活性物質(mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
平均												
最大												
最小												

公共用水域測定結果表 (8:薬師堂川中流)

年月日	H21.6.17	H21.9.9	H21.12.9	H22.3.15
採取時刻	10:21	10:33	10:40	10:49
天候(当日)	晴	晴	晴	曇
気温(度)	26.0	28.0	14.5	12.0
水温(度)	19.0	20.0	10.0	11.0
採取位置	左岸	左岸	左岸	左岸
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層
透明度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.4	8.3	8.2	8.6
DO(mg/l)	11.4	10.4	11.4	11.8
BOD(mg/l)	0.8	0.6	1.6	0.6
COD(mg/l)	7.6	2.8	3.4	1.4
SS(mg/l)	2	2	4	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	1300	49000	16000	230
カドミウム(mg/l)	< 0.001			< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005			< 0.005
シアン(mg/l)	ND			ND
総水銀(mg/l)				
ひ素(mg/l)				
PCB(mg/l)				
六価クロム(mg/l)	< 0.02			< 0.02
全リン(mg/l)	0.122	0.076	0.147	0.096
全窒素(mg/l)	1.38	0.96	1.97	0.54
Kj-N(mg/l)	1.0	0.75	1.47	0.24
NO ₂ -N(mg/l)	0.010	0.009	0.007	0.006
NO ₃ -N(mg/l)	0.37	0.20	0.49	0.29
MB活性物質(mg/l)	< 0.02			< 0.02
平均				
最大				
最小				

公共用水域測定結果表 (9:平田川)

年月日	H21.6.17	H21.9.9	H21.12.9	H22.3.15
採取時刻	9:15	9:20	9:26	9:42
天候(当日)	晴	晴	晴	曇
気温(度)	21.0	23.0	7.0	12.0
水温(度)	18.5	19.0	11.0	13.0
採取位置	中央	中央	中央	中央
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層
透明度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.1	8.1	8.0	7.6
DO(mg/l)	10.2	10.0	11.1	11.2
BOD(mg/l)	0.5	0.7	1.4	0.7
COD(mg/l)	6.6	0.8	0.8	1.1
SS(mg/l)	4	< 1	< 1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1100	3300	1300	700
カドミウム(mg/l)	< 0.001			< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005			< 0.005
シアン(mg/l)	ND			ND
総水銀(mg/l)				
ひ素(mg/l)				
PCB(mg/l)				
六価クロム(mg/l)	< 0.02			< 0.02
全リン(mg/l)	0.087	0.048	0.040	0.035
全窒素(mg/l)	1.02	0.92	0.93	1.05
Kj-N(mg/l)	0.50	0.50	0.24	0.22
NO ₂ -N(mg/l)	0.006	0.003	0.008	0.013
NO ₃ -N(mg/l)	0.51	0.42	0.68	0.82
MB活性物質(mg/l)	< 0.02			< 0.02
平均				
最大				
最小				

公共用水域測定結果表

(10:大井川河口)

年月日	H21.5.14	H21.11.18	表層	表層	平均	最大	最小
採取時刻	10:30	10:20	> 50	> 50	-	> 50	> 50
天候(当日)	晴	晴	8.2	7.8	8.0	8.2	7.8
気温(度)	17.0	13.0	11.9	11	11.5	11.9	11
水温(度)	17.0	13.0	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7
採取位置	右岸	右岸	2.4	1.5	2.0	2.4	1.5
採水水深(m)	表層	表層	5	1	3	5	1
透視度(cm)	> 50	> 50	1300	500	900	1300	500
PH	8.2	7.8	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
DO(mg/l)	11.9	11	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
BOD(mg/l)	0.7	0.8	ND	ND	ND	ND	ND
COD(mg/l)	2.4	1.5					
SS(mg/l)	5	1					
大腸菌群数(MPN/100ML)	1300	500					
カドミウム(mg/l)	< 0.001						
鉛(mg/l)	< 0.005						
シアン(mg/l)	ND	ND					
総水銀(mg/l)							
ひ素(mg/l)							
PCB(mg/l)	ND	ND					
六価クロム(mg/l)	< 0.02	< 0.02					
全リン(mg/l)	0.088	0.056					
全窒素(mg/l)	0.66	0.99					
Kj-N(mg/l)	0.25	0.19					
NO ₂ -N(mg/l)	0.009	0.010					
NO ₃ -N(mg/l)	0.40	0.79					
MB活性物質(mg/l)	< 0.02	< 0.02					

公共用水域測定結果表

(11:旧大井川河口)

年月日	H21.5.14	H21.11.18	表層	表層	平均	最大	最小
採取時刻	11:00	10:40	> 50	> 50	-	> 50	> 50
天候(当日)	晴	晴	8.8	8.0	8.4	8.8	8.0
気温(度)	20.0	11.0	13.3	10	11.7	13.3	10
水温(度)	18.0	12.0	1.5	1.1	1.3	1.5	1.1
採取位置	右岸	右岸	2.6	1.8	2.2	2.6	1.8
採水水深(m)	表層	表層	19	1	10	19	1
透視度(cm)	> 50	> 50	2300	14000	8150	14000	2300
PH	8.8	8.0	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
DO(mg/l)	13.3	10	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
BOD(mg/l)	1.5	1.1	ND	ND	ND	ND	ND
COD(mg/l)	2.6	1.8					
SS(mg/l)	19	1					
大腸菌群数(MPN/100ML)	2300	14000					
カドミウム(mg/l)	< 0.001	< 0.001					
鉛(mg/l)	< 0.005	< 0.005					
シアン(mg/l)	ND	ND					
総水銀(mg/l)							
ひ素(mg/l)							
PCB(mg/l)							
六価クロム(mg/l)	< 0.02	< 0.02					
全リン(mg/l)	0.236	0.083					
全窒素(mg/l)	1.32	0.94					
Kj-N(mg/l)	1.02	0.20					
NO ₂ -N(mg/l)	0.015	0.013					
NO ₃ -N(mg/l)	0.28	0.73					
MB活性物質(mg/l)	< 0.02	< 0.02					

公共用水域測定結果表 (12:五井戸川河口)

年月日	H21.5.14	H21.11.18	平均	最大	最小
採取時刻	10:05	9:57	-	> 50	> 50
天候(当日)	晴	晴			
気温(度)	17.0	17.0	8.0	8.4	7.6
水温(度)	17.0	12.5	10.8	11.5	10
採取位置	右岸	右岸			
採水水深(m)	表層	表層			
透視度(cm)	> 50	> 50			
PH	8.4	7.6	8.0	8.4	7.6
DO(mg/l)	11.5	10	10.8	11.5	10
BOD(mg/l)	1.4	0.9	1.2	1.4	0.9
COD(mg/l)	3.0	4.2	3.6	4.2	3.0
SS(mg/l)	6	3	4	6	3
大腸菌群数(MPN/100ML)	2300	7900	5100	7900	2300
カドミウム(mg/l)	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)	ND		ND	ND	ND
総水銀(mg/l)					
ヒ素(mg/l)					
PCB(mg/l)					
六価クロム(mg/l)	< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.105	0.110	0.108	0.110	0.105
全窒素(mg/l)	1.57	1.58	1.58	1.58	1.57
Kj-N(mg/l)	1.27	0.35	0.81	1.27	0.35
NO ₂ -N(mg/l)	0.023	0.029	0.026	0.029	0.023
NO ₃ -N(mg/l)	0.28	1.20	0.74	1.20	0.28
MB活性物質(mg/l)	< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02

公共用水域測定結果表 (13:打越川河口)

年月日	H21.6.17	H21.9.9	H21.12.9	H22.3.15
採取時刻	10:08	10:20	10:19	10:35
天候(当日)	晴	晴	晴	曇
気温(度)	25.0	31.0	11.5	12.0
水温(度)	20.0	21.0	11.0	11.0
採取位置	中央	中央	中央	中央
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	8.3	8.6	8.1	8.1
DO(mg/l)	11.6	13.1	12.1	10.4
BOD(mg/l)	0.8	0.6	2.4	1.4
COD(mg/l)	3.6	1.2	0.8	1.8
SS(mg/l)	3	< 1	1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	4900	3300	3300	5400
カドミウム(mg/l)	< 0.001			< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005			< 0.005
シアン(mg/l)	ND			ND
総水銀(mg/l)				
ヒ素(mg/l)				
PCB(mg/l)				
六価クロム(mg/l)	< 0.02			< 0.02
全リン(mg/l)	0.135	0.132	0.117	0.104
全窒素(mg/l)	1.63	0.60	0.65	0.52
Kj-N(mg/l)	1.25	0.25	0.24	0.22
NO ₂ -N(mg/l)	0.008	0.005	0.014	0.017
NO ₃ -N(mg/l)	0.37	0.34	0.40	0.28
MB活性物質(mg/l)	< 0.02			< 0.02

公共用水域測定結果表

(14:南川河口)

年月日	H21.5.14	H21.11.18	平均	最大	最小
採取時刻	10:25	10:13	-	> 50	> 50
天候(当日)	晴	晴			
気温(度)	18.0	1.0			
水温(度)	19.0	12.0			
採取位置	中央	中央			
採水水深(m)	表層	表層			
透視度(cm)	> 50	> 50			
PH	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
DO(mg/l)	9.9	10	10	10	9.9
BOD(mg/l)	1.4	2.1	1.8	2.1	1.4
COD(mg/l)	6.2	5.1	5.7	6.2	5.1
SS(mg/l)	8	5	6	8	5
大腸菌群数(MPN/100ML)	3300	17000	10150	17000	3300
カミウム(mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀(mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
ひ素(mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
PCB(mg/l)					
六価クロム(mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.146	0.143	0.145	0.146	0.143
全窒素(mg/l)	0.81	1.57	1.19	1.57	0.81
Kj-N(mg/l)	0.36	0.35	0.36	0.36	0.35
NO ₂ -N(mg/l)	0.044	0.031	0.038	0.044	0.031
NO ₃ -N(mg/l)	0.41	1.19	0.80	1.19	0.41
MB活性物質(mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02

公共用水域測定結果表

(15:土川)

年月日	H21.5.14	H21.11.18	平均	最大	最小
採取時刻	10:40	10:26	-	> 50	46
天候(当日)	晴	晴			
気温(度)	19.0	10.5			
水温(度)	16.0	11.0			
採取位置	左岸	左岸			
採水水深(m)	表層	表層			
透視度(cm)	46	> 50			
PH	8.1	7.4	7.8	8.1	7.4
DO(mg/l)	9.3	9.9	9.6	9.9	9.3
BOD(mg/l)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
COD(mg/l)	6.4	4.6	5.5	6.4	4.6
SS(mg/l)	15	5	10	15	5
大腸菌群数(MPN/100ML)	3300	3300	3300	3300	3300
カミウム(mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀(mg/l)					
ひ素(mg/l)					
PCB(mg/l)					
六価クロム(mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.135	0.101	0.118	0.135	0.101
全窒素(mg/l)	1.35	1.78	1.56	1.78	1.35
Kj-N(mg/l)	1.02	0.37	0.70	1.02	0.37
NO ₂ -N(mg/l)	0.038	0.028	0.033	0.038	0.028
NO ₃ -N(mg/l)	0.29	1.38	0.84	1.38	0.29
MB活性物質(mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02

＜旧浅井地域＞
公共用水域測定結果表 (21:草野川上流)

年月日	H21.5.29	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.3
採取時刻	11:20	11:40	9:55	11:55
気温(度)	25.0	28.6	12.8	7.3
水温(度)	16.5	18.0	8.5	6.3
採取位置	中央	中央	中央	中央
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	7.7	7.5	7.5	7.2
DO(mg/l)	9.9	9.6	12	12
BOD(mg/l)	< 0.5	0.7	0.5	< 0.5
COD(mg/l)	2.0	2.2	1.0	1.3
SS(mg/l)	2	5	< 1	4
大腸菌群数(MPN/100ML)	110	4900	78	33
全リン(mg/l)	0.022	0.028	0.017	0.027
全窒素(mg/l)	0.37	0.43	0.41	0.50
	平均	最大	最小	
	-	> 50	> 50	> 50
	7.5	7.7	7.2	7.2
	10.9	12	12	9.6
	0.3	0.7	< 0.5	< 0.5
	1.6	2.2	1.0	1.0
	3	5	< 1	< 1
	1280	4900	33	33
	0.024	0.028	0.017	0.017
	0.43	0.50	0.41	0.37

公共用水域測定結果表 (22:草野川中流)

年月日	H21.5.29	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.3
採取時刻	11:35	11:55	10:10	12:10
気温(度)	26.2	28.2	12.6	7.5
水温(度)	18.5	19.2	9.8	6.5
採取位置	中央	中央	中央	中央
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	7.8	7.7	7.4	7.2
DO(mg/l)	9.6	9.4	12	12
BOD(mg/l)	< 0.5	1.0	0.6	< 0.5
COD(mg/l)	2.0	1.5	1.0	1.4
SS(mg/l)	2	2	< 1	5
大腸菌群数(MPN/100ML)	490	3300	230	110
全リン(mg/l)	0.040	0.036	0.022	0.033
全窒素(mg/l)	0.40	0.43	0.50	0.53
	平均	最大	最小	
	-	> 50	> 50	> 50
	7.5	7.8	7.2	7.2
	10.8	12	12	9.4
	0.4	1.0	< 0.5	< 0.5
	1.5	2.0	1.0	1.0
	2	5	< 1	< 1
	1033	3300	230	110
	0.033	0.040	0.022	0.033
	0.47	0.53	0.50	0.40

公共用水域測定結果表 (20:長浜新川)

年月日	H21.5.14	H21.11.18	平均	最大	最小
採取時刻	10:55	10:41	-	> 50	> 50
天候(当日)	晴	晴			
気温(度)	18.5	16.0			
水温(度)	16.0	13.0			
採取位置	中央	中央			
採水水深(m)	表層	表層			
透視度(cm)	> 50	> 50			
PH	8.0	7.4	7.7	8.0	7.4
DO(mg/l)	9.9	9.6	9.8	9.9	9.6
BOD(mg/l)	0.6	1.2	0.9	1.2	0.6
COD(mg/l)	2.6	2.2	2.4	2.6	2.2
SS(mg/l)	3	2	3	3	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	3300	1100	2200	3300	1100
カドミウム(mg/l)	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)	ND		ND	ND	ND
総水銀(mg/l)					
ひ素(mg/l)					
PCB(mg/l)					
六価クロム(mg/l)	< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)	0.069	0.050	0.060	0.069	0.050
全窒素(mg/l)	0.87	0.86	0.86	0.87	0.86
KJ-N(mg/l)	0.76	0.21	0.49	0.76	0.21
NO ₂ -N(mg/l)	0.007	0.005	0.006	0.007	0.005
NO ₃ -N(mg/l)	0.10	0.65	0.38	0.65	0.10
MB活性物質(mg/l)	< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02

公共用水域測定結果表 (23: 田川上流)

年月日	H21.5.29	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.3	平均	最大	最小
採取時刻	10:45	11:15	9:25	11:25	-	> 50	> 50
気温(度)	26.8	27.1	11.4	5.9	7.8	8.0	7.5
水温(度)	17.8	22.0	8.9	6.5	10.7	12	9.4
採取位置	中央	中央	中央	中央	0.6	1.0	< 0.5
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	2.1	2.4	1.5
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	3	4	< 1
PH	7.9	8.0	7.7	7.5	3	4	< 1
DO(mg/l)	9.4	9.4	12	12	1933	4900	33
BOD(mg/l)	0.5	1.0	1.0	< 0.5	0.033	0.043	0.025
COD(mg/l)	2.2	2.4	1.5	2.2	0.48	0.56	0.42
SS(mg/l)	3	3	< 1	4			
大腸菌群数(MPN/100ML)	1100	4900	1700	33			
全リン(mg/l)	0.032	0.032	0.043	0.025			
全窒素(mg/l)	0.42	0.50	0.45	0.56			

公共用水域測定結果表 (25: 田根川)

年月日	H21.5.29	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.3	平均	最大	最小
採取時刻	11:05	11:25	9:40	11:40	-	> 50	> 50
気温(度)	27.1	28.1	12.0	6.1	7.6	7.8	7.3
水温(度)	14.3	22.0	8.9	7.1	10.5	12	9.0
採取位置	中央	中央	中央	中央	1.3	2.2	0.9
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	5.1	9.5	2.6
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	3	7	1
PH	7.7	7.8	7.5	7.3	3	7	1
DO(mg/l)	9.0	9.1	12	12	1660	3300	350
BOD(mg/l)	2.2	1.3	0.9	0.9	0.101	0.143	0.048
COD(mg/l)	9.5	4.3	2.6	4.1	0.64	0.90	0.50
SS(mg/l)	3	1	1	7			
大腸菌群数(MPN/100ML)	2200	3300	790	350			
全リン(mg/l)	0.143	0.115	0.048	0.082			
全窒素(mg/l)	0.90	0.63	0.53	0.50			

公共用水域測定結果表 (24: 田川中流)

年月日	H21.5.29	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.3	平均	最大	最小
採取時刻	10:30	10:55	9:05	11:05	-	> 50	> 50
気温(度)	24.0	27.2	11.3	5.8	7.6	7.8	7.4
水温(度)	20.8	21.0	9.2	7.3	10.6	12	9.5
採取位置	中央	中央	中央	中央	1.2	1.8	0.9
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	3.9	6.6	2.6
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	6	12	2
PH	7.8	7.8	7.4	7.4	4550	7900	1600
DO(mg/l)	9.5	10	11	12	0.087	0.139	0.044
BOD(mg/l)	1.8	0.9	0.9	1.1	0.78	0.85	0.70
COD(mg/l)	6.6	2.6	2.8	3.7			
SS(mg/l)	12	3	2	8			
大腸菌群数(MPN/100ML)	7000	7900	1700	1600			
全リン(mg/l)	0.139	0.077	0.044	0.086			
全窒素(mg/l)	0.85	0.75	0.84	0.70			

公共用水域測定結果表 (26: 姉川今莊)

年月日	H21.5.29	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.3	平均	最大	最小
採取時刻	11:45	12:10	10:30	12:30	-	> 50	> 50
気温(度)	26.2	24.0	12.5	7.6	8.1	8.4	7.8
水温(度)	21.9	21.0	10.2	6.5	10.2	12	8.7
採取位置	中央	中央	中央	中央	0.6	1.0	< 0.5
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	1.8	2.8	1.2
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	4	12	< 1
PH	8.3	8.4	8.0	7.8	2340	5400	170
DO(mg/l)	8.7	9.0	11	12	0.039	0.070	0.009
BOD(mg/l)	0.6	1.0	0.8	< 0.5	0.58	0.71	0.47
COD(mg/l)	2.8	1.6	1.2	1.8			
SS(mg/l)	3	2	< 1	12			
大腸菌群数(MPN/100ML)	5400	3300	490	170			
全リン(mg/l)	0.070	0.036	0.009	0.040			
全窒素(mg/l)	0.71	0.58	0.47	0.57			

<旧びわ地域>

公共用水域測定結果表 (27: 丁野木川河口)

年月日	H21.5.21	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.10
採取時刻	11:20	10:00	11:55	10:10
気温(度)	21.6	25.9	15.8	7.0
水温(度)	18.0	19.8	11.6	7.0
採取位置	中央	中央	中央	中央
採水深(m)	表層	表層	表層	表層
透明度(cm)	20	> 50	> 50	32
PH	7.5	7.9	7.7	7.3
DO(mg/l)	9.6	10	12	11
BOD(mg/l)	2.6	1.1	1.0	1.0
COD(mg/l)	5.1	2.0	1.4	5.3
SS(mg/l)	17	5	< 1	16
大腸菌群数(MPN/100ML)	2300	3300	790	1700
全リン(mg/l)	0.086	0.071	0.028	0.134
全窒素(mg/l)	0.78	0.58	0.66	1.11
	平均	最大	最小	
	-	> 50	20	
	7.6	7.9	7.3	
	10.6	12	9.6	
	1.4	2.6	1.0	
	3.4	5.3	1.4	
	10	17	< 1	
	2022	3300	790	
	0.080	0.134	0.028	
	0.78	1.11	0.58	

公共用水域測定結果表 (29: 高時川)

年月日	H21.12.1	H22.3.10
採取時刻	12:20	10:25
気温(度)	16.4	7.5
水温(度)	10.5	6.3
採取位置	中央	中央
採水深(m)	表層	表層
透明度(cm)	> 50	30
PH	7.8	7.5
DO(mg/l)	12	12
BOD(mg/l)	1.0	0.5
COD(mg/l)	1.1	2.4
SS(mg/l)	< 1	28
大腸菌群数(MPN/100ML)	330	460
全リン(mg/l)	0.006	0.057
全窒素(mg/l)	0.39	0.55
	平均	最大
	-	> 50
	7.6	7.8
	12	12
	0.8	1.0
	1.8	2.4
	14	28
	395	460
	0.032	0.057
	0.47	0.55

公共用水域測定結果表 (28: 田川河口)

年月日	H21.5.21	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.10
採取時刻	11:00	10:10	11:48	9:55
気温(度)	20.8	26.2	14.0	6.8
水温(度)	18.1	20.0	12.0	7.0
採取位置	中央	中央	中央	中央
採水深(m)	表層	表層	表層	表層
透明度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50
PH	7.7	7.8	7.8	7.4
DO(mg/l)	11	9.8	12	12
BOD(mg/l)	2.0	1.3	0.8	1.0
COD(mg/l)	4.5	2.4	1.5	3.6
SS(mg/l)	8	4	1	9
大腸菌群数(MPN/100ML)	1400	13000	490	1100
全リン(mg/l)	0.093	0.051	0.037	0.096
全窒素(mg/l)	0.66	0.51	0.68	0.85
	平均	最大	最小	
	-	> 50	> 50	
	7.7	7.8	7.4	
	11.2	12	9.8	
	1.3	2.0	0.8	
	3.0	4.5	1.5	
	6	9	1	
	3998	13000	490	
	0.069	0.096	0.037	
	0.68	0.85	0.51	

公共用水域測定結果表 (30: 姉川河口)

年月日	H21.5.21	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.10
採取時刻	10:40	9:45	11:30	9:40
気温(度)	21.3	25.0	13.0	6.5
水温(度)	18.2	20.8	11.6	6.2
採取位置	中央	中央	中央	中央
採水深(m)	表層	表層	表層	表層
透明度(cm)	> 50	> 50	> 50	28
PH	8.2	7.9	7.7	7.5
DO(mg/l)	11	9.4	12	12
BOD(mg/l)	1.7	0.8	0.8	0.5
COD(mg/l)	2.1	1.7	1.2	2.3
SS(mg/l)	1	1	< 1	26
大腸菌群数(MPN/100ML)	220	4900	700	130
全リン(mg/l)	0.030	0.042	0.015	0.056
全窒素(mg/l)	0.59	0.62	0.67	0.59
	平均	最大	最小	
	-	> 50	28	
	7.8	8.2	7.5	
	11.1	12	9.4	
	1.0	1.7	0.5	
	1.8	2.3	1.2	
	7	26	< 1	
	1488	4900	130	
	0.036	0.056	0.015	
	0.62	0.67	0.59	

公共用水域測定結果表 (31:川道川)

年月日	H21.5.21	H21.8.25	H21.12.1	H22.3.10	
採取時刻	10:25	9:29	11:15	9:25	
気温(度)	23.2	25.6	13.8	6.0	
水温(度)	18.1	20.4	12.6	7.5	
採取位置	中央	中央	中央	中央	
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	
透明度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	
PH	7.5	7.5	7.4	7.3	
DO(mg/l)	9.4	9.4	12	11	
BOD(mg/l)	2.4	1.4	1.1	0.9	
COD(mg/l)	5.4	2.7	1.7	4.5	
SS(mg/l)	6	4	3	10	
大腸菌群数(MPN/100ML)	1300	7900	1300	540	
全N(mg/l)	0.107	0.093	0.078	0.147	
全窒素(mg/l)	0.31	0.57	0.81	0.97	
			平均	最大	最小
			-	> 50	> 50
			7.4	7.5	7.3
			10.4	12	9.4
			1.4	2.4	0.9
			3.6	5.4	1.7
			6	10	3
			2760	7900	540
			0.106	0.147	0.078
			0.66	0.97	0.31

第2節 底質調査結果

1 概要

昭和48年に市内河川の底質に問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。

その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、本年も同項目について調査を実施しました。

2 調査地点



①米川河口 ③十一川河口 ⑥三六堀川河口 ⑩大井川河口

3 調査頻度

■ 年1回調査

4 調査方法

■ 委託による調査

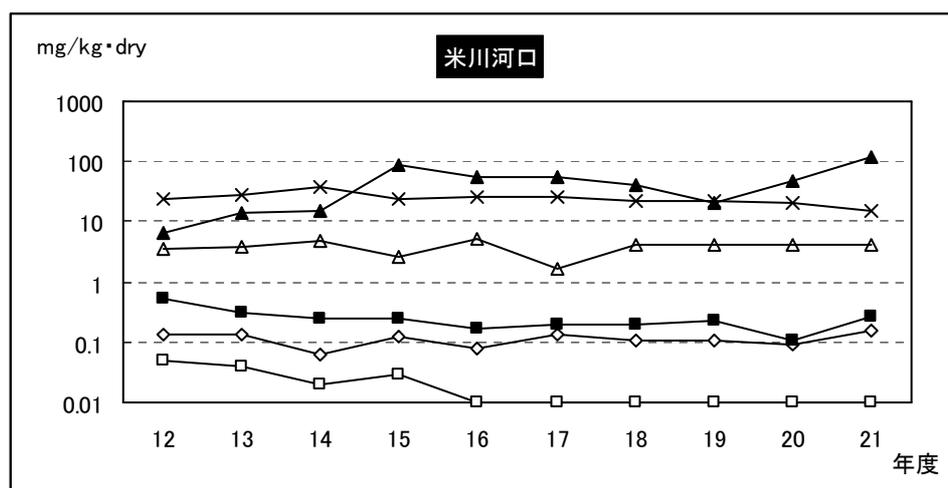
5 調査結果

底質分析結果表

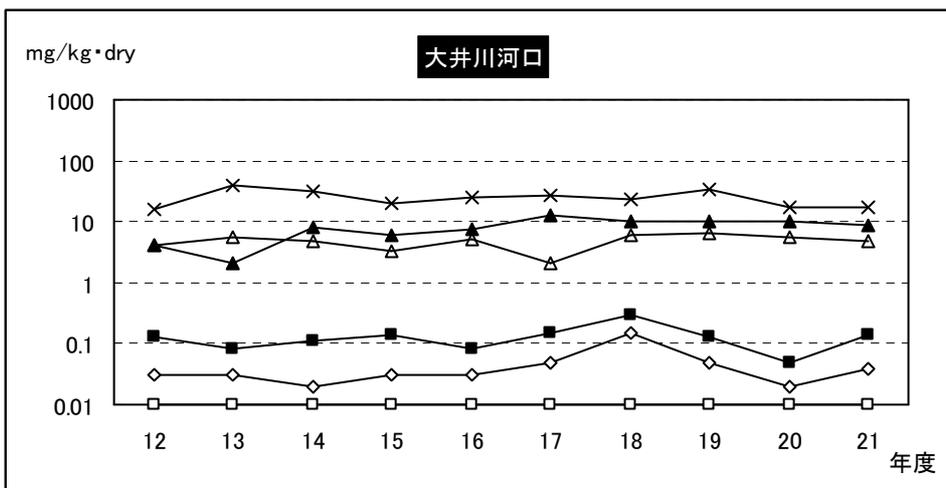
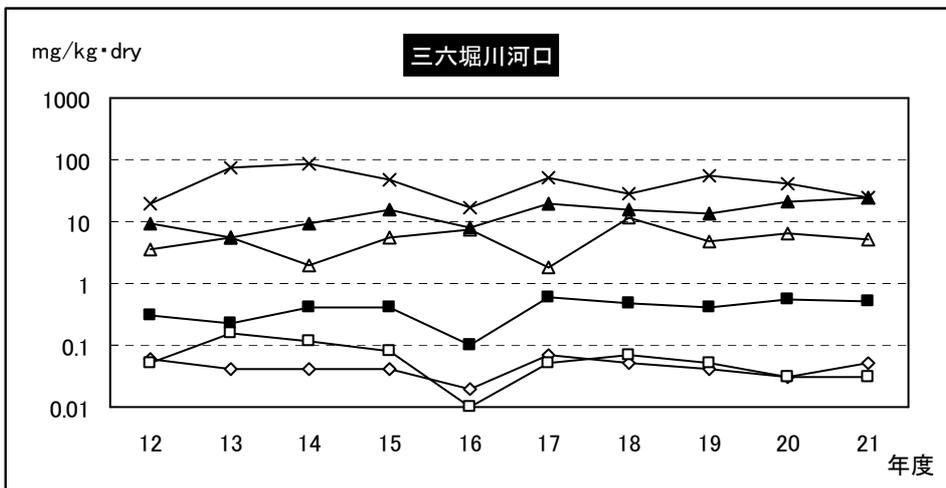
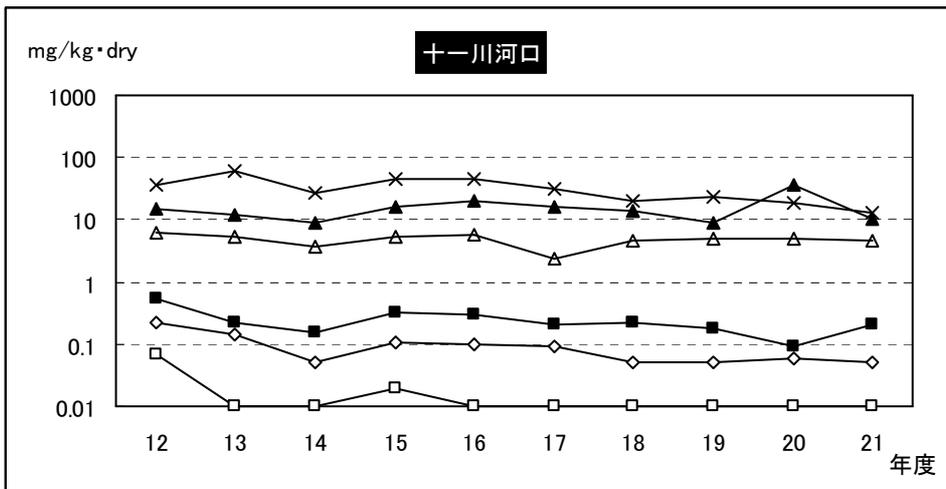
採取河川	米川河口	十一川河口	三六掘川河口	大井川河口
採取日	H21.9.24	H21.9.24	H21.9.24	H21.9.24
採取時刻	10:50	10:35	10:25	10:10
天候(当日)	晴	晴	晴	晴
気温(度)	25.0	22.5	25.5	25.0
泥温(度)	-	-	-	-
外観:色	灰こげ茶色	灰黒色	灰黒色	灰こげ茶色
外観:形状	小石混じりの砂質	小石混じりの砂質	小石混じりの砂質	小石混じりの砂質
外観:臭気	下水臭	下水臭	微魚介臭	微魚介臭
水分率 (%)	22.0	17.5	21.8	20.9
アルキル水銀化合物 (mg/kg・dry)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
総水銀 (mg/kg・dry)	0.15	0.05	0.05	0.04
カドミウム (mg/kg・dry)	0.27	0.20	0.53	0.14
鉛 (mg/kg・dry)	120	10	25	9
有機リン化合物 (mg/kg・dry)	<1	<1	<1	<1
ひ素 (mg/kg・dry)	4.2	4.6	5.1	4.7
PCB (mg/kg・dry)	0.01	<0.01	0.03	<0.01
クロム含有量 (mg/kg・dry)	15	13	25	17

①経年変化

いずれの調査地点も、概ね横ばいの状態にあります。



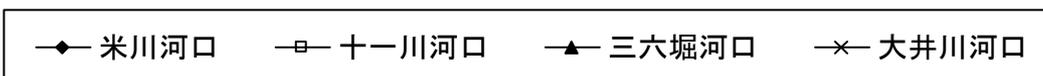
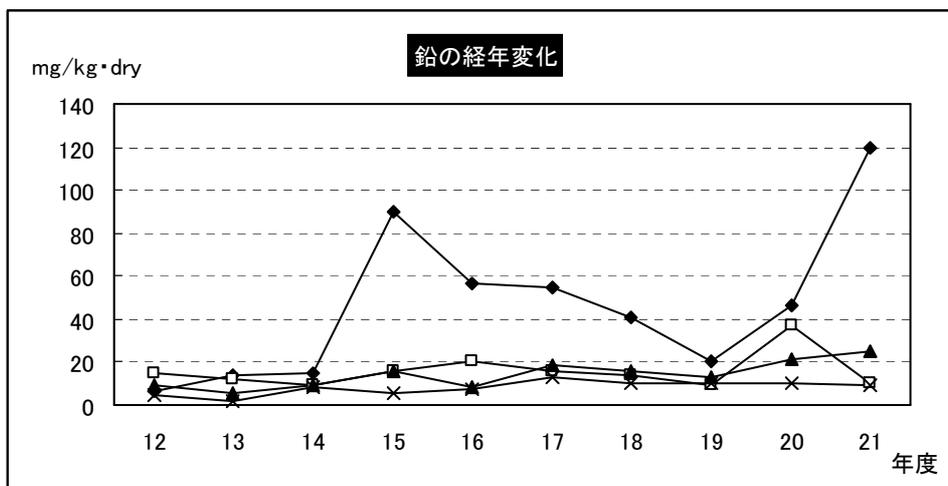
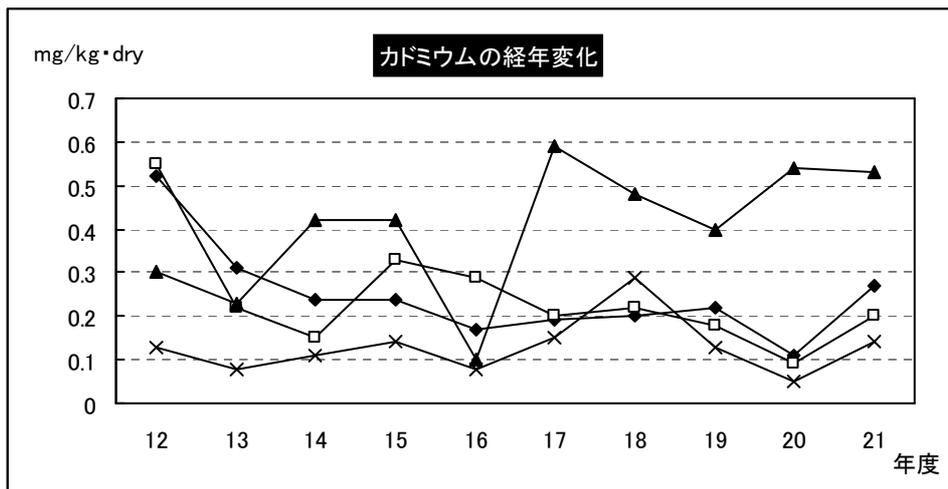
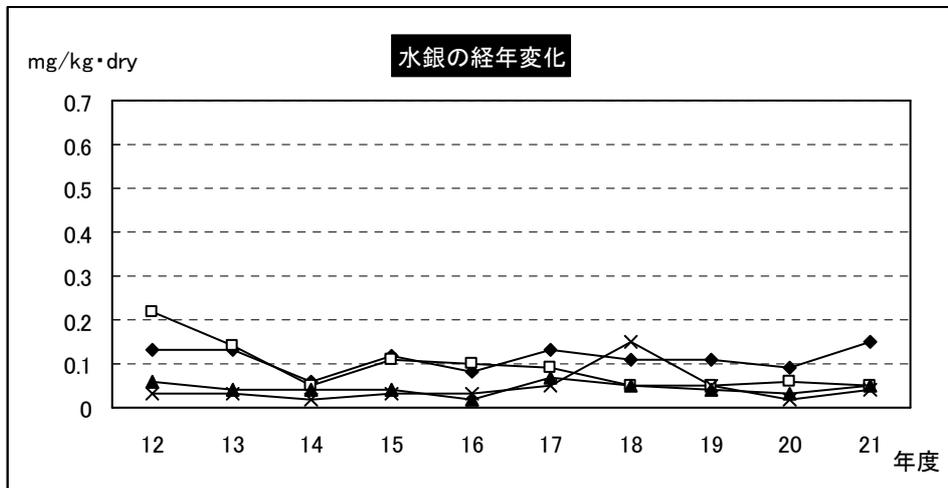
◇— 総水銀 ■— カドミウム ▲— 鉛 ×— 総クロム △— ひ素 □— PCB

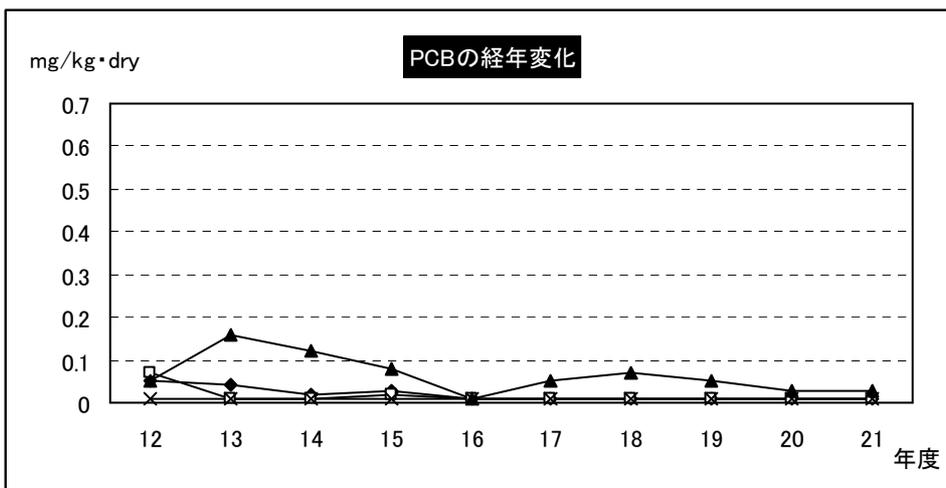
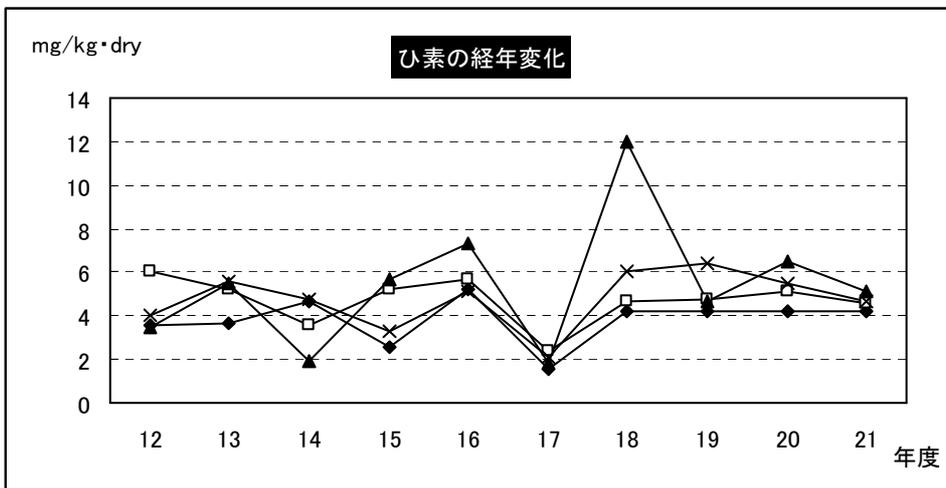
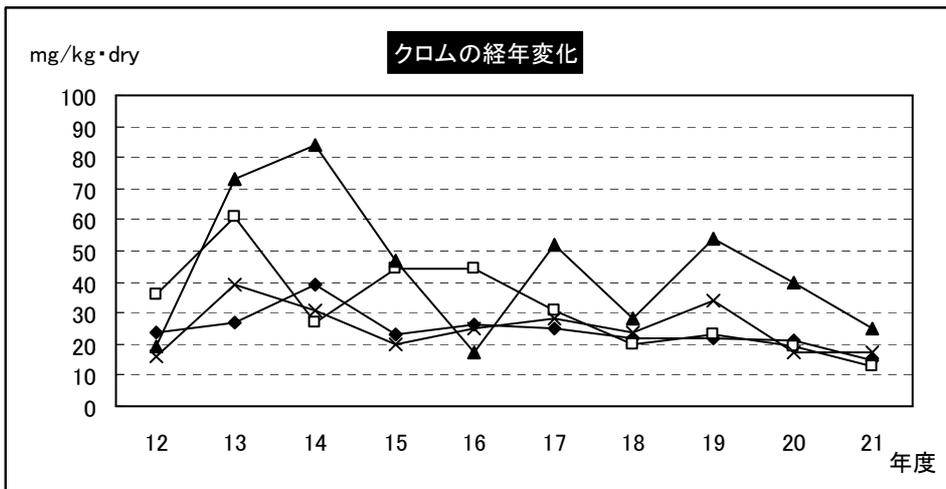


◇ 総水銀 ■ カドミウム ▲ 鉛 × 総クロム △ ヒ素 □ PCB

②調査項目ごとの経年変化

米川河口で鉛の検出量が増加しているため注意が必要です。その他の項目については、若干の増減はあるものの、全体的には横ばいの状態です。





◆ 米川河口 □ 十一川河口 ▲ 三六堀河口 × 大井川河口

6 評価

底質のうち、水銀とPCBについては暫定除去基準（昭和50年10月28日，環水管，環境庁，水質保全局通知）が定められており、水銀25ppm以上、PCB10ppm以上とされています。各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

米川河口においては、鉛濃度が上昇しているので注意が必要です。

その他の項目については、概ね過年度と比較しても横ばいで推移しており、長期的に見て安定した状態にあると考えられます。

第3節 大気環境調査結果

1 概要

市内の大気環境を把握するために、市内7地点における硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じんおよび浮遊粉じん中の金属成分について、それぞれ調査しました。

2 調査地点



- | | | | |
|---------|--------|--------|---------|
| ①西中学校 | ②南中学校 | ③神照小学校 | ④長浜南小学校 |
| ⑤東中学校 | ⑥調理短大 | ⑦市民プール | ⑧サンパレス |
| ⑨旧教職員住宅 | ⑩長浜市役所 | ⑪浅井支所 | ⑫びわ支所 |

3 調査概要

(1) 簡易調査法による積算量調査

◇ 調査方法

アルカリろ紙法による1か月間の積算量の定量

◇ 調査地点

①西中学校、②南中学校、③神照小学校、④長浜南小学校、⑤東中学校、
⑥調理短大、⑦市民プール、⑪浅井支所、⑫びわ支所

◇ 調査項目

硫黄酸化物、窒素酸化物

◇ 調査期間

平成21年4月～平成22年3月

(2) 自動計測器による調査

◇ 調査方法

自動計測器による24時間常時測定

◇ 調査地点

⑨旧教職員住宅

◇ 調査項目

二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質

◇ 調査期間

平成21年4月～平成22年3月

(3) ハイボリュームエアースンプラーによる粉じん中の重金属調査

◇ 調査方法

ハイボリュームエアースンプラーによる吸引捕集試料中の金属成分を定量

◇ 調査地点

②南中学校、③神照小学校、④長浜南小学校、⑤東中学校、⑦市民プール、
⑧サンパレス、⑩長浜市役所、⑪浅井支所、⑫びわ支所

◇ 調査項目

鉛、カドミウム、マンガン、バナジウム、クロム、亜鉛、硫酸根、粉じん量

◇ 調査期間

平成21年9月および平成22年3月

4 調査結果

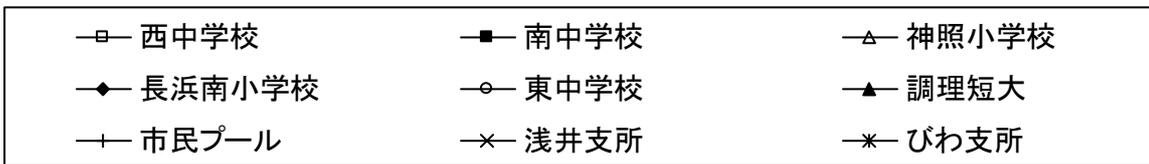
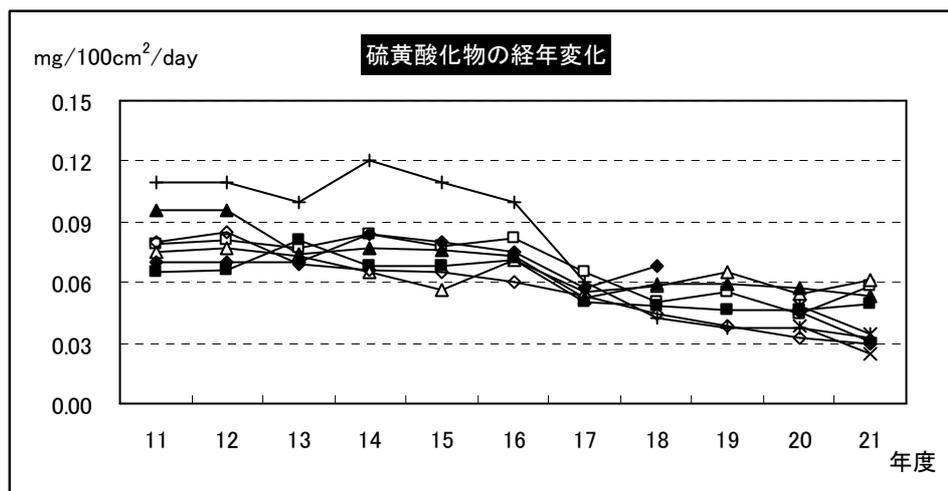
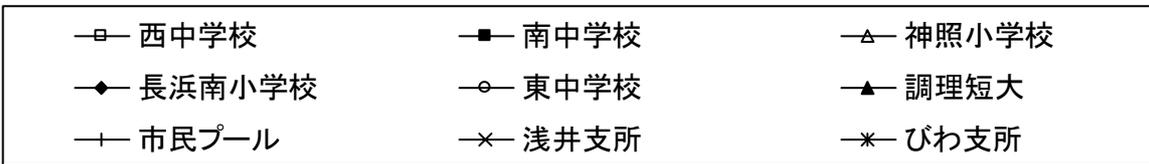
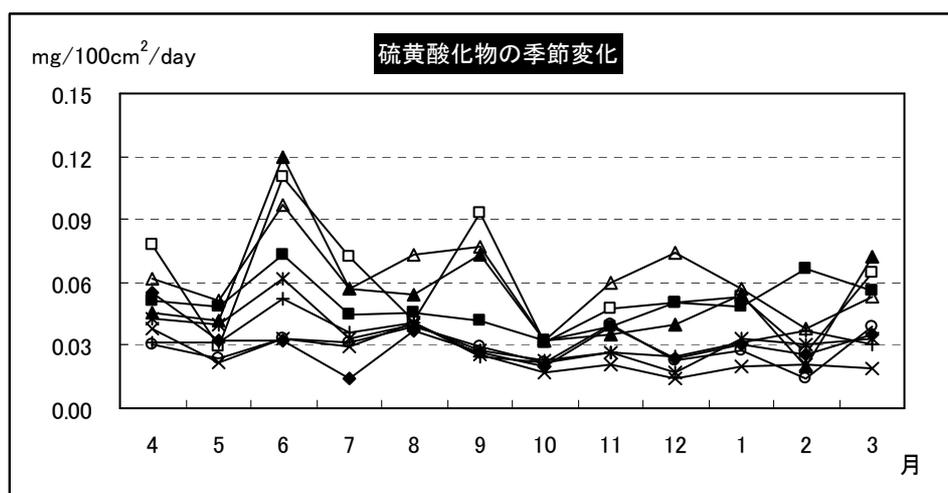
(1) 簡易調査法による積算量調査

<硫黄酸化物> (二酸化鉛法)

季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありますが、変動幅は比較的小さくなっています。季節的な要因による変動は明確でなく、昨年と大きな変化はありません

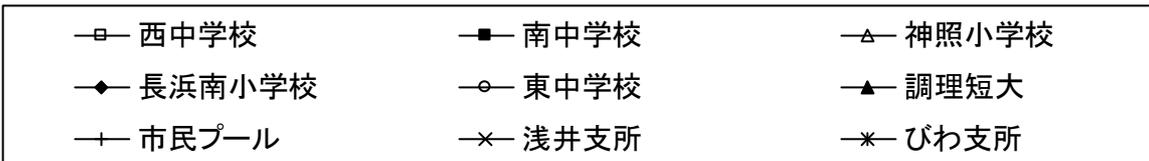
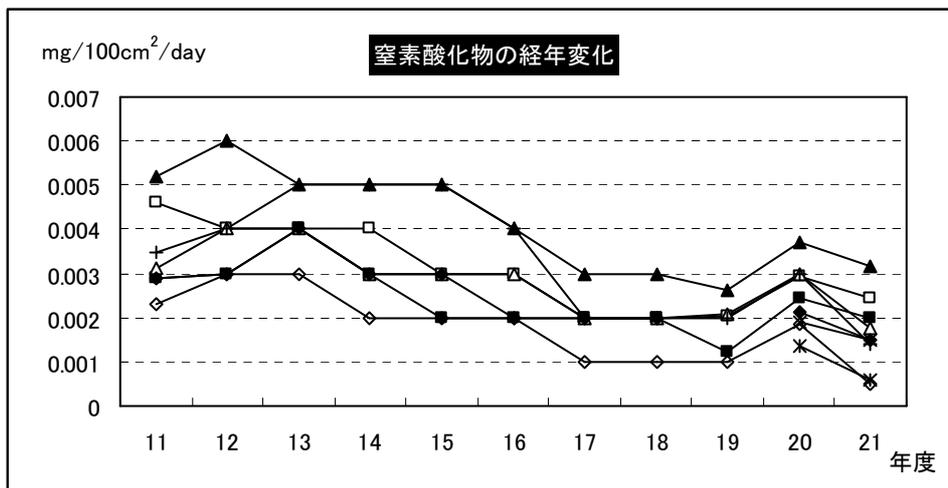
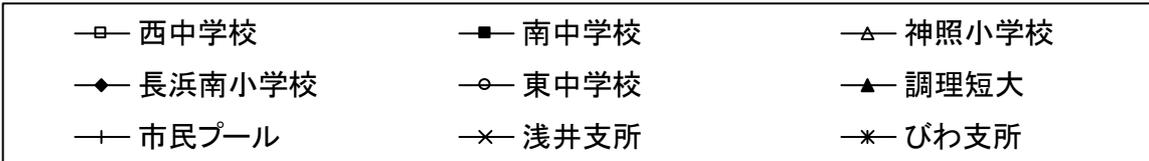
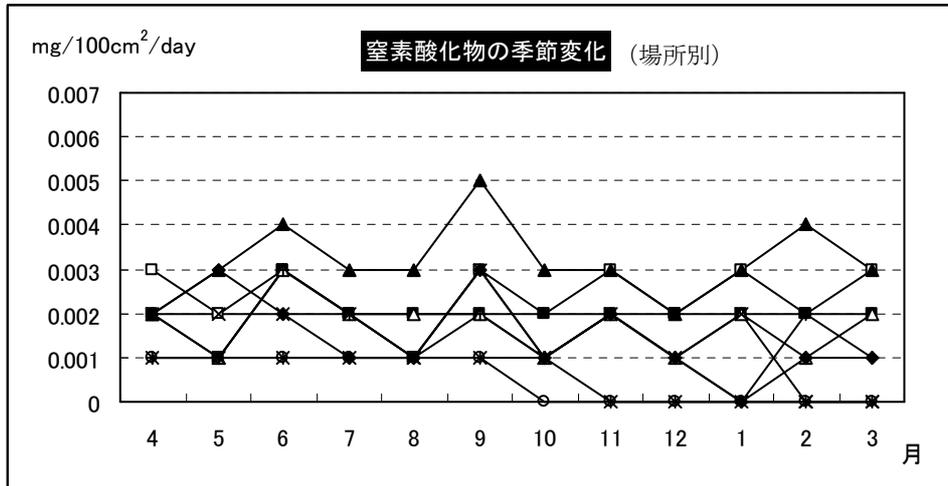
年平均値での経年変化についても、概ね横ばいか小さくなっています。

汚染判定基準から見ると、汚染第1度 (0.5mg~1.0mg 未満) 以下であり、汚染は軽微であるといえます。



<窒素酸化物> (アルカリろ紙法)

各地点の季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありますが、変動幅は比較的小さくなっています。季節的な要因による変動は明確でなく、昨年と大きな変化はありません。地点間のレベルを比較しましても、大きな差異は見られません。経年変化を長期的に見ると、概ね横ばい状態であるといえます。

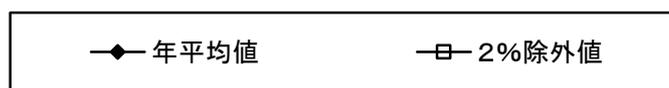
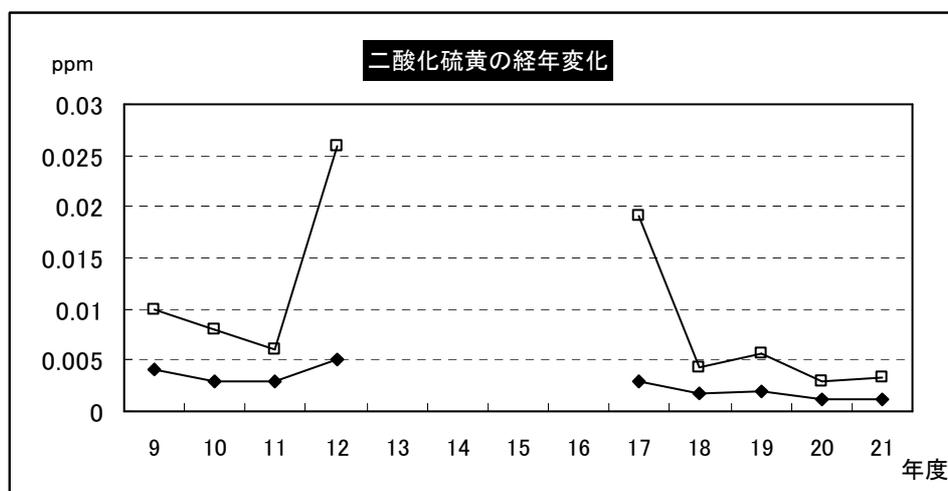
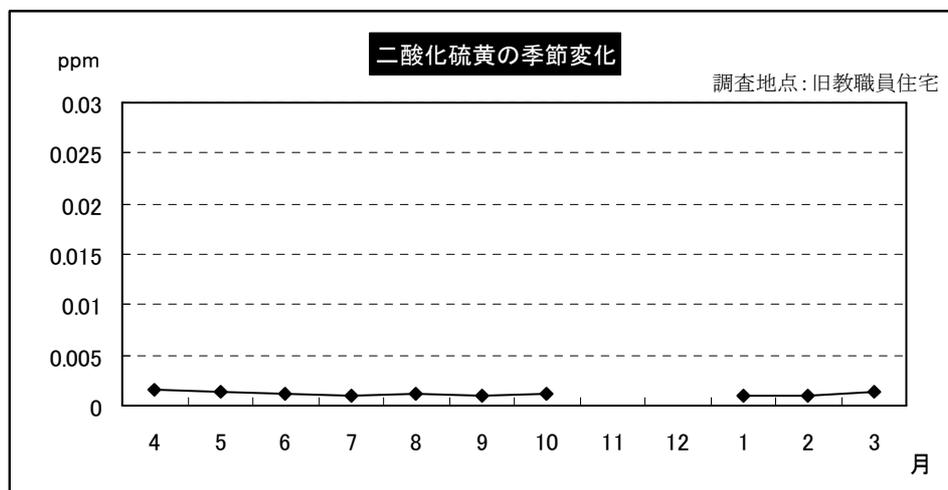


(2) 自動計測器による調査

<二酸化硫黄> (溶液導電率法)

季節的变化は、あまり見られない結果となりました。

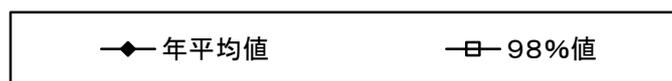
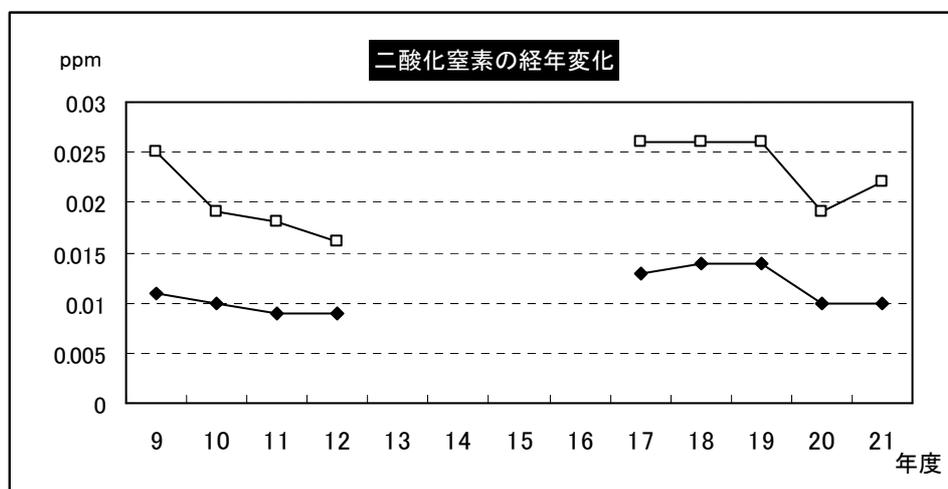
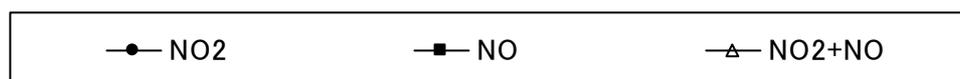
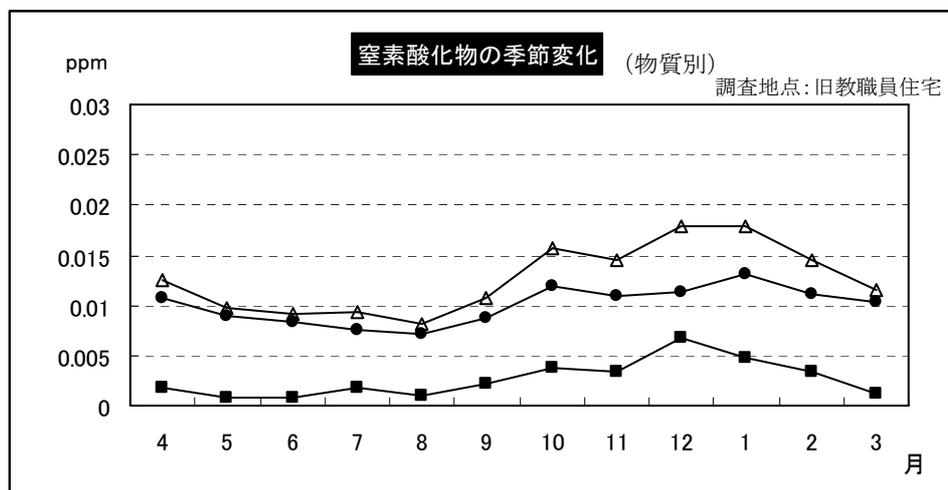
日平均値が環境基準値(0.04ppm)を超えた日数、および1時間値が環境基準(0.1ppm)を超えた時間はありませんでした。



<窒素酸化物> (ザルツマン法)

季節変化は過去と同様に秋から冬にかけて高い値を示す季節変化となっています。

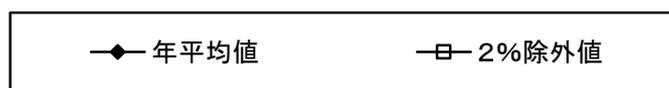
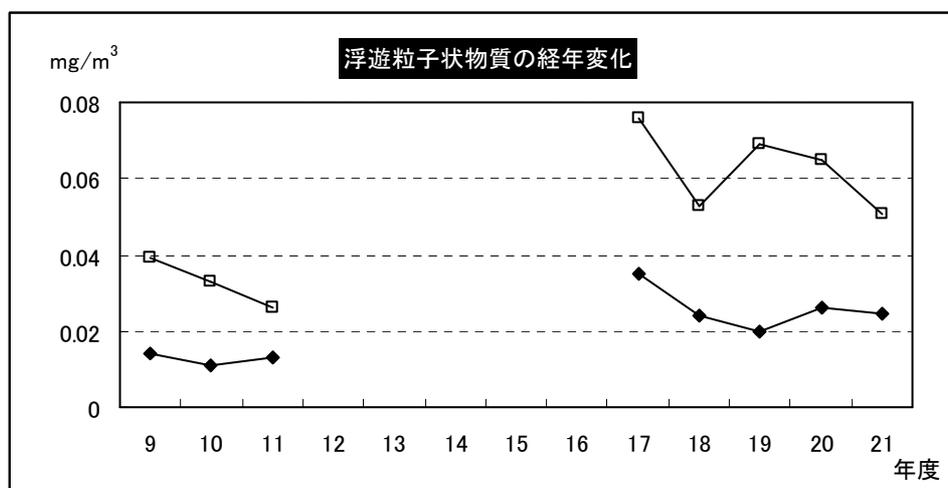
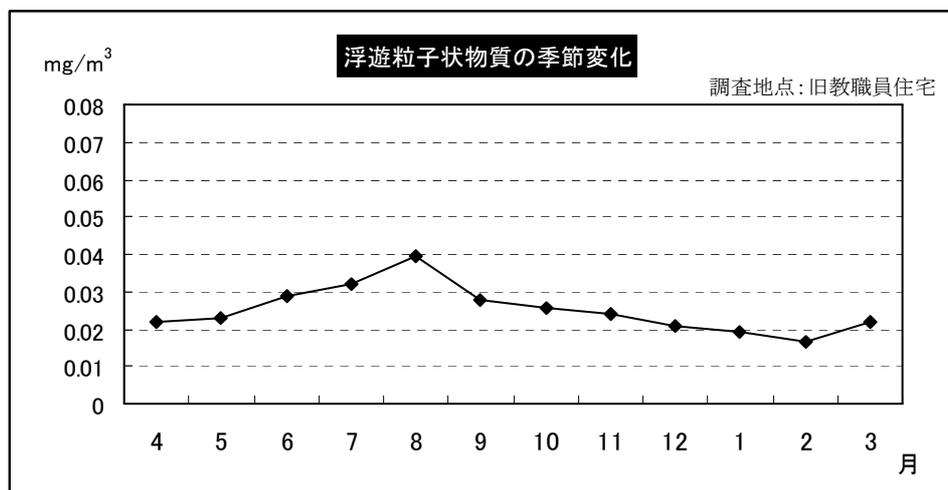
二酸化窒素 (NO₂) については、環境基準で 0.040ppm から 0.060ppm のゾーン内またはそれ以下とされています。年平均値および日平均値の年間 98% 値ともに環境基準を満足しています。



<浮遊粒子状物質>

季節変化は夏に一時的に増加したものの他は一定レベルで推移しています。また年平均値経年変化は一時期増加しましたが、現在は低下しつつあります。

環境基準と比較すると、概ね日平均値、1時間値ともに環境基準(0.10mg/m³、0.20mg/m³)を満足しており、日平均値の2%除外値についても0.051mg/m³と環境基準を満足しています。



(3) ハイボリュームエアサンプラーによる粉じん中の重金属調査

<浮遊粒子状物質中の金属成分>

全調査地点での粉じん量は環境基準以下となっています。金属成分についても、過去と同様に環境レベルの目安としての労働衛生上の基準値（「日本産業衛生学会」暴露許容濃度）を大きく下回っています。

	採取年月	鉛	カドミウム	マンガン	バナジウム	クロム	亜鉛	硫酸根	粉じん量
	単位	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	mg/m^3						
南中学校	H20.9	0.009	0.0003	0.010	0.004	0.007	0.026	6.46	0.0272
	H21.3	0.0064	<0.0001	0.045	<0.0001	0.016	0.012	1.92	0.0073
	H21.9	<0.014	<0.0014	<0.0034	<0.0034	<0.020	0.011	2.30	0.0248
	H22.3	<0.014	<0.0014	0.0048	<0.0035	<0.021	0.022	4.0	0.0201
神照小学校	H20.9	0.012	0.0003	0.0110	0.0010	0.018	0.023	4.61	0.0125
	H21.3	0.003	<0.0001	0.0011	<0.0001	<0.0001	0.0007	2.57	0.0019
	H21.8	<0.016	<0.0016	<0.0039	<0.0039	<0.024	0.026	6.4	0.0229
	H22.2	<0.012	<0.0012	<0.0029	<0.0029	<0.018	0.022	3.6	0.0253
長浜南小学校	H20.9	0.0140	0.0003	0.011	0.0030	0.007	0.033	5.60	0.0198
	H21.3	0.0043	0.0001	0.0020	0.0006	0.054	0.005	2.01	0.0046
	H21.8	<0.011	<0.0011	0.0037	0.0043	<0.016	0.019	5.8	0.0201
	H22.3	0.014	<0.0011	0.0041	<0.0026	<0.015	0.025	3.3	0.0172
東中学校	H20.9	0.010	0.0002	0.011	0.003	0.016	0.024	5.25	0.0161
	H21.3	0.0068	0.0002	0.0075	<0.0001	0.049	0.0095	2.80	0.0096
	H21.8	<0.013	0.0012	<0.0031	0.0043	<0.019	0.027	6.1	0.0219
	H22.3	<0.012	<0.0012	0.0043	<0.0031	<0.018	0.020	4.2	0.0177
市民プール	H20.9	0.010	0.0002	0.009	0.002	0.010	0.023	4.11	0.0154
	H21.3	0.016	0.0001	0.0076	0.015	0.018	0.033	5.40	0.0161
	H21.9	<0.013	<0.0013	<0.0032	<0.0032	<0.019	0.011	2.1	0.0215
	H22.2	<0.013	<0.0013	0.0053	<0.0033	<0.020	0.028	4.2	0.0350
サンパレス	H20.9	0.011	0.0003	0.011	0.001	0.014	0.021	5.07	0.0150
	H21.3	0.013	0.0002	0.0037	0.0011	0.018	0.0094	5.05	0.0163
	H21.8	0.028	<0.0012	0.0042	<0.0030	<0.018	0.032	5.4	0.0283
	H22.2	<0.012	<0.0012	0.0083	<0.0030	<0.018	0.026	1.8	0.0257
長浜市役所	H20.9	0.001	0.0003	0.014	0.003	0.008	0.025	5.52	0.0234
	H21.3	0.026	0.0007	0.026	0.010	0.028	0.077	5.24	0.0004
	H21.8	0.020	<0.0011	0.0042	<0.0027	<0.016	0.029	5.7	0.0267
	H22.2	<0.011	<0.0011	0.0032	<0.0027	0.016	0.028	6.4	0.0274
浅井支所	H20.9	0.014	0.0002	0.010	0.005	0.007	0.031	9.77	0.0308
	H21.3	0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.019	<0.0001	2.08	0.0033
	H21.8	<0.016	<0.0016	<0.0039	0.0039	<0.023	0.024	5.9	0.0241
	H22.3	<0.012	<0.0012	0.0037	<0.0031	<0.018	0.017	4.2	0.0189
びわ支所	H20.9	0.010	0.0002	0.005	0.011	0.0004	0.045	8.25	0.0298
	H21.3	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.026	<0.0001	2.51	0.0100
	H21.8	<0.013	<0.0014	0.0046	<0.0033	0.023	0.031	6.3	0.0300
	H22.2	<0.010	<0.0010	0.0036	<0.0026	<0.016	0.022	3.6	0.0224

5 評価

長浜市における大気環境は、例年概ねの環境基準を満足する状況にあります。平成21年度についても、項目ごとの経年変化は、過去から長期的に低い値で横ばいであり、全般的に汚染は軽微であると考えられます。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

PbO₂法による汚染度判定基準

汚 染 度	mg SO ₂ /day/100 cm ² PbO ₂	詳 細
汚 染 第 1 度	0.5以上～1.0未満	軽微の汚染
汚 染 第 2 度	1.0以上～2.0未満	普通程度の汚染
汚 染 第 3 度	2.0以上～3.0未満	中等程度の汚染
汚 染 第 4 度	3.0以上～4.0未満	やや高度の汚染
汚 染 第 5 度	4.0以上～	高度の汚染

用語の解説

◇硫黄酸化物

硫黄が燃焼してできるもので、主に石油、石炭などの化石燃料を燃焼させるときに発生します。二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃)があり、大気汚染の主な原因となるのは二酸化硫黄で、目やのどを刺激するなど、動植物に被害を与えます。

◇窒素酸化物

主にボイラーや自動車など燃料が高温で燃焼するとき、空気中の窒素や燃料中の窒素が同時に燃えて発生します。特に一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)が大気汚染の原因といわれ、光化学スモッグの原因物質のひとつと考えられています。

◇浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している小さな粒子のことで、風で巻き上げられる土ぼこりや工場から出るぼこり、燃料を燃焼したときに出るすす等の人為的なものがあります。

環境基準では人体に影響の大きい直径0.01mm以下のものとしています。

◇環境基準

人の健康や生活環境を守るうえで、維持することが望ましい基準で、公害防止施策上の目標値として扱われています。

(1) 簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物調査結果

(H21)

月	調査期間	西 中学校	南 中学校	神照 小学校	長浜南 小学校	東 中学校	調理 短大	市民 プール	浅井 支所	びわ 支所
4	4.8 - 5.11	0.078	0.051	0.062	0.055	0.030	0.046	0.031	0.038	0.043
5	5.11 - 6.8	0.029	0.048	0.051	0.032	0.024	0.042	0.031	0.022	0.040
6	6.8 - 7.8	0.11	0.073	0.097	0.032	0.033	0.12	0.052	0.033	0.062
7	7.8 - 8.10	0.072	0.045	0.057	0.014	0.031	0.057	0.036	0.029	0.033
8	8.10 - 9.11	0.042	0.046	0.073	0.037	0.039	0.054	0.041	0.041	0.040
9	9.11 - 10.9	0.093	0.042	0.077	0.027	0.029	0.073	0.025	0.026	0.028
10	10.9 - 11.9	0.031	0.032	0.032	0.020	0.022	0.032	0.022	0.017	0.023
11	11.9 - 12.8	0.047	0.039	0.060	0.039	0.040	0.035	0.027	0.021	0.027
12	12.8 - 1.6	0.050	0.050	0.074	0.024	0.023	0.040	0.025	0.014	0.017
1	1.6 - 2.5	0.053	0.048	0.057	0.030	0.028	0.054	0.031	0.020	0.033
2	2.5 - 3.5	0.027	0.066	0.038	0.026	0.014	0.020	0.037	0.021	0.030
3	3.5 - 4.7	0.065	0.056	0.053	0.035	0.039	0.072	0.030	0.019	0.033
	平均値	0.058	0.050	0.061	0.031	0.029	0.054	0.032	0.025	0.034
	最大値	0.110	0.073	0.097	0.055	0.040	0.120	0.052	0.041	0.062
	最小値	0.027	0.032	0.032	0.014	0.014	0.020	0.022	0.014	0.017

単位：mg/day/100cm²

窒素酸化物調査結果

(H21)

月	調査期間	西 中学校	南 中学校	神照 小学校	長浜南 小学校	東 中学校	調理 短大	市民 プール	浅井 支所	びわ 支所
4	4.8 - 5.11	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001
5	5.11 - 6.8	0.002	0.001	0.001	0.003	0.001	0.003	0.001	0.002	0.001
6	6.8 - 7.8	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.004	0.003	0.002	0.001
7	7.8 - 8.10	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.003	0.002	0.002	0.001
8	8.10 - 9.11	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.003	0.001	0.001	0.001
9	9.11 - 10.9	0.003	0.002	0.002	0.003	0.001	0.005	0.002	0.003	0.001
10	10.9 - 11.9	0.002	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.003	0.001	0.001	0.001
11	11.9 - 12.8	0.003	0.002	0.002	0.002	<0.001	0.003	0.002	0.002	<0.001
12	12.8 - 1.6	0.002	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.002	0.001	0.001	<0.001
1	1.6 - 2.5	0.003	0.002	0.002	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	0.002	<0.001
2	2.5 - 3.5	0.002	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.004	0.002	<0.001	<0.001
3	3.5 - 4.7	0.003	0.002	0.002	0.001	<0.001	0.003	0.001	<0.001	<0.001
	平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.003	0.001	0.002	0.001
	最大値	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.005	0.003	0.003	0.001
	最小値	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001

単位：mg/day/100cm²

(2) 自動計測器による調査

窒素酸化物調査結果 <旧教職員住宅>

(H21)

二酸化窒素 (NO ₂)													
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
278	6851	0.010	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0

(H21)

一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)
278	6851	0.0028	0.103	0.018	278	6851	0.013	0.14	0.039	78.6

二酸化窒素(NO₂)

項目	平成21年										平成22年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	26	14	25	22	22	20	20	20	31	30	18	30	
測定時間 (時間)	674	396	599	541	552	478	493	497	735	721	441	724	
月平均値 (ppm)	0.011	0.009	0.008	0.008	0.007	0.009	0.012	0.011	0.011	0.013	0.0111	0.010	
1時間値の最高値 (ppm)	0.042	0.037	0.032	0.020	0.021	0.027	0.030	0.028	0.027	0.040	0.036	0.039	
日平均値の最高値 (ppm)	0.019	0.018	0.013	0.010	0.011	0.014	0.019	0.018	0.019	0.026	0.022	0.017	
1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

一酸化窒素(NO)

項目	平成21年										平成22年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	26	14	25	22	22	20	20	20	31	30	18	30	
測定時間 (時間)	674	396	599	541	552	478	493	497	735	721	441	724	
月平均値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.004	0.003	0.007	0.005	0.003	0.001	
1時間値の最高値 (ppm)	0.022	0.022	0.007	0.019	0.016	0.036	0.042	0.043	0.066	0.103	0.065	0.039	
日平均値の最高値 (ppm)	0.0068	0.0028	0.0020	0.0046	0.0040	0.0078	0.014	0.014	0.025	0.024	0.020	0.0063	

窒素酸化物(NO+NO₂)

項目	平成21年										平成22年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	26	14	25	22	22	20	20	20	31	30	18	30	
測定時間 (時間)	674	396	599	541	552	478	493	497	735	721	441	724	
月平均値 (ppm)	0.013	0.010	0.009	0.009	0.008	0.011	0.016	0.014	0.018	0.018	0.015	0.011	
1時間値の最高値 (ppm)	0.054	0.056	0.034	0.037	0.028	0.051	0.067	0.063	0.086	0.136	0.091	0.063	
日平均値の最高値 (ppm)	0.024	0.020	0.014	0.013	0.013	0.018	0.034	0.031	0.043	0.048	0.040	0.022	
月平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂) (%)	85.1	91.9	91.9	80.9	87.5	80.5	75.5	76.3	62.6	73.7	76.3	89.7	

二酸化硫黄調査結果 <旧教職員住宅>

*自動計測器の故障により、測定時間の規定（6000時間以上）を満たしていないため以下の数値は参考値とします。

(H21)

二酸化硫黄 (SO ₂)										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)	(無 ○・有 ×)		
214	5392	0.0012	0.015	0	0	0	0	○	0.0033	0

二酸化硫黄(SO₂)

項目	平成21年										平成22年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	22	17	23	22	22	20	16			24	18	30	
測定時間 (時間)	616	429	588	546	549	468	451			582	439	724	
月平均値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001			0.001	0.001	0.001	
1時間値の最高値 (ppm)	0.015	0.007	0.015	0.003	0.008	0.004	0.006			0.007	0.007	0.008	
日平均値の最高値 (ppm)	0.007	0.003	0.003	0.001	0.004	0.002	0.002			0.003	0.002	0.003	
1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	
日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	

浮遊粒子状物質調査結果 <旧教職員住宅>

*自動計測器の故障により、測定時間の規定（6000時間以上）を満たしていないため以下の数値は参考値とします。

(H21)

浮遊粒子物質 (SPM)										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無		環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)	(無 ○・有 ×)		
283	6966	0.025	0.57	8	0.11	1	0.35	○	0.051	1

浮遊粒子物質 (SPM)

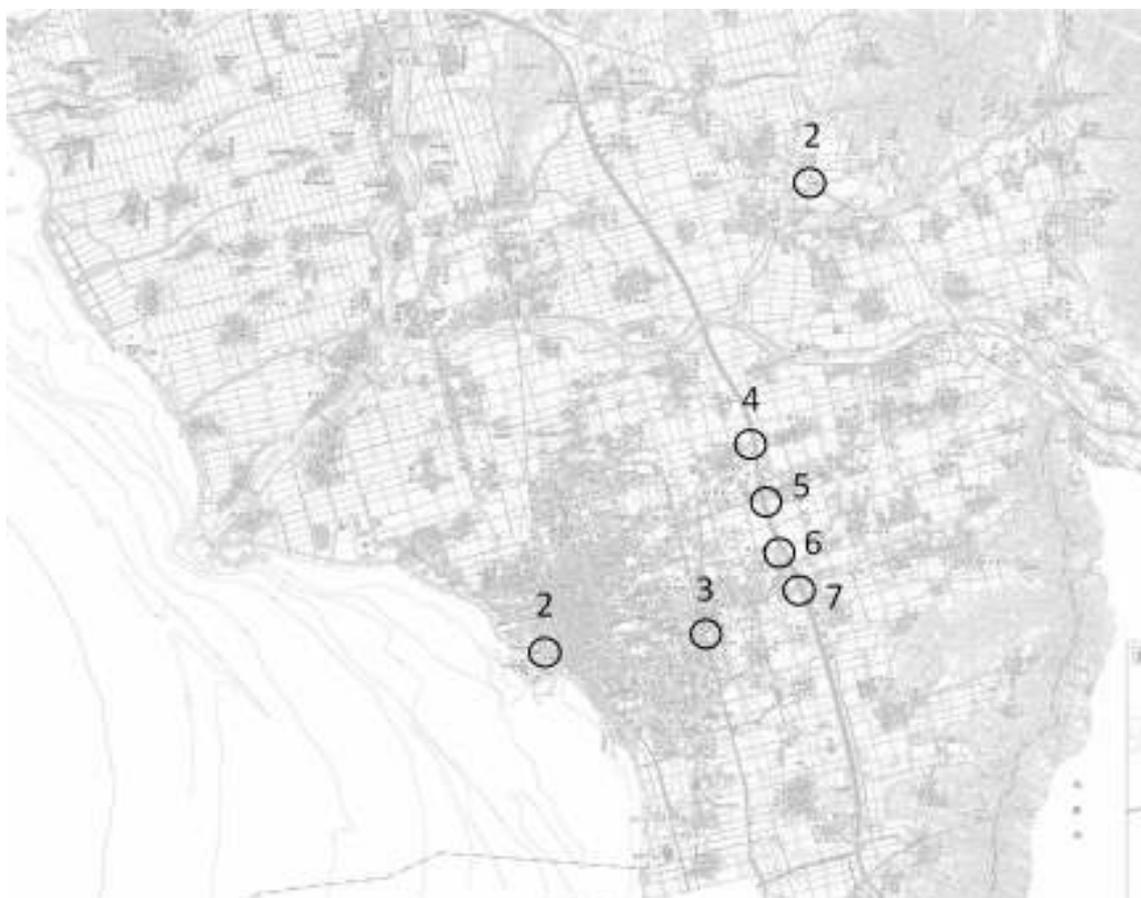
項目	平成21年										平成22年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	28	17	25	22	22	20	20	20	31	30	18	30	
測定時間 (時間)	695	429	614	533	557	494	502	491	742	740	443	726	
月平均値 (mg/m ³)	0.022	0.023	0.029	0.032	0.039	0.028	0.026	0.024	0.021	0.019	0.016	0.022	
1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.057	0.062	0.187	0.14	0.21	0.155	0.192	0.119	0.092	0.164	0.043	0.569	
日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.036	0.029	0.052	0.05	0.077	0.043	0.051	0.039	0.050	0.042	0.024	0.132	
1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6	
日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

第4節 道路交通騒音・振動調査結果

1 概要

通行自動車による騒音や振動などの生活環境への影響を把握するため、交通騒音・振動調査を行いました。

2 調査地点



<市内主要道路交通騒音振動調査>

- ① 国道8号線（宮司町・旧長浜市保健センター分室前）
〔4車線道路 騒音第3種 振動第2種（I） 〕
- ② 国道365号線（内保町・長浜市社会福祉協議会浅井支所前）
〔2車線道路 騒音第2種 振動第1種 〕
- ③ 県道大津能登川長浜線（港町・市民コート前）
〔4車線道路 騒音第2種 振動第1種 〕

<北陸自動車道交通騒音調査>

北陸自動車沿線の側道（④榎木町 ⑤加納町 ⑥南田附町 ⑦宮司町）

3 調査実施日

<市内主要道路交通騒音振動調査>

- ①国道8号線 宮司町・旧長浜市保健センター分室前
平成21年10月29日～10月30日
- ②国道365号線 内保町・長浜市社会福祉協議会浅井支所前
平成21年10月29日～10月30日
- ③県道大津能登川長浜線 港町・市民コート前
平成21年10月27日～10月28日

<北陸自動車道交通騒音調査>

- ④～⑦北陸自動車道沿線の側道・・・平成21年10月21日

4 調査方法

■騒音の測定方法

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく地域指定内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（昭和46.6.23 総・厚令3）に基づき、JIS Z-8731に定める騒音レベル測定方法により調査しました（但し測定日数を除く）。

■振動の測定方法

「振動規制法施行規則」（昭和51.11.10 総理府令）に定める方法により調査しました。

用語の解説

* 騒音の環境基準 *

その地域の用途に応じ、住民が快適に暮らすための音の大きさの目安として定められたもので、みんなが努力して、生活環境の音をこの値以下のレベルになるようにしようという目標値です。

同時に、道路に面する環境基準も定められています。

* 自動車騒音の限度を定める命令 *

騒音規制法に基づく基準で、これに定められた測定方法によって測定した場合において、この限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対して、交通規制を要請でき、また、道路構造の改善、その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して道路管理者、または関係行政機関の長に意見を述べることができます。

5 調査結果

<市内主要道路調査結果>

①国道8号線 宮司町・旧長浜市保健センター分室前

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼 67.3dB、夜 65.5dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）の夜の時間区分を満たしていません。しかし、概ねどの時間帯も自動車騒音要請限度（75・70）以下となっています。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 35.9dB、夜 27.3dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼 283.2 台/10 分、夜 144 台/10 分で日中は概ね交通量が多く、20時以降で減少傾向が見られました。

②国道365号線 内保町・長浜市社会福祉協議会浅井支所前

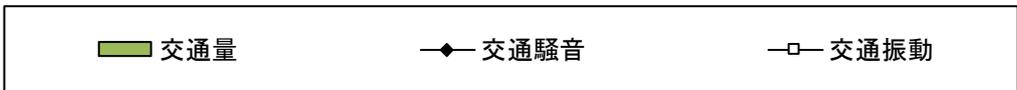
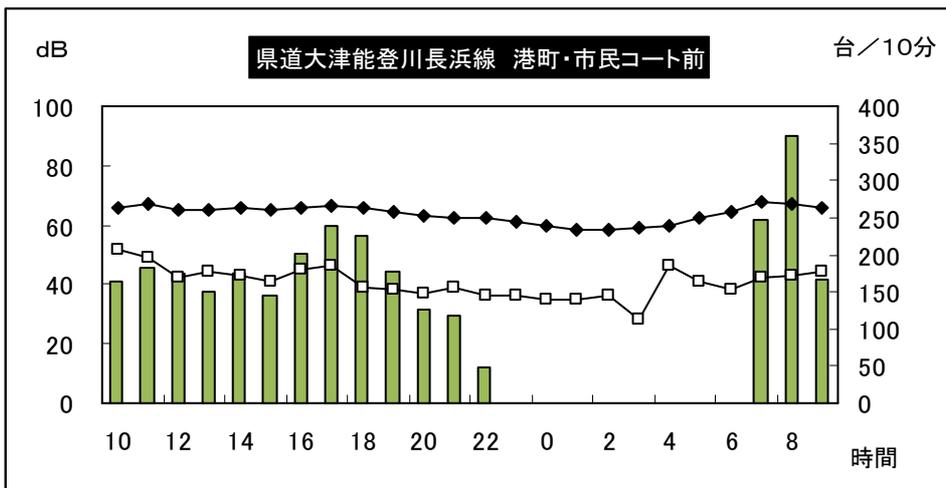
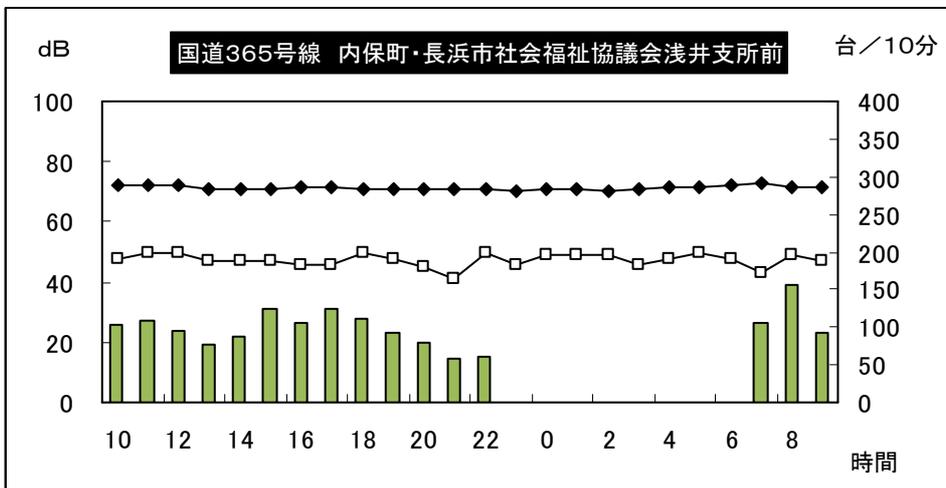
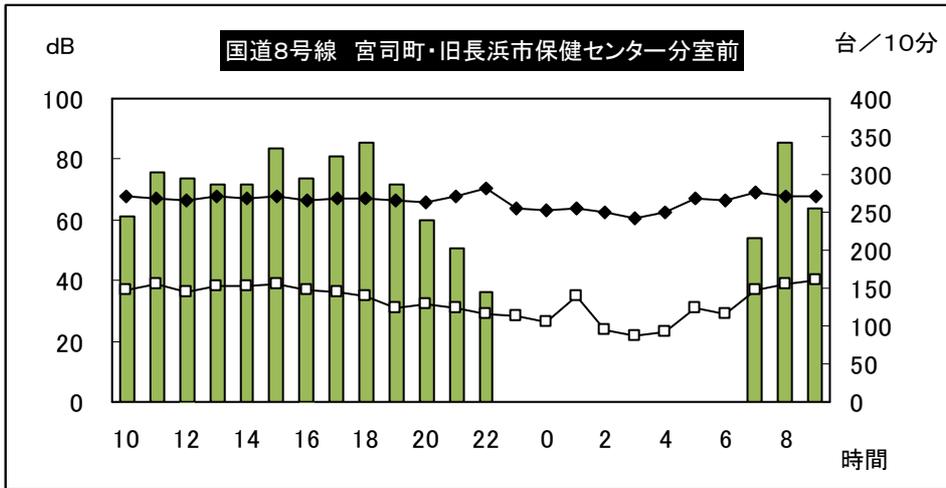
騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼 71.5dB、夜 70.9dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）を全ての時間区分で満たしていません。また、自動車騒音要請限度（75・70）についても夜の時間区分を満たしていませんでした。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 47.0dB、夜 48.4dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼 101.6 台/10 分、夜 60 台/10 分であり、通行車両に占める大型車の割合が非常に高いことがわかりました。

③県道大津能登川長浜線 港町・市民コート前

騒音レベルは時間区分ごとの平均レベルで、昼 65.6dB、夜 60.5dB であり、道路に面する地域の環境基準（65・60）について全ての時間区分を満たしていません。しかし、どの時間帯も自動車騒音要請限度（75・70）以下となっています。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 42.6dB、夜 36.6dB でした。時間ごとの2輪を含む平均交通量は昼 190.1 台/10 分、夜 56 台/10 分であり、8時ごろと17時ごろの時間帯において交通量が増えています。



交通騒音振動調査結果

平成21年10月29日(木)～30日(金) 国道8号線 宮司町・旧長浜市保健センター分室前

測定時刻	騒音レベル			振動レベル			交通量 (台/10分)						交通量合計	大型混合率	2輪混合率	
	Leq (Lmax, L50)			L10 (L50, L90)			北行き			南行き						
	大	小	三	大	小	三	大	小	三	大	小	三				
10:00	67.7	(87.1 , 61.4)		37	(27 , 20)		11	140	0	10	84	1	246	8.5	0.4	
11:00	67.4	(83.8 , 61.7)		39	(29 , 22)		12	162	0	17	112	0	303	9.6	0	
12:00	66.7	(83.8 , 61.2)		36	(28 , 23)		11	157	0	9	117	0	294	6.8	0	
13:00	67.7	(88.8 , 61.5)		38	(28 , 20)		7	152	0	6	121	0	286	4.5	0	
14:00	67.4	(87.3 , 61.9)		38	(28 , 20)		8	146	1	12	120	0	287	7	0.3	
15:00	67.5	(84.7 , 62.2)		39	(28 , 21)		12	167	1	12	141	0	333	7.2	0.3	
16:00	66.7	(81.8 , 61.5)		37	(26 , 20)		10	150	1	12	120	1	294	7.5	0.7	
17:00	67.1	(82.5 , 62.2)		36	(26 , 20)		4	175	2	7	133	2	323	3.4	1.2	
18:00	67.0	(83.6 , 61.0)		35	(26 , 20)		6	188	2	6	141	0	343	3.5	0.6	
19:00	66.3	(80.5 , 61.2)		31	(24 , 20)		1	151	6	3	125	1	287	1.4	2.4	
20:00	66.0	(83.8 , 59.5)		32	(25 , 20)		6	114	2	2	115	0	239	3.3	0.8	
21:00	67.7	(94.8 , 58.0)		31	(23 , 20)		2	98	0	2	100	0	202	2	0	
22:00	70.6	(102.9 , 56.4)		29	(23 , 20)		0	69	0	6	66	3	144	4.2	2.1	
23:00	63.7	(82.8 , 52.7)		28	(20 , 20)											
0:00	62.9	(83.4 , 47.0)		26	(20 , 20)											
1:00	63.8	(85.9 , 46.6)		35	(20 , 20)											
2:00	62.5	(86.3 , 44.3)		24	(20 , 20)											
3:00	60.5	(85.3 , 45.0)		22	(20 , 20)											
4:00	62.3	(85.1 , 45.8)		23	(20 , 20)											
5:00	67.3	(97.3 , 49.4)		31	(20 , 20)											
6:00	66.4	(90.5 , 54.7)		29	(20 , 20)											
7:00	68.8	(87.3 , 61.9)		37	(25 , 20)		1	108	1	9	97	0	216	4.6	0.5	
8:00	68.0	(84.4 , 62.0)		39	(28 , 22)		5	170	1	16	149	0	341	6.2	0.3	
9:00	67.7	(83.6 , 62.1)		40	(29 , 22)		5	127	0	12	112	0	256	6.6	0	
昼	67.3	(95 , 60.9)		35.9	(26 , 21)		6.7	147	1.1	9	119.1	0.3	283.2	5.5	0.5	
夜	65.5	(103 , 48.4)		27.3	(20 , 20)		0	69	0	6	66	3	144	4.2	2.1	

平成21年10月29日(木)～30日(金) 国道365号線 内保町・長浜市社会福祉協議会浅井支所前

測定時刻	騒音レベル			振動レベル			交通量 (台/10分)						交通量合計	大型混合率	2輪混合率	
	Leq (Lmax, L50)			L10 (L50, L90)			北行き			南行き						
	大	小	三	大	小	三	大	小	三	大	小	三				
10:00	71.9	(85.4 , 66.0)		48	(30 , 20)		19	42	0	18	23	0	102	36.3	0	
11:00	72.0	(89.8 , 65.7)		50	(26 , 20)		21	39	1	22	26	0	109	39.4	0.9	
12:00	72.5	(88.9 , 64.5)		50	(31 , 20)		14	31	1	27	23	0	96	42.7	1	
13:00	71.1	(87.5 , 65.0)		47	(29 , 20)		15	19	0	17	26	0	77	41.6	0	
14:00	70.8	(87.7 , 64.1)		47	(26 , 20)		10	27	0	22	29	0	88	36.4	0	
15:00	70.9	(85.7 , 64.7)		47	(30 , 20)		15	34	0	23	53	0	125	30.4	0	
16:00	71.7	(93.8 , 65.7)		46	(32 , 20)		15	26	0	19	44	1	105	32.4	1	
17:00	71.2	(83.9 , 67.3)		46	(31 , 20)		11	55	1	13	44	1	125	19.2	1.6	
18:00	71.1	(85.1 , 65.9)		50	(30 , 20)		16	45	0	11	39	0	111	24.3	0	
19:00	71.0	(86.6 , 63.4)		48	(29 , 20)		7	30	0	21	34	0	92	30.4	0	
20:00	70.6	(88.6 , 60.5)		45	(26 , 20)		14	30	0	15	21	0	80	36.3	0	
21:00	70.8	(88.4 , 60.1)		41	(20 , 20)		8	16	0	9	25	1	59	28.8	1.7	
22:00	70.7	(85.0 , 56.9)		50	(24 , 20)		14	14	0	17	14	1	60	51.7	1.7	
23:00	70.5	(88.0 , 57.0)		46	(20 , 20)											
0:00	71.0	(88.9 , 55.8)		49	(21 , 20)											
1:00	70.8	(89.1 , 52.7)		49	(24 , 20)											
2:00	69.9	(86.0 , 52.6)		49	(21 , 20)											
3:00	70.7	(85.2 , 55.9)		46	(20 , 20)											
4:00	71.6	(88.4 , 57.4)		48	(20 , 20)											
5:00	71.8	(85.6 , 60.6)		50	(24 , 20)											
6:00	71.9	(86.7 , 62.9)		48	(23 , 20)											
7:00	72.8	(94.9 , 68.1)		43	(26 , 20)		13	39	0	7	48	0	107	18.7	0	
8:00	71.6	(84.0 , 66.0)		49	(33 , 20)		21	57	1	15	61	0	155	23.2	0.6	
9:00	71.8	(85.5 , 64.9)		47	(25 , 20)		12	33	2	14	31	0	92	28.3	2.2	
昼	71.5	(95 , 64.3)		47	(28 , 20)		14.1	34.9	0.4	16.9	35.1	0.2	101.6	30.5	0.6	
夜	70.9	(89 , 56.9)		48.4	(22 , 20)		14	14	0	17	14	1	60	51.7	1.7	

平成21年10月27日(火)~28日(水)

県道大津能登川長浜線 港町・市民コート前

測定時刻	騒音レベル		振動レベル		交通量 (台/10分)						交通量合計	大型混合率	2輪混合率	
	Leq (Lmax, L50)		L10 (L50, L90)		北行き			南行き						
	大	小	大	小	大	小	三	大	小	三				
10:00	65.8	(79.6, 61.2)	52	(34, 20)	18	66	0	12	68	1	165	18.2	0.6	
11:00	67.1	(86.1, 62.4)	49	(27, 20)	22	64	0	14	81	2	183	19.7	1.1	
12:00	65.4	(82.1, 59.1)	42	(25, 20)	12	76	0	14	73	0	175	14.9	0	
13:00	65.3	(79.5, 59.8)	44	(26, 20)	12	59	1	12	66	1	151	15.9	1.3	
14:00	65.7	(82.7, 60.3)	43	(29, 20)	9	65	0	19	81	1	175	16	0.6	
15:00	65.3	(80.2, 60.0)	41	(27, 20)	8	59	0	10	68	0	145	12.4	0	
16:00	65.7	(82.8, 61.4)	45	(41, 40)	10	79	1	12	97	2	201	10.9	1.5	
17:00	66.4	(82.0, 63.0)	46	(32, 21)	16	100	0	11	111	1	239	11.3	0.4	
18:00	65.7	(83.7, 62.4)	39	(32, 20)	9	120	2	3	91	0	225	5.3	0.9	
19:00	64.7	(87.1, 58.8)	38	(27, 20)	2	94	1	1	77	2	177	1.7	1.7	
20:00	63.1	(79.0, 54.3)	37	(20, 20)	2	76	0	3	44	0	125	4	0	
21:00	62.7	(79.8, 53.5)	39	(26, 20)	4	65	0	5	43	0	117	7.7	0	
22:00	62.6	(80.7, 52.6)	36	(21, 20)	4	32	0	1	27	0	64	7.8	0	
23:00	61.1	(78.7, 49.2)	36	(20, 20)	3	24	0	2	19	0	48	10.4	0	
0:00	59.9	(79.3, 45.0)	35	(20, 20)										
1:00	58.1	(78.0, 42.4)	35	(20, 20)										
2:00	58.5	(78.5, 43.2)	36	(20, 20)										
3:00	59.1	(77.7, 43.3)	28	(20, 20)										
4:00	59.5	(80.9, 44.3)	46	(40, 37)										
5:00	62.7	(87.0, 48.0)	41	(20, 20)										
6:00	64.5	(82.3, 55.4)	38	(23, 20)										
7:00	67.7	(89.5, 64.1)	42	(26, 20)	6	84	0	9	146	1	246	6.1	0.4	
8:00	66.8	(84.9, 63.1)	43	(31, 20)	6	131	1	12	208	3	361	5	1.1	
9:00	65.5	(82.0, 60.0)	44	(28, 20)	3	75	0	10	78	0	166	7.8	0	
昼夜	65.6	(90, 59.6)	42.6	(28, 21)	9.3	80.9	0.4	9.8	88.8	0.9	190.1	10	0.7	
	60.5	(81, 46.7)	36.6	(23, 22)	3.5	28	0	1.5	23	0	56	8.9	0	



<港町・市民コート前>

<北陸自動車道騒音調査結果>

各地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を大きく下回っています。交通量に関しては、過去と比較してもほとんど変化はありません。

◎北陸自動車道騒音調査結果

測定場所	測定時間	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
		LAeq	LA50								
榎木	11時台	57.9	56.7	58.4	57.5	60.6	60.0	55.1	54.1	55.1	53.9
	15時台	57.1	56.4	58.3	57.0	59.4	58.7	55.8	54.6	56.4	55.7
	22時台	59.8	59.0	58.8	57.0	59.7	58.6	58.7	57.7	56.4	54.1
	昼	57.5	56.6	58.4	57.3	60.0	59.4	55.5	54.4	55.8	54.8
	夜	59.8	59.0	58.8	57.0	59.7	58.6	58.7	57.7	56.4	54.1
加納	10時台	54.4	56.7	56.7	56.1	55.0	54.7	56.9	53.9	60.3	57.3
	16時台	55.5	56.4	56.4	56.1	58.6	58.1	56.3	55.8	61.4	58.8
	22時台	54.2	59.0	54.1	53.3	54.8	53.6	56.2	55.0	58.5	52.8
	昼	55.0	56.6	56.6	56.1	56.8	56.4	56.6	54.9	60.9	58.1
	夜	54.2	59.0	54.1	53.3	54.8	53.6	56.2	55.0	56.5	52.8
南田附	11時台	59.5	58.9	58.0	57.1	59.6	58.9	57.9	56.7	59.5	59.2
	16時台	59.6	58.7	58.1	56.6	59.7	58.8	59.1	57.8	58.6	57.2
	22時台	57.5	54.9	56.2	54.3	58.0	56.2	59.9	57.9	56.1	53.1
	昼	59.6	58.8	58.1	56.9	59.7	58.9	58.5	57.3	59.1	58.2
	夜	57.5	54.9	56.2	54.3	58.0	56.2	59.9	57.9	56.1	53.1
宮司	11時台	54.6	53.7	54.4	53.4	55.9	55.1	55.1	54.2	56.4	55.8
	16時台	55.5	54.5	56.3	55.7	56.4	55.6	57.5	56.9	55.4	54.1
	22時台	54.8	53.2	54.0	52.3	54.8	53.5	57.1	54.7	55.2	53.8
	昼	55.1	54.1	55.4	54.6	56.2	55.4	56.3	55.6	55.9	55.0
	夜	54.8	53.2	54.0	52.3	54.8	53.5	57.1	54.7	55.2	53.8

H21.10.21

測定場所	測定時刻	測定時間	LAeq	LA05	LA10	LA50	LA90	LA95
榎木	10:02:33	0:10:00	55.1	58.8	57.8	53.9	48.8	47.3
	16:10:48	0:10:00	56.4	59.8	59.0	55.7	51.1	49.6
	22:07:44	0:10:00	56.4	61.4	60.1	54.1	46.0	44.3
加納	10:20:31	0:10:00	60.3	66.1	64.1	57.3	52.4	51.2
	16:30:49	0:10:00	61.4	66.7	65.0	58.8	53.1	51.6
	22:24:36	0:10:00	58.5	64.7	61.8	52.8	48.5	47.7
南田附	10:43:27	0:10:00	59.5	62.6	61.9	59.2	55.1	53.6
	16:48:32	0:10:00	58.6	62.9	61.8	57.2	53.0	52.1
	22:39:32	0:10:00	56.1	61.9	59.9	53.1	49.8	48.6
宮司	11:01:13	0:10:00	56.4	59.8	58.7	55.8	52.1	50.9
	17:02:59	0:10:00	55.4	59.4	58.4	54.1	51.0	50.1
	22:53:53	0:10:00	55.2	59.7	58.3	53.8	50.1	49.0

◎交通量調査結果

測定場所：神田パーキング

H21. 10. 21

測定時刻	南行き 台/10分			北行き 台/10分		
	大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
11:30	33	61	0	28	78	1
17:25	30	154	0	29	65	0
23:00	35	12	0	27	12	0

測定時間	年度	南行き 台/10分			北行き 台/10分		
		大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
11時台	17	30	61	0	32	91	0
	18	37	45	0	32	72	0
	19	32	71	0	34	76	0
	20	28	47	0	26	66	0
	21	33	61	0	28	78	1
17時台	17	45	137	0	25	52	0
	18	31	124	0	16	46	0
	19	23	116	0	30	59	1
	20	23	116	0	30	56	0
	21	30	154	0	29	65	0
23時台	17	47	17	0	55	20	0
	18	29	13	1	36	14	0
	19	31	11	0	49	12	0
	20	43	20	0	48	12	0
	21	35	12	0	27	12	0
昼	17	37.5	99	0	28.5	71.5	0
	18	34	84.5	0	24	59	0
	19	27.5	93.5	0	32	67.5	0.5
	20	25.5	81.5	0	28	61	0
	21	31.5	107.5	0	28.5	71.5	0.5
夜	17	47	17	0	55	20	0
	18	29	13	1	36	14	0
	19	31	11	0	49	12	0
	20	43	20	0	48	12	0
	21	35	12	0	27	12	0

6 評価

市内主要道路については、騒音レベルは、一部で環境基準を超えていますが、概ね自動車要請限度以下となっています。また、振動レベルは、いずれの地点も低いレベルであり問題ないものと思われま。

北陸自動車道交通騒音については、環境基準値（昼：70dB、夜：65dB）を下回っており、問題ないものと思われま。

第2章 環境行政のあゆみ

●昭和30年代まで—産業公害問題の顕在化

- ・戦前にも足尾銅山での鉍毒公害などの環境問題がありましたが、問題が全国に広がり顕在化したのは昭和30年代後半からです。高度経済成長による活発な生産活動に伴い、水俣病、イタイタイ病、四日市ぜんそくなどの深刻な公害問題が全国各地で起こりました。
- ・しかし、公害問題に対して東京都や大阪府などの地方自治体で公害防止条例が制定される程度で、本格的な法制度、行政組織などの体制は未整備でした。
- ・滋賀県、長浜市においても同様であり、環境政策は、上水道やごみ処理などの衛生対策を中心に進められました。

●昭和40年代—環境行政の基盤づくり

- ・公害問題はますます激化し、国民の関心が高まり、公害反対の住民運動が各地で行われました。これに対応して公害対策基本法をはじめとする法体系、環境庁をはじめとする執行体制の整備が行われ、本格的な公害対策がスタートしました。公害対策の中心は、工場等の事業場を対象とする汚染物質の排出規制対策でした。
- ・一方、公害問題と並んで、「列島改造」のローガンで進められた大規模な自然地域の開発問題に対して、自然環境保全法等の法律により開発規制などの対策がとられました。
- ・滋賀県では、昭和44年に公害防止条例が制定され、公害対策が実施されました。またこの時期に琵琶湖の水資源開発を目指す琵琶湖総合開発事業が開始され、琵琶湖の自然環境は大きく姿を変えることになりました。
- ・長浜市では、水質事故などの公害問題が生じていましたが、これに対応して昭和45年には公害対策課が初めて設置され、大気や河川などの環境監視や工場との公害防止協定の締結などが進められ、今日の環境行政の基礎が築かれました。

●昭和50年代—公害問題要因の変化と規制政策からの転換

- ・規制対策の進展により、主に工場に原因を持つ産業公害問題は一段落しましたが、変わって都市化や市民生活に起因する生活排水や自動車排出ガス、近隣騒音などの都市生活型公害や廃棄物問題がクローズアップされるようになってきました。公害問題は事業者の原因があり、市民が被害者であったのに対して、市民生活が原因者であり被害者であるという図式をとるようになってきました。
- ・琵琶湖を抱える滋賀県では、赤潮や水の華の発生に危機感を募らせた県民レベルでの「せっけん運動」が原動力となって、「琵琶湖条例」の制定をはじめとする生活排水に対する取り組みが活発化しました。
- ・長浜市でも、生活排水対策や分別収集開始による廃棄物対策などの市民一人一人へ働きかける環境政策が進展しました。また、住民が地域環境の保全・改善に取り組む身近な環境づくり事業が開始され、一人一人のライフスタイルの改善が求められる地球環境問題時代へ先駆けた取り組みとして全国的にも注目を受けました。

●昭和60年代～平成初期－アメニティ・地球環境への広がり

【アメニティ】

- ・生活にゆとりが生じてきたことに呼応して、市民の環境に対する意識が変化を見せ、環境の質を高めることに目が向けられるようになりました。「アメニティ」という言葉に集約される親水性、豊かな緑、歴史的環境、美しい景観等の保全、創出が環境政策の中心となりました。
- ・これは52年のOECDレポートでの指摘を契機としたもので、国レベルでは50年代後半から「アメニティタウン計画事業」などアメニティ創出のための施策が展開されました。
- ・滋賀県では、「風景条例」が施行され、琵琶湖を水資源から総合的に環境資源ととらえ施策への展開がはかられました。
- ・長浜市では、いち早くアメニティ計画の策定に取り組みましたが、これは身近な環境づくり事業など住民が主体となった環境づくり・まちづくりをベースに進められたもので、その後アメニティ会議の組織化を経て、現在の環境政策の基礎となっています。

【地球環境】

- ・地球環境の危機については、早くから指摘されていましたが、世界的な共通認識を得るようになったのはこの時期です。平成4年の地球サミットでの「持続可能な開発」の原則を謳ったリオ宣言を頂点とし、これ以降地球規模での取り組み体制の整備が進みました。
- ・国内では、昭和63年の環境白書で「地球規模の環境問題」を特集、オゾン層の破壊防止に関するウィーン条約に加入するなど地球環境問題への取り組みが本格的に開始されました。環境政策の領域が広がり、規制的施策だけでなく経済社会システムやライフスタイルの変革が重要となったことを受けて、環境基本法、環境基本計画、アジェンダ21国別行動計画などが相次いで制定され、総合的な環境政策推進の基盤づくりが進みました。
- ・滋賀県では、アジェンダ21滋賀や環境にやさしい物品購入指針の策定などが行われました。特に後者は自治体でのグリーン購入のさきがけとして注目されました。
- ・長浜市では、地球環境問題を資源循環の観点からとらえた実践的な施策が多面的に進められました。その中心となったのは、平成3年に整備された省資源実践館エコハウスであり、生活雑排水対策から始まる身近な生活環境の見直しの延長としてリサイクル活動の支援、環境学習、意識啓発事業などが行われています。

●現在－共生・循環への実践的な取り組みの開始

- ・COP3京都会議での温室効果ガス排出量削減目標の設定を踏まえ、国が率先行動計画の策定を行うなど、地球環境問題対策は枠組み整備の段階から、「共生」、「循環」を具体化する実践行動への段階へと移行しています。
- ・滋賀県では、平成8年に環境基本条例、平成9年には環境総合計画が定められ、環境づくりの枠組みと長期的・総合的な施策推進の方向が明らかにされました。その基本理念として住民が中心となって事業者や行政との協働により、環境保全・創造を進めていく「環境自治」が打ち出され、石けん運動、身近な環境づくり活動と引き継がれてきた滋賀県の環境政策の基本概念と位置づけられています。また、各主体の実践的な取り組みを推進するため、ISO14001認証取得などが行われています。

・長浜市では、平成11年にクリスタルプラザができ新たな分別回収がスタートされるなど、資源循環の取り組みが強化されています。また、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史的文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的として、平成11年7月に「長浜市環境基本条例」を制定し、平成13年3月に「長浜市環境基本計画」を策定して、「自然とひとがともに生きる環境重視のまちづくり」を、市、市民、事業者等が協働・連携して進めています。さらに、平成20年4月からエコオフィス活動をとおして、環境配慮の取り組みを実践しています。

第3章 長浜市環境基本計画について

第1節 計画のめざすもの

(1) 「ながはま環境まちづくりプラン21」策定（見直し）の背景と趣旨

長浜市では、平成13年3月に、旧長浜市において「ながはま環境まちづくりプラン21」を策定して以降、毎年、年次報告書を作成し、進捗状況を検証しながら環境の保全と創造につとめてきましたが、計画策定から7年が経過し、計画の終期である平成22年度まで残りわずかとなりました。

また、この間にも、廃棄物による環境負荷の増大、有害な化学物質による新たな環境汚染の懸念、身近な緑や水辺の減少により生物の多様性が失われつつあることなど種々の環境問題が生じており、地球温暖化にともなう気候変動の顕在化など、地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

さらに、平成18年2月には、市町合併により対象となる市域が拡大するなど、長浜市を取り巻く環境も変化しており、計画の再構築が必要になってきました。

そこで、このような状況に的確に対応し、広範多岐にわたる環境問題に、より効果的に取り組めるよう、これまでの計画を見直し新たに策定するものです。

(2) 計画の枠組み

■目的・性格

- ・良好な環境を保全・創造し、将来にわたって自然とひとがともに生き、快適に暮らすことができるよう、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的としています。
- ・市民、事業者、行政などの各主体が、協働・連携し、環境の保全・創造をまちづくりとして推進するための目標、考え方などを示しています。

■位置づけ

- ・長浜市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第11条の規定に基づき、策定しています。

- ・この計画は、長浜市基本構想におけるまちづくりの基本目標「住み良さが実感でき、自然を慈しむまち」の実現に向け、まちづくりや各種施策の実施にあたっての環境に関する事項の基本的な指針となるものです。

■対象

1. 対象の分野

- ・本計画で対象とする環境の分野は、以下の5つの分野を対象としています。

分 野	具体的な環境の要素
自然環境	山林・里山(里地)・河川・琵琶湖などの自然、農地、動植物など
生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭、化学物質汚染など
循環	資源、エネルギー、廃棄物、バイオマス、水循環など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、省エネなど
快適な環境 (アメニティ)	公園・緑地、景観、美化、歴史・文化的環境、バリアフリー、ユニバーサルデザインなど

2. 対象の地域

- ・対象地域は、長浜市の行政区域全域(149.57Km²)を基本とし、長浜市だけでは解決できない問題については、近隣市町や県などと連携して取り組むこととしています。

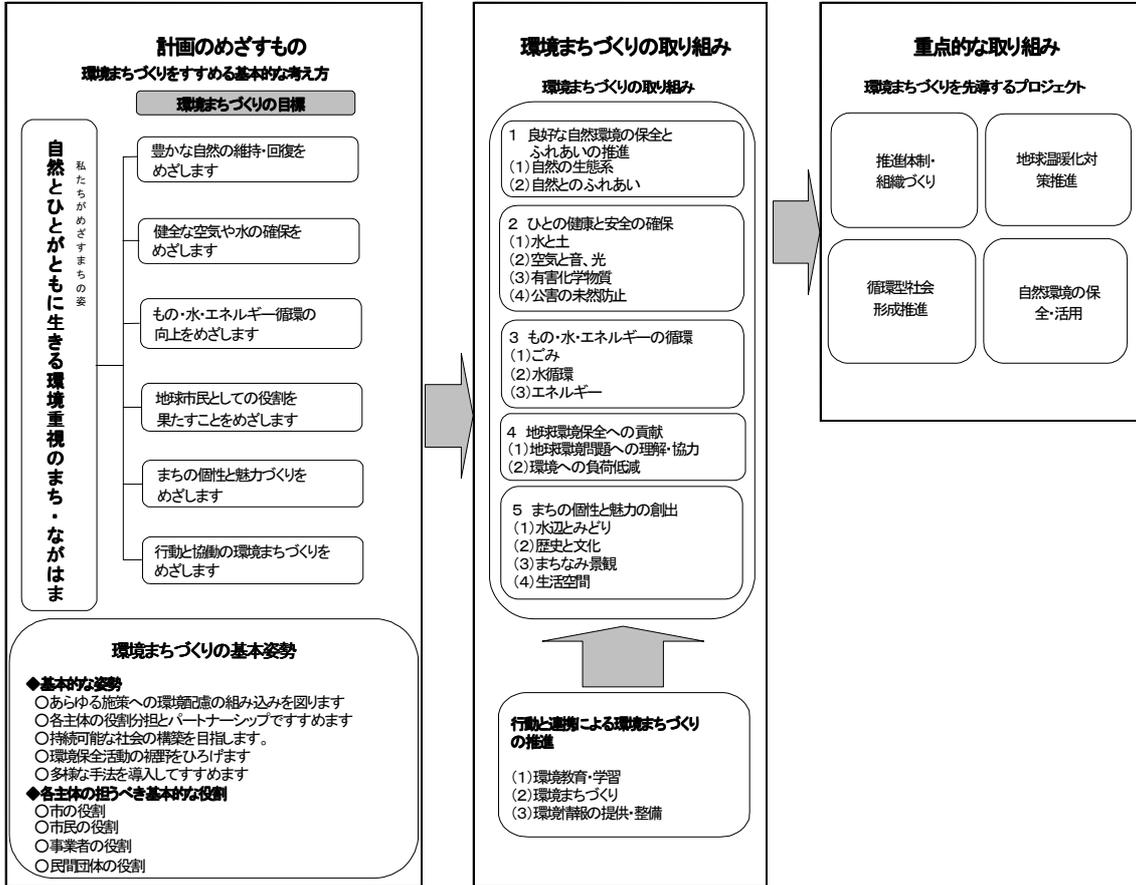
3. 主体

- ・主体は、長浜市で活動するすべての市民、滞在者、事業者、行政とします。各主体が、それぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、取り組むことを基本としています。

■計画の期間

- ・計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とし、社会情勢の変化にともない、必要に応じて見直しをすることとしています。

■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系



第2節 計画をどのように推進するのか

(1) 推進体制

めざすまちの姿の実現に向けて、総合的、計画的な施策や環境配慮の取り組みを着実にすすめていくために、計画推進体制を整備します。

● 環境審議会

環境審議会は、市民、事業者、学識経験者などで構成し、環境の現況や環境施策の推進状況などを公正かつ専門的な立場から審議し、市民意見などを踏まえながら、必要に応じてより効果的な施策を検討し、意見を述べる役割を果たします。

● 市民・事業者・市での推進体制

市、市民、事業者、民間団体などが中心となって取り組みをすすめていくために、各主体の参画による全市的な組織づくりを検討します。環境に関する取り組みを自主的かつ積極的に推進していくとともに、主体間での情報交換や連絡調整などを行い、これらの情報をひろく市民に向けて発信しながら、活動の輪をひろげていきます。

● 広域的な連携体制

河川や琵琶湖、横山などの自然環境の保全や自動車交通対策など、周辺市町と共通する課題や地球環境問題などに対応していくために、近隣市町や県、国などと連携・協力しながら、広域的な視点で取り組みます。

(2) 進捗状況の点検・評価と計画の見直し

計画を円滑かつ確実に推進していくために、定期的、継続的な進行管理を行います。

● 推進指標による継続的な調査

計画の進捗状況をはかるものとして、取り組みの目標に掲げた指標については、できる限り数値の把握に努め、今後の見通しが明らかになった段階でそれぞれの主体が目標値を設けるとともに、計画の推進段階で必要に応じて指標項目を追加していきます。

● 年次報告

環境の状況や市民、事業者、市などの取り組みを広報ながはまや環境報告書、市ホームページなどを通じて公表します。報告は誰もが理解できるよう十分に配慮し、市民や事業者などの活動に役立つものとなるよう工夫します。

● 市民の参画による評価と計画の見直し

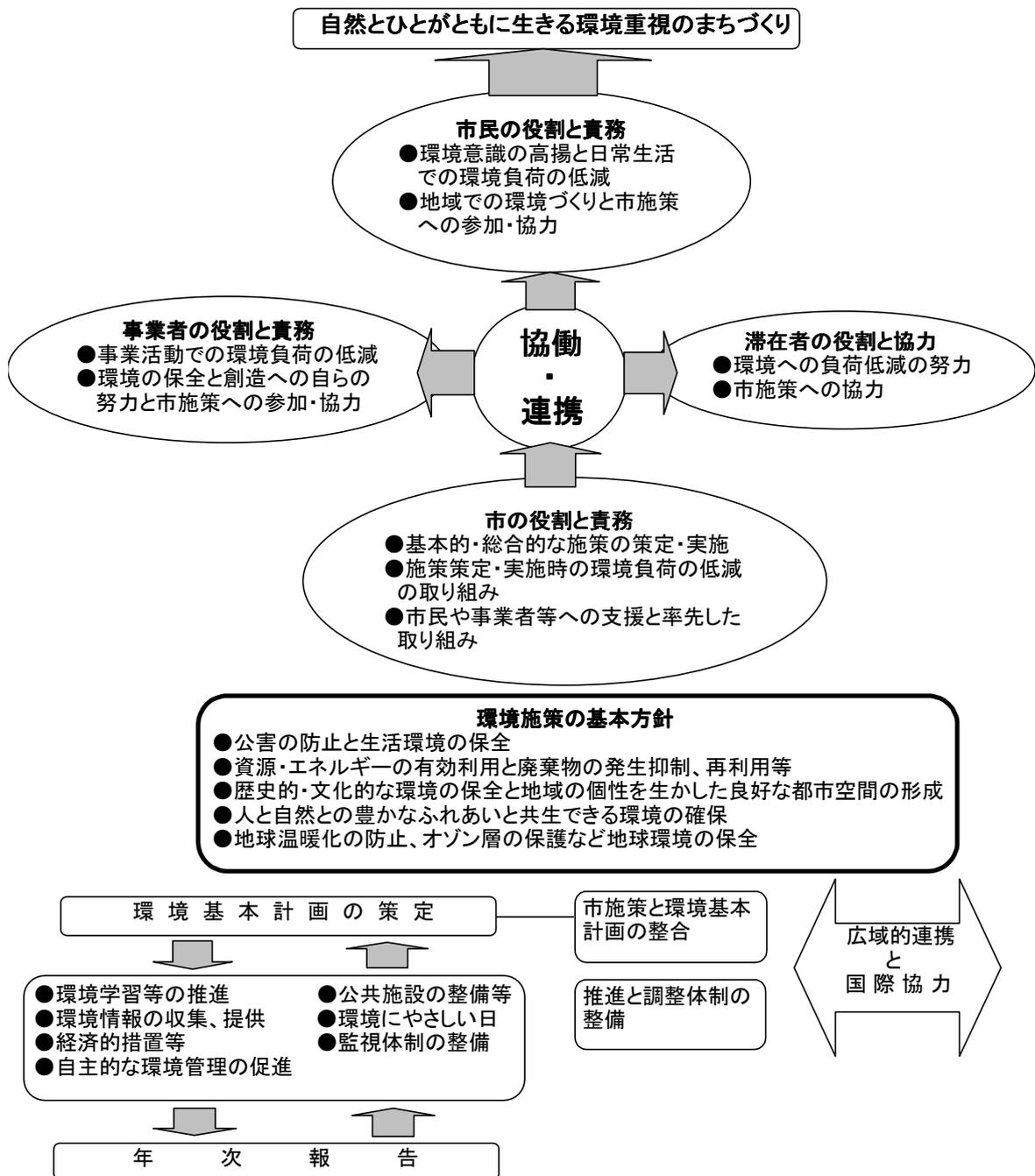
計画の実効性を確保するために、目標の達成状況や市民、事業者、市などの取り組みを定期的に把握、評価します。また社会経済や環境の状況の変化などに適切かつ柔軟に対応し、計画の見直しを行います。評価や計画の見直しにあたっては、市民や事業者などに対して情報の提供を行い、市民や事業者などの参画により検討をすすめます。

第4章 環境の保全と創造に関する条例等

第1節 長浜市環境基本条例

良好な環境の保全と創造をめざし、本市にふさわしい新しい時代を切り拓いていくため、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの基本となる考え方を示す「環境基本条例」を制定しました。

長浜市環境基本条例の概念図



長浜市環境基本条例

平成18年2月13日

条例第90号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的な方針（第8条）

第3章 実現のための方策（第9条—第14条）

第4章 推進のための施策（第15条—第21条）

第5章 環境審議会（第22条）

第6章 雑則（第23条・第24条）

付則

私たちの住んでいる地域には、琵琶湖や姉川、伊吹山や横山など、美しい自然がいっぱいあり、私たちは、いつでも触れたり感じたりすることができます。このようなすばらしい自然が、私たちにとってのおいとやすらぎをあたえ、暮らしやまちが豊かになってきました。

しかし、便利で快適な暮らしができるようになったことはとても良いことですが、そのために、たくさんの物をつくり、たくさんの物を使い、たくさんのゴミを出して、環境に大きな負担をかけてきました。このような行いは、身のまわりの環境を悪くするだけでなく、地球の温度を高くしたり、地球を取り巻くオゾン層を壊してしまうなど、地球にとっても大変なことになってしまいます。このままでは、将来の人たちが暮らせなくなってしまうかもしれません。

いっしょに暮らしている動物や植物、そして私たち人間も、空気や水がないと生きていけません。この空気や水は、いったん汚れると、なかなか元にもどすことができません。そのことを忘れてしまって、環境を汚したり、壊してきたため、大きな問題となっているのです。

今こそ、私たちは、良い環境のなかで暮らすことが、みんなの権利であり、そして良い環境を守り育て、将来の人たちにも残していくことが、みんなの義務であることをあらためて考えていかなければなりません。

今も、そして将来も、みんなが良い環境のなかで暮らしていけるように、みんなが力をあわせて、まわりの環境を守り育てていかなければなりません。そして、このことは、地球を守っていくことにつながります。

このように、環境を大切にしたい人たちが住む長浜市をつくるために、この条例を設けます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境をいいます。

2 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において、「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球規模の環境に影響をおよぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 環境の保全と創造は、良好な環境を実現し、これを将来の世代へと継承するとともに、資源の循環を基本とした活動による環境への負荷の少ない社会が構築されるように、適切に行われなければなりません。

2 環境の保全と創造は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保し、人と自然との触れ合いを保つことにより、自然と人が共生できるように、適切に行われなければなりません。

3 環境の保全と創造は、市、市民、事業者と滞在者がそれぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、私たちの行動と深く関わっていることを考慮し、すべての日常生活と事業活動において身近な問題としてとらえ、国の内外の地域と連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

(市の役割と責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的、総合的な施策を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、環境への影響に関わる施策の策定と実施に当たっては、環境の保全と創造を重視し、環境への負荷を少なくするための必要な措置をとらなければなりません。

3 市は、市民と事業者の自主的な環境の保全と創造に関する活動を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を積極的に推進しなければなりません。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に関する自らの意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷を少なくするように、積極的に努力しなければなりません。

2 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、地域における環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

(事業者の役割と責務)

第6条 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、自らの社会的責任において、事業活動に伴う環境への負荷を少なくするように積極的に努力しなければなりません。

2 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

(滞在者の役割と協力)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷を少なくするように、努力しなければなりません。

2 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力しなければなりません。

第2章 基本的な方針

(環境施策の基本方針)

第8条 市は、この条例の基本的な考え方の実現を図るため、次の基本方針に基づいて施策を推進しなければなりません。

- (1) 公害の防止と生活環境の保全
- (2) 資源・エネルギーの有効な利用と廃棄物の発生抑制、再利用等
- (3) 歴史的・文化的な環境の保全と地域の個性を生かした良好な都市空間の形成
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いと共生できる環境の確保
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全

第3章 実現のための方策

(市、市民、事業者等の協働・連携)

第9条 市は、市、市民、事業者等が協働・連携し、環境の保全と創造のための活動に取り組むことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(広域的連携と国際協力)

第10条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国や他の地方公共団体等と協力して、これを推進しなければなりません。

(環境基本計画)

第11条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければなりません。

2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映できるよう必要な措置をとるとともに、長浜市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項で定められた手続きによります。

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(環境配慮指針)

第13条 市長は、市、市民、事業者の活動や行動を良好な環境の保全と創造へと誘導するために、環境に配慮すべき指針を定める等の必要な措置をとらなければなりません。

2 市、市民、事業者は、前項の環境に配慮すべき指針を守るように努力しなければなりません。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、市の環境の状況や施策の内容等について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第4章 推進のための施策

(環境学習の推進等)

第15条 市は、市民、事業者等が、環境の保全と創造についての理解を深め、環境に配慮した日常生活や事業活動を展開できるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の推進について、必要な措置をとらなければなりません。

(環境情報の収集、提供)

第16条 市は、環境の保全と創造のための活動を促進するため、個人や法人の権利利益の保護に配慮しながら、環境の状況など環境の保全と創造に関する情報を収集し、提供するよう努力しなければなりません。

(経済的措置等)

第17条 市は、市民、事業者等が行う環境への負荷を少なくする設備や施設の整備、自主的な活動を促進するため、適正な経済的助成など必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民、事業者等に対して経済的な負担をかけようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとることができます。

(自主的な環境管理の促進)

第18条 市は、事業者自らがその活動について、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、市民自らが日常生活において、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(公共施設の整備等)

第19条 市は、公共施設の整備や維持管理を行うときは、環境への負荷が少なくなるように、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の減量等の促進に努力しなければなりません。

2 市は、公共施設の整備を行うときは、自然環境の適正な保全や健全な利用を図るなど良好な環境を形成することができるよう努力しなければなりません。

(環境にやさしい日)

第20条 市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲が高まるように、毎年、春分の日を環境にやさしい日とします。

(監視体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制を整備しなければなりません。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、長浜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置きます。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- (1) 環境の保全と創造に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画に関すること

- (3) その他環境の保全と創造に関係して市長から意見を求められた事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関して、市長に意見を述べることができます。
- 4 前3項に定めるもの以外に審議会の組織や運営に関係して必要な事項は、市長が定めます。

第6章 雑則

(推進と調整体制の整備)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的に推進、調整するため、必要な体制を整備します。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

付 則

この条例は、平成18年2月13日から施行します。

第2節 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の錯乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、「長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例」を制定しました。

長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

平成18年2月13日

条例第92号

目次

- 第1章 総則 (第1条—第6条)
- 第2章 廃棄物の減量等 (第7条—第12条)
- 第3章 一般廃棄物の適正処理 (第13条—第20条)
- 第4章 環境の美化 (第21条—第24条)
- 第5章 環境推進員 (第25条)
- 第6章 雑則 (第26条—第30条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)および容器包装に係る分別収集および再商

品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）ならびに湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号。以下「センター条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）事業系一般廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（2）減量 廃棄物の発生を抑制し、再利用、再使用を図ること等により廃棄物の量を減らすことをいう。

（3）再利用 活用しなければ不用となる物または廃棄物を再び使用し、または資源として利用することをいう。

（4）再生資源 再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。

（5）センターの処理施設 センター条例第2条第2項第5号に規定する処理施設をいう。

（市、市民および事業者の相互協力）

第3条 市、市民および事業者は、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進について相互に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、その施策を通じて、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量等に関して、あらゆる機会を通じて、市民および事業者の意識啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自ら第1条に掲げる目的に関する意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を生活環境の保全上支障をきたさない方法でなるべく自ら処理すること等に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化に関し、市の施策および市民の活動に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量等

（施策の推進）

第7条 市は、廃棄物の減量等に関して、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるようにするものとし、市民および事業者は、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

（市の取組み）

第8条 市は、積極的に自ら再生品を使用し、再生資源として回収する等自ら再利用を推進するよう

努めるものとする。

(資源回収活動への参加等)

第9条 市民は、資源回収活動に積極的に参加するとともに、再生品の使用もしくは不用品の活用等により再利用に努めるものとする。

(再生資源等の使用)

第10条 事業者は、物の製造または加工に際して、再生資源または再生品を原料等として用いるように努めなければならない。

2 前項に定めるほか、事業者は、事業活動に要する用品、資材等の調達および使用に際しては、再生品を使用するよう努めなければならない。

(環境保全型製品の普及)

第11条 事業者は、物の製造または加工に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ評価し、適切な材料を選択すること等により、適正な処理が容易であるような、または再利用の促進に寄与するような製品、容器等（以下「環境保全型製品」という。）の製造または加工に努めなければならない。

2 事業者は、製品の販売に際して、環境保全型製品を優先的に販売するように努めなければならない。

3 市民および事業者は、商品の購入等に際しては、環境保全型製品を選択するように努めなければならない。

(容器および包装の適正化等)

第12条 事業者は、物の製造、加工および販売等に際しては、再利用に適した容器を使用し、または過剰な包装の抑制を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民および事業者は、商品の購入に際しては、再利用に適した容器を使用し、または簡易に包装された商品を選択し、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第3章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の自己処理基準)

第13条 市民、事業者および土地または建物の占有者（占有者がいない場合には、その管理者とする。以下同じ。）が、一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第6条の2第2項または第3項に定める基準に準じて処理しなければならない。

(排出基準等)

第14条 湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

2 センターの処理施設で一般廃棄物の処分をしようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分およびセンターの処理施設への搬入の方法（以下「搬入基準」という。）に従ってセンターの処理施設に搬入するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

(排出等の禁止物)

第15条 次の各号に掲げる一般廃棄物は、センターが行う一般廃棄物の収集に際して排出し、またはセンターの処理施設に搬入してはならない。

- (1) 有害性のある一般廃棄物
- (2) 危険性のある一般廃棄物
- (3) 爆発性、発火性または引火性のある一般廃棄物
- (4) 著しく悪臭を発する一般廃棄物（し尿としてくみ取るものを除く。）
- (5) 前各号に掲げる一般廃棄物のほか、センター管理者において一般廃棄物の処理を著しく困難にし、またはセンターの処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物

2 前項各号に規定する排出等の禁止物については、規則で例示するものとする。

(適正処理困難物に係る事業者の協力)

第16条 法第6条の3第1項の規定による指定に係る一般廃棄物または製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難であるとセンターの管理者が指定した一般廃棄物（以下「適正処理困難物」という。）となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者は、当該適正処理困難物の回収を行う等、センターの行う一般廃棄物処理事業に必要な協力をしなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等の措置を講じる場合は、これに協力しなければならない。

(ごみ集積所)

第17条 センターが行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、規則で定める市長への届出に基づき、センター管理者が指定する一般廃棄物を排出する場所（以下「ごみ集積所」という。）に当該一般廃棄物を搬出しなければならない。

2 ごみ集積所は、規則で定める基準（以下「ごみ集積所の基準」という。）に適合するものでなければならない。

3 ごみ集積所を利用する者は、ごみ集積所の清潔保持と環境保全を図り、適正に維持管理しなければならない。

(一般廃棄物の搬入の申請等)

第18条 センターの処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、センター管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(建物の賃貸人等の周知義務)

第19条 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者は、当該建物を居住または事業の用に供する賃借人に対して、排出基準、搬入基準およびごみ集積所の場所ならびに適正な保管について周知しなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第20条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を発生させると認められる事業者に対し、必要と認めるときは、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画（以下「一般廃棄物減量計画」という。）の作成、再利用等の推進その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者は、これを作成し市長に提出

しなければならない。

第4章 環境の美化

(施策の推進と協力)

第21条 市は、環境の美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、市民および事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

2 市は、環境の美化に関し、市民および事業者への情報の提供ならびに意識の啓発に努めるとともに、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるように努めなければならない。

3 市民は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策およびその地域の団体等が行う自主的な美化活動に協力するように努めなければならない。

4 事業者は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策および市民の行う自主的な美化活動に積極的に協力するように努めなければならない。

(清潔の保持)

第22条 土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物を清潔に保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、駅その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の美化に努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように、利用者への啓発等必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の投棄等の禁止および回収命令等)

第23条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、または散乱させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して投棄され、放置され、または散乱している廃棄物が一般廃棄物であるときは、違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定に該当する場合であつて、回収を命ずべき者が明らかでなく、かつ、当該一般廃棄物を放置しておくことが生活環境を著しく阻害すると認められるときは、自ら当該一般廃棄物を回収し、処分することができる。

4 市長は、前項の規定により一般廃棄物の回収等を行った後に、当該一般廃棄物の投棄等をした者が判明したときは、その者に対し、その回収等に要した費用を請求することができる。

(土地の適正管理)

第24条 土地の占有者は、その占有し、または管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう未然に防止する措置を講じる等適正な管理をしなければならない。

第5章 環境推進員

(環境推進員)

第25条 市長は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化を推進すること等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、社会的信望があり、熱意と識見を有する者のうちから、自治会の推薦により環境推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化等を推進するため、規則で定める業務を行う。

第6章 雑則

(指導および助言)

第26条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導および助言を行うことができる。

(立入調査等)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を立ち入らせて調査させ、または関係者に対し、報告を求めることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告を行うことができる。

(1) 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者が、第19条の規定に違反し、貸借人に対して必要な周知をしなかったとき。

(2) 土地または建物の占有者が、第22条第1項の規定に違反し、その占有し、または管理する土地または建物の清潔保持に努めなかったとき。

(公表)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 第23条第2項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。

(2) 第23条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払いをしなかったとき。

(3) 第27条第1項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なく、これを拒み、妨げ、もしくは忌避したとき、または報告を求められた者が正当な理由なくこれに従わなかったときもしくは虚偽の報告を行ったとき。

(4) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、弁明および有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例(平成11年長浜市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第3節 長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

「長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例」の内容を見直し、それまで規定されていた飲料容器と吸殻等の散乱やふん害の防止の禁止事項以外に新たに「たんづばの吐き捨て」「落書き」「路上喫煙」「深夜花火」「犬の引き綱制御」「土地の適正な管理」を規定し生活環境全般に禁止規定を拡大しました。このことにより、さわやかで清潔なまちづくりを市、市民等及び事業者と滞在者が互いに協働・連携しながら快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊で住みよい地域社会を実現することを目的に条例を制定しました。

長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

平成20年3月24日
条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為の禁止等（第6条—第18条）
- 第3章 空き缶等の放置及び投棄の防止に関する協定等（第19条・第20条）
- 第4章 雑則（第21条—第26条）
- 第5章 罰則（第27条・第28条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、長浜市環境基本条例（平成18年長浜市条例第90号）の基本理念にのっとり、環境に関する身近な課題について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、協働して取組を進めるとともに、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民等 市内に居住する者、市内に勤務し、通学し、又は滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- （2）事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- （3）空き缶等 缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、釣道具、花火の燃えがら、チューイングガムのかみかす、包装紙、印刷物その他捨てられることによってごみ散乱の原因となるものをいう。
- （4）公共の場所等 道路、公園、広場、河川、湖岸その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物をいう。
- （5）動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項各号に掲げる動物をいう。

(6) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。

(7) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。

(8) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ホ、ト及びチに規定するものを除く。）の爆発又は燃焼をいう。

(市の責務)

第3条 市は、さわやかで清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の適切な参加の方策を関係機関と連携して推進しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、互いに協力し合い自主的な活動により、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を行った者に対して、条例の趣旨を理解されるよう注意や助言をすることができる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

第2章 さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為の禁止等

(飼い犬の管理)

第6条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所等において移動させるときは、人の生命財産に害を与えないように常に引き綱等により制御しなければならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第7条 動物を飼養し、又は保管する者は、動物が公共の場所等でふんをしたときは、これを放置し、又は投棄してはならない。

(空き缶等の放置及び投棄の禁止)

第8条 市民等及び事業者は、空き缶等を公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該宣伝物等を回収しなければならない。

3 公共の場所において、行催事を開催した者は、開催場所及びその周辺を清掃しなければならない。

(喫煙の規制等)

第9条 市民等は、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れが設置されている場所において喫煙をし、又は携帯用吸い殻入れを持つようにする等、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、他人に迷惑を及ぼし、又は被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなけ

ればならない。

(路上喫煙の禁止)

第10条 市民等は、第11条第1項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、関係機関等の意見を聴くものとする。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に掲示するものとする。

(路上喫煙禁止区域の変更及び解除)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第13条 市内において、自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、その周辺の清掃をしなければならない。

(土地の管理)

第14条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。

(たんつばの吐き捨て禁止)

第15条 市民等は、公共の場所等で、みだりにたんつばを吐き捨ててはならない。

(落書きの禁止)

第16条 市民等は、公共の場所等に落書きしてはならない。

(落書きの消去の要請)

第17条 市長は、落書き(公共の場所にされた落書きに限る。)が放置され、著しく周辺の環境を損なうおそれがあると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(深夜花火の禁止等)

第18条 市民等は、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。)に公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所で花火をしてはならない。

2 公共施設の管理者は、深夜花火の禁止のための啓発及び指導を行うものとする。

第3章 空き缶等の放置及び投棄の防止に関する協定等

(防止協定)

第19条 市長は、空き缶等の放置及び投棄の防止に必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる事項について、防止に関する協定の締結を求めることができる。

- (1) 空き缶等の放置及び投棄の防止の啓発に関する事項
- (2) 放置及び投棄された空き缶等の清掃に関する事項
- (3) その他防止に関して必要な事項

(美化推進地域)

第20条 市長は、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年滋賀県条例第20号）第11条の規定により美化推進地域として設定された琵琶湖岸等の環境美化を推進するため、市民等及び事業者への啓発、美化活動の支援その他必要な措置を講じるものとする。

第4章 雑則

(立入調査)

第21条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、指定する職員に、その必要とする場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為の中止又は是正に必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。

- (1) 第6条の規定に違反して、その飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所等において移動させた者
- (2) 第7条の規定に違反して、ふんを放置し、又は投棄した者
- (3) 第8条の規定に違反して、空き缶等を放置し、若しくは投棄した者、公共の場所において宣伝物等を回収しない者又は行働事後に清掃しない者
- (4) 第10条の規定に違反して、路上喫煙をした者
- (5) 第13条の規定に違反して、回収容器を設置せず、若しくはこれを適正に管理しない者又はその周辺の清掃をしない者
- (6) 第14条の規定に違反して、その所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物その他の物を適正に処理しない者

(勧告)

第23条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が、正当な理由がなく、その指導に従わないときは、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告することができる。

(命令)

第24条 市長は、前条の規定による勧告を受け、その勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命じることができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、その命令に従わないときは、当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、その命令内容の一部を公表することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

(罰則)

第27条 第7条、第8条第1項又は第10条の規定に違反した者で、第24条の規定による命令に従わない者は、2万円以下の罰金に処する。

2 配布した宣伝物等の回収、同条第3項又は第13条の規定に違反した者で、第24条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

第4節 長浜市みどりの基本計画について

うるおいと魅力あるまちづくりを進めるため、市民一人ひとりがまちに愛着をもち、まちづくりの中にみどりを生かし、時代にあった新たなみどりの文化を創造していくことを目標として、平成12年に「長浜市緑の基本計画」を策定しておりましたが、市町合併など、本市を取り巻く状況が変わってきたことから、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施し、都市の魅力を高め環境を保全する指針として、新たに「みどりの基本計画」を策定しました。

みどりの基本計画は、市内のみどりを守り、創り、育てていくことを目的とし、本市のみどりのまちづくりの将来像を示すとともに、将来像を実現していくための施策や、重点的に取り組むリーディングプロジェクトを示しています。

みどりの基本計画では、植物のみどりだけではなく、公園や街路樹、河川やため池などの水辺、農地、建物の緑化などさまざまなみどりを「緑地」としてとらえます。



平成22年度
長浜市環境年次報告書

平成22年12月

問い合わせ先

長浜市市民生活部環境保全課

〒526-8501 長浜市高田町 12-34

TEL 0749-65-6513

FAX 0749-65-6571

E-mail アドレス kankyou@city.nagahama.lg.jp

長浜市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>

表紙の写真は、「リサイクル工作コンテスト」応募作品709点の中から最優秀賞に選ばれた作品です。

下 小学校低学年の部（1・2年生）

宮本 真子さん（湯田小学校）

上左 小学校中学年の部（3・4年生）

野舌溪 彩花さん（余呉小学校）

上右 小学校高学年の部（5・6年生）

辻井 大暉さん（永原小学校）